

壮瞥町議会予算審査特別委員会会議録

平成30年3月14日（水曜日）

○付託事件 議案第18号 平成30年度壮瞥町一般会計予算について

○出席委員（8名）

委員長 真鍋盛男君	委員 森太郎君
副委員長 高井一英君	〃 加藤正志君
委員 佐藤忖君	〃 長内伸一君
〃 菊地敏法君	議長 松本勉君
〃 毛利爾君	

○欠席委員（0名）

○説明員

町 長	佐藤秀敏君
副町長	杉村治男君
教育長	田鍋敏也君
会計管理者	

小松正明君

税務会計課長

総務課長（兼） 作田宏明君

総務課参事 庵 匡君

総務課参事 上名正樹君

住民福祉課長 小林一也君

経済環境課長（兼） 阿部正一君

商工観光課長 齊藤英俊君

建設課長 工藤正彦君

生涯学習課長 山本貴浩君

選管書記長（兼） 作田宏明君

農委事務局長（兼） 阿部正一君

監委事務局長（兼） 齋藤誠士君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 齋藤誠士君

◎開会の宣告

○真鍋委員長 これより平成 30 年壮瞥町議会予算審査特別委員会を開会いたします。

◎開議の宣告

○真鍋委員長 直ちに本日の会議を開きます。

(午前 10 時 00 分)

◎会議録署名委員の指名

○真鍋委員長 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長において森太郎委員、加藤正志委員を指名いたします。

◎審査日程の決定

○真鍋委員長 第 1 回定例会において本特別委員会に付託された審査事件は、議案第 18 号から第 23 号までの平成 30 年度予算についての 6 件でございます。

お諮りいたします。本特別委員会の審査日程は、お手元に配付しました案のとおりといたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本特別委員会の審査日程は、お手元に配付した案のとおりに決しました。

◎議案第 18 号

○真鍋委員長 議案第 18 号 平成 30 年度壮瞥町一般会計予算についてを議題とします。
質疑を受けます。

予算に関する説明書、最初に事項別明細書、歳出について見開きページごとに受けます。
一般会計 32 ページから 33 ページ、議会費。

○森委員 議会一般の関係で嘱託職員の賃金見てございます。これは、議会事務局の異動に絡んでということで、嘱託職員雇い上げするということで聞いておりますが、本来議会事務局の職員というのは、複雑な要素といえますか、事務処理が非常に複雑な部分があつて、議会の権限が十分に発揮できるというような形で事務局が設置されていると思うのですが、例えばこれが事務局の正職員が減員されて、嘱託職員で十分役割が果たせるかという部分については非常に疑問を持っております。これは、一時的というか、実質やっていただいた形でもし不都合が出れば、それはもとに戻る可能性もあるのかどうか、その辺の確認したいと思います。

○副町長 今回の組織改編に伴っての一環の流れの中で体制を見直していきたいということとあります。その根底にあるのは、将来的な人口減に伴って職員数の減少も考慮した上

で、今から準備を進めていきたいということでございます。そうした中で、議会の組織の議会運営にかかわる部分、また監査委員会の事務局の体制等もございしますが、今回いろいろな形で運用してみて、仮に不都合がどうしても生じるというようなことにつきましては、そのときにまた再検討すべき事項かなというふうに思っております。ただ、今回正職、事務局 1 名で嘱託職員の配置ということになりますので、運用上は若干町長部局の総務課のほうから応援をしていくというような体制で臨んでいきたいと思っておりますので、そういった中で対応しながら検証を進めていきたいというふうに思っております。

○森委員 一応私も議会事務局の経験もございましたし、議会に関する事務局のあり方という部分については多少なり知っているつもりでございます。ただ、議会運営というのは、先ほども言ったように複雑な要素があって、専門的知識や応急的な対応といいますか、緊急的な対応も非常に難しい部分があると。参考文献によりますと、専門的知識や経験が要求されるので、短期交代があってははいけないと、それと執行当局の要請によって執行部職員の配置転換のための要員として短期で異動させるようなことは議会の権威保持の上からも厳に慎まなければならないということでございますので、我々議会の機能が落ちないような配慮だけはしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○副町長 委員ご指摘のとおり、そういった文献も承知をしております。そういった中で、全国的な小規模町村の実態も、インターネット上ですが、見させていただいて、こういった体制で臨んでいきたいというふうに思っておりますので、十分ご意見を参酌しながら、また検証しながら運営をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくご理解いただきたいと思います。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 34 ページ、35 ページ、総務費、総務管理費。

○佐藤委員 総務費の一般管理費で嘱託職員賃金が計上されております。行革の進む中で、なかなか正職員といいますか、条例上の職員では間に合わないということで、嘱託職員の制度で切り抜けているのが実情だと思いますけれども、昨年も質問させていただきましたが、29 年度の嘱託職員は 35 名で、賃金は 7,620 万 4,000 円、社会保険料は 1,259 万 3,000 円の 8,897 万 7,000 円との答弁をいただきましたが、30 年度、各款にそれぞれ嘱託職員のことを書かれておりますけれども、30 年度の嘱託職員数と賃金総額と社会保険料について伺いたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

昨年もそのような質問で、各課から後刻答弁をさせていただいたというふうに記憶してございます。今回一応歳出上の予算書のシステムあるものですから、今回それで出しております。30 年度ですが、そのときの賃金が 8,127 万 6,000 円、共済費 1,170 万 3,000 円、平成 30 年、今のところの予算上の話で採用の部分でいくと、予算書の人数と今実質採用決定した者と若干ずれはあるのですが、採用決定している者が 28 名という形になってござ

います。

○佐藤委員 わかりました。そこで、過去3月に入って町政懇談会がありました。そしてその中で第5次行政改革実施計画案について担当者から説明がありました。その中の一つに、事務事業の見直し、そして需用費の削減、これは5年間で10%削減するのだということが言われておりました。そこで、需用費の削減について私なりに考えていることを今述べて、そのような考えでいいのかどうかということで答弁をいただければと思います。

私は、ささやかな努力の積み重ねが、そして昔からちりも積もれば山となるということわざもありますけれども、やはり実践活動でないかなと、削減に向けての職員一人一人の皆さんの実践活動が10%につながっていくのでないかなと。例えば会議等の案内や委員として会議に出たときの報酬の支払いについて、案内をしてくださっている課もあります。それは封書です。その中にA4に印刷した紙が2枚入っております。私は、もしもこのような親切な行為をするのであれば、はがきでいいのでないかなと。また、はがきでなくて、会議が終わった後、半月以内に報酬を振り込みますからというような一言でこれは解決するのでないかなと。そんなことを常日ごろ考えております。既実践している部局もあります。私はいろいろな会議に属しているものですから、町からの案内等をいただくのですが、ずっと一貫してはがきで出している部局もあります。そういう面で、ささやかなもの、ささやかな実践活動が必要でないかな。それは、やはり職員の皆さん一人一人の共通理解が必要だと思います。

行革の計画をまとめるときに、職員の皆さんからいろいろな意見を出していただきましたという言葉はよく聞きます。そういう中で、職員の皆さんから、需用費の削減どうやったらいいでしょうということいろいろアイデアを出していただいて、取り組むことが必要でないかな、そんなことを常日ごろ考えておりますけれども、今言ったのは郵便料に関することですけれども、例えば会議やったときに資料をいただきます。その横に時たま真新しい大きな封筒が置かれていることもあります。大きな封筒というとA4が入るから、100枚印刷すると私は幾らかかるか知りませんが、そういうことから経済していくことが、経済の実践活動が必要だと思いますけれども、このことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○副町長 このたび第5次の行政改革に取り組むということで、最終案の段階に入っておりますが、4月から実施をしていきたいというふうに考えております。そういった中で、委員ご指摘のとおり、需用費の削減を5年間で10%程度進めていきたいということで記載をさせていただいております。ご指摘のとおり、いろんな意味で職員の共通認識をいたした上で取り組まなければならないというふうにも思っておりますが、細かく現時点でどういったものを削減していくかというところまではまだ共通で認識されておられませんので、その辺十分今後共通認識を深めて取り組んでいければというふうに思っております。

以上であります。

○佐藤委員 私たち一人一人が実践活動するということが必要だということを共通認識に

していきたいと思います。

そこで、もう一点、29 年度で終了しました道職員派遣の交流事業といいますか、これは町の職員では対処できない。専門性を生かした経験だとか知識のある方が北海道から派遣されて、町の長年抱えていた水利権を初めとする各種取り組みに努力されていたことに感謝申し上げたいと思います。私は 27 年度と 29 年度の予算審議の中でも質問しているのですけれども、29 年度の第 1 回定例会の中で私が質問しましたところ、残された案件は 6 件であるという答弁をいただいております。そこで、この 1 年間取り組まれて、残された案件 6 件が解決したのかどうかというがお聞きしたいこと。また、このような専門的な知識を持った方が町にはいらっしやらないから、このような派遣がされたと思うのです。要請をして解決してきたと思うのですけれども、今後水利権だとかいろんな課題に取り組む職員の養成も必要でないかなということを考えますけれども、組織改編の中でこのようなことが頭の片隅にでもあったかどうかお聞きしたいと思います。

○副町長 これまで続けて北海道のほうにお願いをして、2 名、2 年間または 3 年間という特殊な例として技術職の派遣をいただきました。主に委員おっしゃるとおり、水利権等の複雑で、また困難な事例に対応していただいております。前回の答弁の中でたしか 6 件だというふうにお答えをしておりましたが、非常に複雑で、相続権が発生しているような物件でどうしても整理がつかないというものもございます。全て終わったというふうにはなっておりませんが、特殊な例としたものだけ残して、今後相続の関係ですので、一定程度の期間を要するか、または本当に困難になるかというものでありますので、そこは今後どういったふうに対応していけば解決できるかは、ちょっと時間がかかろうかなというふうに思っております。ただ、ご指摘のとおり、現職員体制の中で、限られた中でこの困難な業務を続けていけるかというのは未知数でございまして、課題として捉えているという状況であります。今後どういった体制でいけるかは、まだ構築されておられませんので、今後の課題として残していくことになるかなというふうに思っております。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 36 ページ、37 ページ、総務費、総務管理費。

○菊地委員 役場庁舎等維持管理経費の中の光熱水費 840 万と庁舎清掃委託料の部分についてちょっとお聞きしたいというふうに思いますけれども、まず最初に光熱水費の電気代、水道料の内訳をお聞きしたいのと、それと役場庁舎の清掃委託料ということで 145 万 8,000 円ということで計上されておりますけれども、前年度の役場清掃委託料は 210 万 6,000 円ということで、これだけを見ると下がったのかなというふうに感じましたけれども、この下の庁舎環境管理委託料ということで 75 万 6,000 円ということであります。前年度は環境管理委託料ということでは分けていなかったのですけれども、分けた理由があればお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

2点ほどあったかと思います。まず、光熱水費の内訳でございますが、基本的に役場庁舎、交流センターの電気料がトータルで計算上は873万あります。ただ、その中から廃止鉱山の補助金等を抜きますと831万程度でございます。それと、あとは上下水道料、役場庁舎関係ですが、約8万9,000円程度になります。トータルすると約840万という形になるかというふうに思っております。

それと、清掃委託の関係でございますが、委員おっしゃるとおりでございます。今年度から清掃と環境管理の委託料という形に2つに分けてございます。それを足すとほぼ前年度と同額程度になるかと思うのですが、分けた理由といたしましては、契約上毎年清掃委託料という1本という形ではなくて、2つの委託業務で分けた経緯がございました。それで、今回予算査定の中でも財政部局と話しまして、予算上今までは一緒だったけれども、契約が毎年2本であれば分けたほうがよろしいのではないのでしょうかという形のものから、分けたという経緯がございます。

以上でございます。

○菊地委員 まず、光熱水費の部分で、電気料が内訳として831万円ということで、大半が電気料ということでありまして、素人考えでありますけれども、このコストを削減するというので、2つ私自身考えられたのですけれども、まず最初に庁舎の照明のLED化、当初の投資コストはかかるかもしれませんが、長い目で見ると電気代の大幅な削減ができるのではないかなというふうに思います。あともう一つは、電気料の自由化に伴って新電力の業者、それ乗りかえによって電気代のコストが大幅に削減できるということもお聞きますので、新電力業者との新しい契約の考えはあるのか、ないのか、これをお聞きしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、光熱水費、電力の関係なのですが、さきの議案でも光熱水費増額補正させていただきました。そのときに使用電力量を大体集計してみたのですが、実質は電力量自体は昨年度よりも下がっているのです。使っている使用量は減っているのですけれども、やっぱりコストが上がっているため、足りなかったというのが現状としましてまずご報告申し上げますというふうに考えてございます。

それと、それについて結局電気料の部分については、委員おっしゃられるとおりLED化等、今回街路灯の補助金の関係もLED化して、以前は補助金600万程度計上していたものが、今年度の予算で後から多分出てくるといえますけれども、300万、約半分になって、かなり現実的に電力の部分では有利な方向にいったという形では認識しております。今までも庁舎内の電気についていろいろと業者とも、案件を提案してほしいという形では今進めているところなのですが、うちの照明自体が例えば1階の執務室に行きますと窓側です。ちょうど課長席の並びの部分の2灯は調光になっております。ですから、ロビー側の照明と窓側、課長席側のほうの照明で明るさが違うのです。というのは、光が入ることによってある程度調光されているという、LEDまでいかないのですけれども、そういう

消費電力の部分の調光の電力を使用しているというのが1つございます。ただ、コストの部分、それがやっぱり一番ネックですので、他市町村も庁舎内をLED化にして電気料削減等を検討しているけれども、あとは有利な財源が見当たれば対応できるのかなと思いますけれども、その辺は今後検討というか、研究していきたいなというふうに思っていますし、今のところも実際業者とお話はさせてもらっているという形でご理解いただければというふうに思います。

それと、新電力についてでございますが、これは委員もそうですけれども、代表監査のほうからもいろいろとお話、副町長のほうにも来ています。どうなのだという形でお話をいただいているところであって、当然それは新電力の部分も頭の中には入っていると。ただ、いろいろと他市町村の事例を見ますと、いきなり契約した後に、例えば会社自体が倒産したとか、そういう形のときに北電さんに戻ったときに過剰な料金を支払うとか、契約金額払うとかというのも一時事例がありましたけれども、今回はそれがないようにも聞いていますので、あと北電さんも新電力、電力自由化に基づいて、長期というか、大型の使用量のところについては割引をすると、当町の部分も若干割引するような形で考えているという形のお話も聞いていますし、それら含めて検討はしていかなければいけないのかなというふうに考えます。

以上でございます。

○松本議長 関連ですけれども、菊地委員の指摘のあった庁舎環境管理、具体的中身を教えてください。

それから、もう一つ、説明でありましたけれども、自動ドアの保守点検、信金等の3カ所がふえたので料金が18万3,000円アップしているという説明でありましたけれども、全体の管理は役場がしなければいけなくて、それを信金が借りているという状況なので、やむを得ないのかもしれませんが、そもそも今まで保守点検はしていなかったのかということと、何かトラブル、故障、問題があったので、これを対処したのかということと、毎日使っているものですが、自動ドアは保守点検が必要なのかなと素人は感じたりしますが、その辺のことを伺います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、環境管理業務につきましては、項目としましては空気環境測定、配水設備清掃、ネズミ、昆虫等防除、建築物衛生管理技術者選任ですか、その関係で、これが特定建築物の厚労省からの指導で、3,000平米以上の部分についてはこれが必要だという形から行っているものでございます。

次に、自動ドアの関係でございますが、まず委員おっしゃるとおり、自動ドアの関係は今まではしていなかったというのが事実でございます。ただ、なぜそういう形で今回なったかというお話をさせていただきますと、ちょっとふぐあい起きて、自動ドアの感知がうまくいかないと、シャッターが閉まらないとか、いろいろとその辺があって、本来どうなのだという形で再度信金さんと協議した経緯がございます。うちは賃貸借、信金等の部

分は行政財産ではなくて普通財産で、賃貸借契約しています。その部分でいけば、自分たちでつけた設備は、信金さんでつけた設備は信金さん。ただ、うちは賃貸借としてお貸ししているものですから、その分の管理はやはり役場のほうでつけて必要な部分については管理すべきという形で、今回追加させていただいたということです。実際上もう建って10年ぐらいたつものですから、感知の部分のところが余りよろしくないところがございます。それで、今回そういう経緯で計上させていただいたと。消耗品等であればいいのですが、本体のモーターとか、その辺がどうなのだということも必要なものですから、役場庁舎だけではなく、信金、いろんな不特定多数のお客さん来ますので、壊れたからあかないという形もちょっと困る、支障が出るという形から、保守点検はさせていただいて速やかに対応できるようにしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○松本議長 了解しましたけれども、信金等の自動ドアの件ですけれども、支所に入っていって用事を足す方は余り感じないかもしれませんが、キャッシュカードですとか、それを使うときにあそこに立った方はおわかりだと思いますけれども、行列ができると右も左も全部感知するのです。配慮しながら立つ位置を考えるのですが、相当難しいぐらいに立つ位置が限られている。これって設置ミスとは言いませんけれども、余りにも過剰に反応するなというのが印象で、多分町民の方もそういうふうに思っている方多いと思うのですけれども、そもそも設置の、狭い空間に3つありますから、今さらやめろとは言いませんけれども、要はどこで感知しないかとか、しょっちゅう動けば動くほど摩耗もするし、故障もふえるのではないかとこのことでは言っているのですけれども、たとえばここに立つと過剰にしませんよというぐらいの印があれば楽なのになとふだん思っていますから、あえて言いますけれども、そういったことを含めて、18万3,000円毎年かかるわけですから、その辺の配慮も必要ではないか、業者にそのことは言うべきではないかと思うのですけれども、自動ドアの、どうですか。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

委員がおっしゃるとおり、私も自治会の役員やっているものですから、銀行のキャッシュカードのところに行きますけれども、待っていると確かににおっしゃるとおり、役場側とか、その部分があくというところは承知してございます。感知の部分のついているものというのがどのエリアまでかというのは私も存じ上げませんが、キャッシュカードを使っている人のすぐ後ろに立てば感知しないのかなと。でも、逆にそれは、ふだん皆さん銀行でお金をおろす人の後ろに立つということは、都会ではあるみたいですが、うちの町でいくと余りそういうのは見受けられないし、それはちょっと嫌なところというふうには認識してございますので、はっきりとこの点に行けば絶対大丈夫だよというところがあれば、ここに立場という目印でも置けるかなと思いますけれども、その辺は業者等にも聞いてみたいというふうに思います。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 38 ページ、39 ページ、総務費、総務管理費。

○菊地委員 公用車運行管理経費の中の自動車購入費ということで、これは 28 年度に備荒資金を活用した町公用車の購入代金で、32 年まで払って、520 万円の総額を備荒資金に返済するという事の中での 131 万 8,000 円だというふうに思いますけれども、備荒資金を活用しての購入が一番優位だったのか、ほかにレンタルとかいろんな買い方があると思いますけれども、備荒資金で買った優位性というのがどれだったのかということをお聞きしたいというふうに思います。

○副町長 公用車の購入に関しては、通常の民間事業者からレンタルという方法もございますし、町が最初から買いますという前提で備荒資金を使うというのがありますが、一般的に考えると、備荒資金組合というところがありまして、町もそこにお金を預けているという関係もあって利率がほとんど低いと、民間の利率よりも相当低い状況で貸し付けがされるということもあって、最初から買うという前提で考えたときには、分割払いですから、備荒資金を使うのが最も有利かなということで、これまで公用車 2 台分ですが、そういった形で買っているという状況です。通常であれば、民間事業者からレンタルして、町が持たないよというスタイルであれば、民間事業者を使うという選択もありますが、今回は買い取るという前提で進めていますので、そういった形で優位なものを選択したということでもあります。

○菊地委員 備荒資金を活用しての公用車 2 台ということでもありますけれども、今後公用車買うときにこれを活用しての購入ができるのかどうか、全ての公用車ができるのかどうかお聞きしたいのと、これはコスト削減という部分も考えた部分でありますけれども、電気自動車の購入です。今後電気自動車という部分では幅広く売れていくのではないかなというふうに思いますけれども、燃料費の削減の部分でも EV、電気自動車の購入が考えられるのですけれども、その考えはあるのかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

○副町長 公用車全般にわたっての備荒資金の活用についてというご質問であります、町全体で見ていったときに、台数も相当保有しています。その中で必ず必要なものというのは、水道事業で使っているパトロール車、またあと交通安全の関係のセットカーと言われている車が必要不可欠な部分であります。その 2 台については当然町が所有すべきものという考え方を持っていますので、そこは今後も有利な財源ということで、第一義的には備荒資金の分割払いでの譲渡事業に手を挙げていこうかなというふうに思っています。その他の公用車のあり方については、今まだ検討段階ではありますが、町として財産を持たないのだという考え方が広く、他市町の例を見ていけば一般的になりつつありますので、そこはコスト意識だけではなくて、財産を持たないという考え方もあるというふうに認識していますので、今後はリースという部分を含めて検討していくという考え方でおります。

また、2点目で電気自動車という部分でのご指摘もございましたが、ここは非常に悩ましいところでありまして、現状の価格帯で見ていくと、現状では普通の燃料車に比べると価格設定がまだ高い。高い中で、耐用年数とか走行距離なんかを見ていったときに、果たして優位かどうかという観点でみれば、まだちょっと手を挙げづらいかなと。ただ、燃料の価格が今後上がっていったり、充電施設の設備がもっともっと環境よくなれば当然考える余地はあるかなというふうに思いますが、現状では今のところその判断には至っていないという状況にあります。

○高井委員 私は、職員研修事業でことし講師謝礼というのが増額されているのですけれども、どういう講師を招いて、どういう研修内容なのかについて質問したいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

講師謝礼の部分でいきますと、増額させていただいてございます。今年度29年度は2件ほど実施してございます。実施というか、まず1件は実施して、この議会後22日に再度またあるのですが、マナー講習の関係で29年度は実施してございます。それに参加人数44名程度参加という形と、今回行革チームというか、若手の行革チームのほうから提案がありまして、北広島市の取り組み、今ボールパークとか盛んにやっていますけれども、その辺の部分についてです。あと、若手職員の取り組みという、何かやられているというふうにお聞きしているものですから、そのほうに後日講習に参加というか、お伺いして、いろんな意見交換とかさせていただきたいという形になってございます。それら含めて、平成30年度も、スキルアップというか、行革の若手チームからはこういった研修をやったらどうだということがいろいろと上がってございまして、それら含めて、よりスキルアップを図るために、今回どれとは決めてございませんが、望んでいるもの等を含めて実施できればというふうに考えてございます。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 40ページ、41ページ、総務費、総務管理費。

○佐藤委員 41ページの一番上の自治会業務に関連してちょっとお話しして、町の考え方を伺いたいと思います。

町長が4本の柱の一つとしています協働のまちづくりの一翼を担うのは、やはり私は地域にある自治会でないかなと、そういうことを常日ごろ考えて自治会活動をしている一人です。しかし、この自治会を見るとき、地域の高齢化により十分な地域活動ができないという声をよく聞きます。例えばその1つが高齢化です。参加したいのだけれども、年とってなかなかできないのですよという声を聞きます。また、毎月1日に町から届けられる広報です。市街地形成のところは隣にということはすぐ行けるのです、農村部では特に冬期間、隣へ広報を持っていくのが大変なのだよと、冗談的に言っていたと思いますけれども、できれば郵送してほしいななんていう声もありました。けれども、それはむちゃなことだ

と思いますので、それはそれとして、高齢化による自治会活動の衰退ということはやはり今後考えていかなければならないと思います。

そこで、次に申し上げることは、長い慣習といいますか、そういうものが現在も続いているということをご理解いただいて、その対処についてお考えを聞きたいと思います。毎月1日に広報が町から自治会長、または担当者のところに届けられます。田鍋教育長が総務課に在籍のころは月2回、1日と15日の配付でした。けれども、そのときの行革区の一環として、月1度が1日に改められたのです。もう何十年たつか、ちょっと私はその年覚えておりませんが、そのように改めて、その結果として担当職員の業務軽減と経費削減が図られたという評価をしておりました。そういう過去の取り組みもあるのですけれども、これから申し上げることは、長い慣習、これが現在も続いているということを理解していただきたい。当時は30に満たない自治会でした。自治会数です。その中のごく一部の自治会に対して、現在でも班ごとに袋詰めをして、例えば建部であれば、建部は5つの班があるのですけれども、5つの班の班ごとに、私4班ですけれども、19世帯あります。4班の袋に19の配布物を詰めているのが現在も続いているのです。このことについて私たびたび担当者に、こんなことしているとだめでないかと、もっときちとした形ですべきでないか。もしもこれが全体に知れて、そのようなことやるのであれば、俺の班も、うちの班もやってほしいと希望が出たら、それは対処できるのだろうかということです。

そこで、袋詰めされて届けられる自治会については、自治会長さんはそういうことは知らないで、これは当たり前だと理解しているかもしれません。このような不公平といえますか、職員の皆さんが毎月1日前後の配布日にそれぞれ数えて入れてくださる業務の軽減、これも十分考えていかなければならないと思いますので、このような今までの不公平な取り組み、これについて町長は承知していたかということです。そして、長い歴史があるから、これは継続していきます、今までやってきたから継続していきますという考えか、または早急に改めていこうという考えかについて伺いたいと思います。

○副町長 私のほうからお答えさせていただきますが、委員ご指摘のとおり、自治会によって班ごとに区分けをして届けたという事例は承知をしています。相当昔からそういった体制があったというふうに思っていますが、確か戸数にして100件以上あるような大きいところだったというふうに思っております。現在それが小さいところまでなのかはちょっと承知していませんが、そういった事例があるというのは承知をしています。そのことに関してこれからどうだと言われれば、町側としての考え方は、今回行革を進めていく中で、業務の省力化ですとか、そこに膨大な時間ですとかコストがかかるのであれば、省力化をしていきたいということの今回の行革の進め方ですから、それに逆行するようなことはしたくないというのが本音です。それは、自治会からの要望ということで対応していたかなというふうに思いますが、連自治会さんなりでそういった統一的な見解を申し込めれば、我々としては大変助かるかなというふうに思っていますので、今後確認をしながら対応していければいいかなというふうに思っています。

○佐藤委員 私この壮瞥に住んで47年目です。そして、最初は橋口におりました。橋口1の自治会です。そして、事情があって現在の建部に移ったのですけれども、建部に移って40年になります。自治会長さんが努力されて配布する。または、自治会育成交付金というものもありますよね。その配分も、自治会の班数だとか、会員数だとか、いろんなものの計算で建部の場合は12万ほどいただいて、これ大変ありがたい。感謝しておりますけれども、そうやって町が努力してサービスしてやっているところも同じような配分でないかと思うのです。そこに私は不公平がまた生まれてくるのではないかなと。そういう面で町の姿勢でないか。今連合自治会のほうにということでありましたけれども、町はことしの4月1日から今までの慣習をやめますというような形で言うていただけるのが一番いいのではないかなと。例えば100世帯以上という言葉ありましたけれども、昔は100世帯だったかもしれないけれども、現在は六十数世帯のところも行っていると思います。また、一番多い建部改良住宅は118ぐらいあると思うのですけれども、そこはそういうサービスはしておりません。昔言われたから取り組んだのが最初でないかなと思うのですけれども、先ほど答弁あったように行革を進める上で早急にこれ取り組んでいただきたいということで、本当はこういう席上で話しすることがいいかどうか迷ったのです。けれども、知らない人が多いということです。そこでこのような発言をさせていただいたのですけれども、私は早急に取り組むべきでないかと、そんな考えを持っておりますけれども、このことについてどのようにお考えなのか伺います。

○副町長 今現在ご指摘いただいたように、少ない戸数のところでの対応があったように聞きましたが、そこまで細かくは承知してなくて申しわけございませんが、この制度がいつから始まったのかは僕も承知していません。相当前に広報も担当したことございますから、そういった流れで対応した経験もありますから、承知はしていますが、ご指摘いただいたように、公平的な立場で考えれば統一で進めるべきかなというふうには思っておりますので、今回の行革を踏まえて改善はしていきたいというふうに思っています。委員も議員さんでもありますし、連合自治会の会長さんでもありますから、その辺はただいまいただいた意見を十分踏まえて、協議しながら進めていきたいなというふうに思います。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、42ページ、43ページ、総務費、総務管理費。

○菊地委員 この中の防災行政無線デジタル化の設計委託料と、全国瞬時警報システム新型受信機更新工事ということで、この2つの財源として緊防債を使うということでありましたけれども、その充当率とか負担率を教えてくださいのと、緊防債は何年まで使えるのでしたか、それをお聞きしたいのと、あとは防災無線のデジタル化によってどう変わるのか。アナログからデジタル化によってどういうふうなメリットがあるのかお聞きしたいのと、あとこのシステム、新型受信機、これを更新することによってどう変わるのか、それをお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長 まず、緊防債の関係でございますが、対象事業になりますけれども、充当率 100%、交付税措置が 70%となっております。これがいつまでかというところでございますが、今時限立法という形で、一応 32 年までの期限が切られています。ただ、これが確定しているわけではございませんので、その近くになるとまた延長するかどうかというのはちょっと承知してございません。今のところは 32 年までという形になってございます。

それと、防災無線の効果というか、基本的に今アナログの部分でいきますとつけている機械が平成 12 年度に設置されている防災行政無線です。12 年度に設置されて、18 年経過していると。それで、機器類がかなり古くなって、毎年点検等しているのですけれども、パソコンもウィンドウズ 95 という形で、もう修繕できないような形になってございます。それとあと、電波の関係でいきますと、スプリアス、僕も専門的な知識はないのですが、その部分の規則が平成 34 年の 12 月以降に今のスプリアスの電波の関係で旧規則のもとではだめですよという形も踏まえて、それら考えますと機器の部品がないから修繕できないという形と、今のスプリアス、電波の関係を踏まえて更新をするためにデジタル化を今回すると。その前段で、緊防債が 32 年までです。それにあわせて 30 年度、まず設計を組み立てて、31 年度、32 年度にまたがるかもしれませんが、緊防債を活用するために今回計上させていただいたという形でございます。

それと、瞬時、Jアラートの関係なのですけれども、その更新につきましてはあくまでも平成 31 年度から今のままの受信機でいくと受信できなくなると、それは全国统一でござい。ですから、それは全部更新しないと 31 年から Jアラートが受けられないもの。ですから、今回の工事を発注するという形で考えてございます。

以上です。

○菊地委員 設計なので今後金額が出てくると思いますが、予測するデジタル化によつての金額はどのぐらいの額を予測しているのかお聞きしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

金額についてでございますが、委員おっしゃるとおりこれから設計ですので、どういう形になるかというのはあるのですが、ただ近隣の形で聞きますと 1 億数千万程度かかっているという形もござい。ですから、そういう形の部分でいくと、うちの規模からいくとそこまではいかないにしても、1 億前後とか、そういう形にかかるのかなという、現段階ですけれども、そういう予測というか、考えはあるという形でご理解いただければというふうに思います。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、44 ページ、45 ページ、総務費、総務管理費。

○佐藤委員 ここで防災諸費の中で国民保護協議会委員報酬だとか、防災会議委員報酬、そのほかいろいろな報酬が出てまいります。中には議会の同意を得なければならない委員さんもいらっしゃるけれども、例えば今国民保護協議会委員報酬、どなたが委員にな

っているのかということわかりますか。町ではいろんな方に委嘱しているのだけれども、どなたがそれを担っているかということは理解できない。私は理解できません。そこで、できれば壮瞥町の各種委員の委嘱している委員の一覧表、これは個人情報でも何でもないと思います。町が正式に委嘱して、そして報酬を支払っている人たちですし、その人たちは住民のためにいろいろな活動をしてくださる方でありますので、各種委員の皆さんの一覧表を作成して配付していただけないかなというのが私の要望ですけれども、このことについてどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○真鍋委員長 これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

今回の防災諸費の部分につきまして計上させていただいている防災会議委員とか、国民保護協議会の委員という形になりますと、基本的にこれは防災会議であれば1号委員から10号委員まで所属の方が決まっていっしょという形。ただ、それが機関ですので、それぞれ人事にかかわって、充て職と言ったら言葉悪いのかもしれませんが、そういう機関の方の職名でなっているという形と、あとは国民保護法につきましても保護協議会につきましても、これも関係の機関の充て職というか、そういう形になってございます。実際防災会議につきましても28年度、29年度は開催してございません。そして、国民保護法については平成19年に設立して開催していますけれども、その後まだ開催はしていないというところでございます。ですから、委員おっしゃったように、必ず開催するという形のものと毎年開催されているものであれば、きちっと委嘱するという形であればいいのですけれども、毎年毎年開催、一応充て職とかなっていると、委嘱等は随時委嘱するという形にもなっていますので、ケース・バイ・ケースになるのかなというふうに思っておりますし、今回の場合もあくまでもこれは予算ということで、もし会議あった場合の予算という形で計上させてもらったということでご理解いただければなというふうに思っております。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、46ページ、総務費、総務管理費。

○加藤委員 私は、財産管理事業の一般経費の中で草刈り委託料、昨年度より55万2,000円の増額になっておりますけれども、その内容についてお伺いしておきたいと思います。

○真鍋委員長 暫時休憩。

休憩 午前11時12分

再開 午前 11 時 13 分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

基本的に委託料の部分でございますが、今まで高齢者事業団の関係で草刈り業務等を実施してございましたが、それまで例年の実単価というか、実際にやってもらっている単価で予算計上させていただいたところはあるのですが、今回は高齢者事業団なくなるというか、3月いっぱい廃止という形になってございますので、それで単価アップで計上させてもらっている部分が要因となってございます。

以上です。

○加藤委員 委託というのは、もしわかればどういうところに委託するのか、個人的にわからないので、伺いしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

細かくはあれなのですが、町有地の関係で全体で 17 カ所を委託計上しているという形でございます。その部分についての町有地草刈り委託料という形で計上させてもらっているとところだという形でご理解いただければというふうに思っています。

○松本議長 2 点ございまして、今加藤委員の関連でいいますと、わかりました。高齢者事業団がなくなること業者含めて町有地の草刈り業務を委託するので、単価アップを見込んでいるということでありますけれども、ちょっとずれますけれども、高齢者事業団がなくなることについて議会の議論の中でも出ておりましたけれども、こういった役場の仕事も含めてある程度専門業者さんよりは低い単価で、労務賃といいますか、それだけでやってもらうという意味で、一方で社会貢献と労働対価の収益をもらってやっていると、そして片方である程度安い単価でといいますか、それでコストをかけないで仕事ができるということで、両方いい関係で、頼むほうと受けるほうということが役場対高齢者事業団でもあったのではないかとということがありました。それがなくなることの危惧、そしてこういった単価アップにつながることも不安がされていましたが、予算計上は当然必要なことだと思いますが、社会福祉協議会に無料職業紹介所という名前で入れかわるわけではないのですけれども、役場も含めて今まで効率的にやっていたことが不効率になったりすることはやっぱり防ぐべきだろうと考えますし、それをしないような努力も必要だろうと。だから、今回は社会福祉協議会のほうの予算で上がってきますけれども、こういったことのふぐあいがいいのかということを聞いたかったですけれども、出てきましたので、できれば、全体で年間予想できる仕事内容が把握できているわけですから、それを年度当初で無料職業安定所に紹介をしてそういった人を募るということで、単価の引き上げにつながらないような努力が必要ではないか。そういった周知も無料職業紹介所のほうでもらって、草刈りのシーズンこのぐらいの仕事量があるというのは調べればわかることだと思うのですが、そういったことができないのかなという気がしています。

その辺のことを答弁いただければと思うのと、もう一つございまして、防災諸費のほう

で有珠山防災会議協議会負担金に関係してお伺いしますが、壮瞥温泉自治会で行政懇談の際に、参加は少ない人数でございましたけれども、出ていました意見の中で、有珠山に近い自治会ということもあって、毎年やっている防災訓練、避難訓練に、自戒の念を含めてですけれども、地元の参加者が少ないと。それもありましたけれども、昨年の合同の防災訓練に関して、要するに豊浦まで行く必要があったのかなどの意見もありましたけれども、あれは久保内の改善センターまでが一応防災訓練、その後は集まって炊き出し、カレーでしたけれども、それを体験するとか、あと地震の体験をするとかということが、アトラクションではないですけれども、そういったことが加味されたものですよという話を受けて、納得はしたのですけれども、そもそも先ほど言いましたように自分自身の参加意識の低さも含めて言っているけれども、もう少し実効性のある防災訓練ができないかというご意見が出ていました。今後1市3町でやる合同訓練も必要かもしれませんけれども、こういった意見交換なりになったのかと。整理しますと去年の合同の防災訓練の評価です。今後どう引き継いでいくのか、ないしは各市町村、我が町にとって実効性のある防災訓練がどのように必要かということについてお伺いします。

○住民福祉課長 1点目の高齢者事業団が解散した後の高齢者の就労機会等の確保の件について私のほうから現状等を含めてご答弁させていただきたいと思います。

高齢者事業団の解散につきましては、既に議会にご報告をさせていただいているとおり、町のほうにも今年度末をもって解散するということの連絡がございました。これに伴いまして、今現在高齢者事業団等で会員として就労されている方々等のための取り組み、町として高齢者の就労機会の確保のための取り組み、どんなことができるかということを検討してきたところでございますが、北海道労働局等に労働関係の法律を遵守できる形での事業の取り組みといったようなご相談もさせていただいた中で、無料職業紹介事業というものをさせていただき、今現在無料職業紹介事業に係る許可の申請をしている段階でございます。予算作成時期におきましては、まだ正直無料職業紹介事業に係る部分での取り組みといったものが認可等々も含めてまだ不透明な状況だったところでございますが、現状もまだ許可は出ていない状況で、申請中であるということもありまして、予算作成時には、町として統一して単価計上に係る部分ですとか業務先の選定等の積算ができなかった面があったのかなというふうには思っているところでございまして、はっきりと無料職業紹介事業が稼働した際にはそれらを通じた取り組みというのが明確になってくると思いますので、次年度以降の中でそういったことで町として統一した取り組み、考え方を示せるのかなというふうに思っております。

以上です。

○総務課長 2点目の防災訓練の関係についてご答弁申し上げます。

委員おっしゃるとおり、確かにこういう機会が必要だったのかどうかということもお話をいただいたところですし、きっかけは、防災協議会1市3町で形成しているわけですが、その協議会をしている中で前年度に有珠山噴火、1977 噴火から40年たつとい

う形の部分で、それも含めて平成 22 年度以降、1 市 3 町、防災協議会主体の防災訓練をしていなかったというのが事実ですし、以前にやったときは振興局主体で平成 22 年度はやったのですが、防災協議会自体連携してというところの部分でどうできるのか、検証の意味も含めて今回させていただいたと。各市町はそれぞれの防災訓練はしてございますので、それをあわせて、豊浦に行く、行かないというのは、先ほど委員がおっしゃるとおり、疑問はあるかもしれないのですが、ただこういう形でそれぞれの市町がこういう訓練をした場合にどういう形で対応できるかという検証ではあるかなというふうに思っています。その後で防災協議会のメンバーでいろいろと後日お話をした中でいくと、現実首長さんがあその場所に、1 カ所の場所に首長がまちをほっぽって一堂に会することはまずあり得ないと、そのときに逆に首長が自分のまちにいて、どういう形で指揮系統を出すのかとか、そういう形も今後いろんな面で考えなければいけないのではないかと。

先日、原子力の防災訓練ちょっと行ってきましたけれども、そのときには北海道主体でしたけれども、知事が原子力のコアセンターでテレビ中継で、各首長さんの各市町にもテレビ中継のモニターが、パソコンみたい部分で 1 台あって、それに向かうと全部の映像が流れて、皆さん一堂に会して見れるとか、そういう形がたまたまあったものですから、電話でもできるでしょうし、今パソコンとか使えば画像も含めていろんな部分でできますので、そういうことで連携をとるとか、その辺を今後考えていかなければいけないのではないかなというのが今回の合同訓練の中ではありました。ただ、関係機関の方々が皆さんご一堂に会されましたので、今後とも情報共有とかできるのではないかなという形では成果があったのかなというふうに思っています。

以上です。

○松本議長 理解はいたしました。私の発言で誤解があったら困るのですけれども、自治会の中ではそういう発言もありましたけれども、当然住民意識の参加意識は薄いわけですが、それを啓発なり鼓舞するのが行政の役目といえますか、そういった関係にあるとは思いますが、まず自分自身も参加意識を高める。住民にも必要だという立場で話していますけれども、その上でどうしても日ごろなかなか訓練という名前だけで参加しない。何かあると、パニックではないですけれども、心配、不安で役場に対して問いかけるということが一般的なパターンみたいなところがありますけれども、だからこそ行政は日ごろそういった内部の訓練が重要なのだろうという意味では、そういう意味では移送も含めた去年の訓練は僕は有意義だったと思っています、個人的には。ただ、意見の中で出たということと、今総務課長答弁ありましたけれども、首長を置いて電話連絡の確認ですとか、本部はにおいてその連絡ですとか、そういったことも含めてあり得るのだろうなと思って今答弁聞いていましたけれども、その上で壮瞥町として、有珠山、火山と共生する町として住民の参加意識なり防災意識を高める工夫について答弁いただければと思うのですけれども。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

おっしゃったように、以前にも防災訓練について人数がどのぐらい参加しているのかとか、平日ですので、働いている方が参加できないとか、そういう形も含めてなかなか人数が集まらない。最近高校生とか、小学生とか、保育所とか、そういうところも含めて参加させるとか、そういう形で人数はふやしてはいるのですが、逆に一般住民の方がなかなか参加できないというところは、私どもも努力が少し足りないのかなという形でありまして、ほかのまちに聞きますと、皆さんが休みのときに訓練をやっているまちもあります。土日です。役場職員は土日は休みなのですが、逆に住民の方が休みのときにやるという形のところも聞いてございますし、その辺の方向性とか、人数をどうふやしていくかという、啓発していくかという形は今後とも考えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○長内委員 防災諸費一般経費のコミュニティFM放送局事業負担金 247 万 7,000 円計上されておりますけれども、若干理解を深める上で質問したいと思っておりますが、資料をいただいた中で、放送局の事業負担金で共通経費総額が 1,475 万、中継局等を含めて恐らく各市町村の負担金が、当町は今の予算の金額なのですが、合計で 1,600 万ほどの予算化をされております。聞いておりますと、当然その中で経済行為といいますか、スポンサーといいますか、広告も結構発信されているのかなと思っています。全体の事業費の収支、簡単でいいですから収支と、それからその中に占める広告等の部分の収入というのはどのぐらいあるのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○真鍋委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 29 分

再開 午前 11 時 30 分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

全体に示されている部分に関しましては、大体 1,500 万程度という形で、それであると負担金で入れるとなっているという形に考えてございます。それとあと、広告収入につきましては、全体の部分の中でいきますと明確に私どもも把握していないというのが正直。實際上 FM びゅうの委託料とか、音楽使用料とか、通信回線費とか、インターネット放送経費とか、そういうものを計上して積み重ねてという形もございますので、その部分で明確にこの部分が何ぼかかって、その分が控除されているとか、負担軽減になっているとかという形になるとその辺はちょっと、申しわけございませんが、私どもでいきますとなかなか把握が難しいところなのかなというふうに考えてございますので、ご理解いただければというふうに思います。

○長内委員 先般あった爆弾低気圧も含めて、近年有珠山の火山ばかりではなくて、非常に天候が不安定なことがあって、大きな被害も年によっては出ているわけですが、

そういうときの身近なFMの情報発信というのは非常に住んでいる者としては安心できる一つなのかなと。そういう意味でコミュニティーFMの価値はあるのかなとは思っておりますが、同時に平時においてのニュースというか、話題も含めて、民間のいろんな活動ですとか、それからそれぞれの商行為としての企業等、事業所等のPR等もそこでなされております。そういう意味では、経済としての活性化、あるいは地域の経済循環という側面もFMびゅうの中では期待をするところなのですが、これを見た中では実際市町村の負担金が1,600万、中継局も合わせてです。支出が中継局も合わせると同じぐらいの金額になるということなものですから、そこら辺の実態がわかりづらいということで質問させていただいたわけですが、これは室蘭のFMびゅうとの関連もあるのかなと思って、なかなかその辺の収支の部分がつかみづらいところもあるのかなと思っておりますけれども、ある意味壮瞥町、もちろん観光資源もありますし、いろんな部分の中でそういうことを地域の経済の活性化にもつなげていく一つの情報発信のツールとしても生かすべきでないのかなという視点で質問させていただいているわけですが、その辺の実態というのは、例えば数字的に今わからなければそれで、また後からわかったときに教えていただければそれで結構なのですが、広告等の部分が拡大しつつあるのか、全体的な動きとして。数年たって、ある意味でそういう部分で民間の収入という部分が最終的には各市町の負担金の減額にもつながる可能性があるのかどうかということも含めて、その辺の見解をお聞きしておきたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

広告料の件につきましては、確認して、後ほどわかる範囲で、相手があるものですから、どこまで出せるかというのがありますし、金額等が全体の部分でどれだけあるかというのは私どもも承知してございませんので、その辺わかれば後ほど答弁させていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○高井委員 公共施設管理事業の指定管理者施設の中で今回行政改革とか公共施設の有効活用計画案が示されたのですけれども、その中で指定管理料、4年間委託されているのですけれども、その中で町有施設が見直された場合の委託料についての考え方について伺いたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

委員おっしゃったとおり、公共施設、9施設と2施設、管理委託料払ってございます。4年契約という形になってございます。その中で、行革について例えばその部分で廃止というか、指定管理者で管理しなくてもいいですよという形になれば減額変更、それぞれの施設でこれだけかかるよというものの積み重ねが全体の経費になってございますので、それらを協議した上で契約変更、そして手続をするというような形になるのかなというふうに考えます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 それでは次に、48 ページ、総務費、総務管理費。

○森委員 私蟠溪地区の補償物件等除却工事に関連してお聞きしたいと思います。

これは、恐らく総務というよりも企画担当といいますか、まちづくりのほうに関連してくる部分なのかなとは思っておりますけれども、まずこの補償物件除却をすることによって、この中にたしかトイレも含まれていると思うのですが、このトイレがどうなるかという、除却後の対応がまずどうなるかという部分についてお聞きしたいと思います。

○総務課参事（庵） ご答弁申し上げます。

ただいまご意見にあったとおり、トイレは今回の工事にあわせて一旦除却をするという考え方でございます。再度そうしたものをどうするのかということについては、現段階では保留という形です。先般も町政懇談会の中で地域の方ともご相談したのですが、必ずしも設置を望んでいる状況でもないということも確認できましたので、それも踏まえて町側としてのスタンスを決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森委員 蟠溪地区のトイレ、これは久保内もそうだと思うのですが、必ずしも地元の方が使用、利用するという目的でつくられたものではないという認識をしております。要はそこを通行する方の利便性を図っているという考え方だと思います。実は、昨年といいますか、29 年の第 4 回の定例会の中で私一般質問でも質疑してございますけれども、残念ながら前向きな検討といいますか、具体的な答弁を引き出すことができなかったということは反省しております。確かに 2 月の町政懇談会にも地元の方の前向きな意見は出ていなかったということは私も理解はしてございますけれども、ただ工事が 31 年度、30 年度は用地買収と物件補償ということになると思うのですが、31 年度以降は当然工事が入ってくると。蟠溪地区のまちづくりというのは、本来であれば地元の意見を吸い上げて整備をするということが基本だということは理解しているのですが、ただ残念ながら地域がかなり高齢化しているという実態もあって、なかなかいいアイデアが出せないということはあると思うのですが、そういう形で地元の意見を聞いてから対応するでは大分遅くなるというか、おくれしてしまう。気がついてしまったら時期を逃してしまうということにもなるのかなと思っております。

それで、前に滝之町の道路改良やったときですけれども、この際には地区整備にあわせて担当課を置いて滝之町の市街地整備を図ったという経緯がございます。ですから、そういうような現地とかなり密着した形で、本当に草の根的に意見を吸い上げながら蟠溪地区の整備を進めていくことが必要になるだろうと。それと、蟠溪地区を整備する際に、骨格といいますか、町有地を活用していくということが、町有地を積極的に活用して、将来はこういう方向に持っていくのだという具体的なプランを地元を示していかなければ、蟠溪地区はこのまんまで終わってしまうのかなと。今後地元の意見を吸い上げて何か設備をするといっても、今置いていかれたら多分そのまんまになってしまうということもあるので、その辺を積極的に、例えば担当部署を置いて積極的な整備を図っていく考えがあるかどうか

かについて伺いたいと思います。

○副町長 過去に滝之町の市街地の整備を図ったときには、推進室でしたかね、担当セクションを置いてそのことの整理に当たったという実態は承知をしてございます。そういった観点で、蟠溪地区もということでございましたが、現状では担当セクションを置いて改めて検討を進めていくという考え方は今のところ持ってございません。ただ、平成30年度に補償物件で支障物件の除却を進めてまいりますので、その際にあわせて、今後どうするかというのは、委員もおっしゃっているとおり、蟠溪地区の方々、人数は確かに少ない状況ではありますが、若干若い方もいらっしゃいますので、そういった方のご意見等も伺いながら、どういう方向性が導き出されるかは未知数ではありますが、進めていきたいというふうに考えております。

○総務課参事（庵） 担当部署等、あるいは考え方については今副町長のほうからご説明をいただいたとおりなのですが、ご質問の中で地元だけが使っているトイレではないというご指摘もいただきましたが、むしろ心配しているのは、管理主体が今も地元で管理をされていまして、今後も多分整備したときに同様になっていくだろうということを想定をしています。そういう中で、地元としてはちょっと負担が大きいのだというようなご指摘をいただいていたということと、ご意見の中で町有地を活用したまちづくりというふうにもお話ありましたが、現状でいうと、活用ができる町有地の数であったり、面積であったり、形状であったりというところを考えると、なかなか開発等はしづらい。あるいは、道路に接している面が決して大きくないので、道路の線形も踏まえて車両が入りやすいような、そういった施設がつくれるかと言われると、現状ではちょっと厳しいところもあります。ですから、そういった現状も踏まえて、先ほど副町長のお話のとおり地域の方とも協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森委員 先ほど言ったように、地元の方が積極的でないということは理解はします。ただ、これはたしか昔は観光協会が管理するというような、地元の観光協会が活用するというような形の中であそこに設置し、だけれどもその必要性というのは通過観光客を対象にしたものであって、現在管理という部分については町から委託料という形で、若干だとは思いますが、払われていると思うのです。ですから、町全体で考えた場合に観光地の入り口である蟠溪地区にトイレというのは、やはり道中の部分、要はドライブした途中に立ち寄るという部分では必要なのかなと。ですから、それを立ち寄ったところで何か仕掛けをすれば、場合によっては地元でいろいろお金の落ちる仕掛けもできるのかなということもありますので、トイレの設置についてはぜひ前向きに検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○総務課参事（庵） ご答弁申し上げます。

トイレを整備した経過として、観光振興という意味合いも持って整備されたということは理解はしております。ただ、当時と現状が変わってきているところもあり、今は若干距

離はありますが、道の駅ができて、24時間のきれいなトイレもできて、あるいは地域の環境もあったり、それから地域振興は何らかの形でしていきたいという気持ちはもちろんございますが、それが必ずしもトイレにこだわるべきか否かというところもございます。ですから、総合的に地域を切り捨てるだとか、そういう考えはもちろんございませんので、どういったものが望まれるのか、そういう観点で地域の方とも協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○佐藤委員 今の森委員と関連するのですけれども、除却です。蟠溪地区の水槽、これをことし240万をかけて取り払いますと。そうすると、地域の安全、火災時の安全等を考えた場合、これは次年度でも設置を考えているのかどうかです。予算書の歳入のほうはまだ協議しておりませんけれども、物件補償費として今年度6,488万5,000円が入ってくる。そして、目に見えているのは今の部分です。240万だとか、あともう一件、350万ですか、それぐらいで、残りの六千七、八百万の金は別なほうに使われている計算になりますよね。次年度以降この水槽をもしもつくるとしたら、その財源はどこから持ってくるのかなという疑問が湧いてくるのですけれども、次年度以降この水槽、これを設置する考えがあるのか、ないのかについて伺いたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

蟠溪地区の防火水槽の撤去工事、これは2カ所でございます。その部分につきましては、今後つくるとどうかという話になりますが、それは設置しません。なぜかといいますと、簡易水道の事業のほうで水道をつくったときに消火栓を消防のほうで設置して、防火水槽は要らないという形で聞いてございますので、その消火栓で対応したいという形で聞いております。それは協議済みで、今回撤去という形になってございます。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、50ページ、総務費、財政費。

○佐藤委員 財政管理費について伺います。

財政一般事務経費として今回財務書類作成等委託料として117万円が計上されておりますけれども、平成29年度の予算書を見ますと公会計システム導入及び財務書類作成委託料として270万円が計上されて、私は既に29年度でこの書類作成委託というのは終了していると理解したのですけれども、また新たに書類作成委託料を組んだ意図はどこにあるのか、そんな疑問が起きたものですから、29年度事業と今回計上している117万円の関連、これを伺いたいと思います。

○総務課参事（上名） ご答弁申し上げます。

29年度でやりました公会計システム導入と財務書類作成委託料といいますのは、まず今までシステムがなかったもので、それを導入する経費と、それから28年度決算の財務書類を

つくる作成委託料を計上して 270 万のせていましたが、30 年度の予算につきましては今度は 29 年度決算の財務書類をつくる作成委託料でございまして、この財務書類というのは毎年度つくるものでございますので、今後も経費としてかかってくるものでございます。

以上です。

○佐藤委員 私はそういうこと知らないものですから、例えば公会計システムを導入したら、これはたしか導入ということはソフトをつくったのでないかと思えますけれども、それで全て解決するのではないかなと思ったのですけれども、そうすると毎年この 117 万、年度によっては 120 万になるか、130 万になるかわかりません、必要だという解釈しなければならぬのですね。

それと、もう一つ、この公会計システム、私はいろいろな関係のものを読んでみたけれども、理解できませんでした、正直言って。これは、29 年度までに整備して、30 年度から取り組むという考えでいいのかどうか、その点についても説明願いたいと思います。

○総務課参事（上名） ご答弁申し上げます。

まず、毎年かかるのかというところですが、今回 130 万円の予算を計上していますが、この内訳としましてはシステムの年間の保守の料金が約 50 万、この部分につきましては動作環境に係る技術的なサポートですとか、バージョンアップする際の費用が含まれておりまして、そのほかにあと 80 万が、約 80 万ですが、財務書類の作成支援ということで、以前つくった固定資産台帳の更新ですとか、あとは財務書類の作成、そして財務書類ができた後の報告書の作成などが委託料に含まれておりまして、財務書類の作成支援のほうの 80 万ですが、こちらは職員のほうが全てができるようになれば 80 万ぐらいは削減できるのですけれども、今までつくっていなかったこともありまして、職員の知識、技術が今はないところでございますので、今後どうなっていくかはわかりませんが、最低でも保守、システムの保守代はかかるということでございます。

それから、この公会計につきましては、総務大臣のほうから 29 年度までに全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類を作成することが通知されましたので、それに沿って作成するものでございまして、今後も毎年全国の自治体で作成されるものでございます。

以上です。

○松本議長 仲洞爺簡易郵便局運営事業についてお伺いします。

社会保険料、嘱託職員賃金が計上されておりますけれども、昨年も若干単価が上がったことで質問したのですけれども、その際は有資格者が町内に住んでいたのですけれども、伊達に転居されたので、通勤費もアップして予算計上したというような話だったと思うのですけれども、改めて、簡易郵便局運営事業って仲洞爺の部分しか出てきませんけれども、どのような仕事量があるのかということと、有資格、資格を有することが必要だということですが、その辺の資格の難易度といいますか、難しいものなのかどうか。あわせて、業務は別に不必要だと言っているわけではないのですけれども、できれば町内に住ん

でいる方がそういった仕事ができないのかということでお伺いしたいと思うのですけれども。

○総務課参事（上名） ご答弁申し上げます。

まず、仲洞爺郵便局の仕事量といいますか、実績でございますが、普通の郵便局と同じような業務をしておりますけれども、28 年度でいえば全体で取り扱い件数としましては 800 件程度ありまして、郵便が 70 件程度、あと貯金ですとか振替については 600 件程度、あと為替に関して 100 件程度で、大体 800 件弱ぐらいの取り扱い実績がございます。大体毎年同じぐらいの実績がございます。

それから、資格についてですが、こちらは2 週間程度の研修を受けることによってとれる資格ですので、難易度的にはそんなに高くはないのですけれども、時間を要するというところでございます。

以上でございます。

○松本議長 ですから、有資格者はずっとその方でなければ特定できないものなのかどうか、なれもあるでしょうけれども、むしろ先の将来考えたら町内、要するに町内の方で補うことができないのか。2 週間の研修、中身わかりませんが、採用後研修受けて、その仕事ができるということは無理なのですかも含めてお伺いしたいのですけれども。

○総務課参事（上名） ご答弁申し上げます。

取り扱いしていただく方につきましては、研修を2 週間受けていただくということで、町内に住んでいる方でもよろしいのですけれども、今回も募集したところ、今働いていただいている方1 名の応募でしたので、またその方にやっていただくことになりますけれども、新しい人を採用してから2 週間の研修に行っていただくことになると、仲洞爺郵便局を一回休止というか、休まないとだめな期間が出てしまいますので、応募が2 人あったときに町内の方と町外の方となったときには、そこはちょっと考えるところはありますけれども、基本的には休みたくはありませんので、継続してやっていけるように採用していきたいと考えております。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、52 ページ、総務費、財政費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、54 ページ、総務費、徴税費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、56 ページ、総務費、戸籍住民基本台帳費。

○松本議長 戸籍住民基本台帳費、通知カード、個人番号カード、1,000 円計上されていきますけれども、これに関連の質問でございまして、昨年度比 29 万 8,000 円の減と、要はマイナンバーカードなののですけれども、昨年も交付状況をどなたかが質問されていて、200 件

余り、290 件だったかな、というような話があったと思うのですけれども、昨年度予算ですけれども、63 ページ以降に関連するといえはするのですけれども、29 年度でしたね、73 万 9,000 円ぐらいの計上でセキュリティー強化のための計上されている。それから、もっと言うと、中間サーバーのプラットフォームの立ち上げ、構築に、全国でしょうけれども、負担されている。百数十万のお金ですけれども、そういったことで、さきの質問にも関連するかもしれませんけれども、構築費用、国から全国統一で言われていることをやるのだけれども、その効果というか、末端の負担結構あるなと思っておりまして、その上で今年度通知カード、マイナンバーカードに関係する予算計上が 1,000 円というのは取り扱いの件数が極端に減っていることを見込んでいるのか、笛吹けど踊らずではないのですけれども、果たしてその浸透度はいかななものかと自分含めて思いますけれども、私最近申請しましたけれども、せっかくお金をかけて、必要なのだから、それを国挙げて、あるいは町内でもマイナンバーカードの作成普及啓蒙といいますか、そういうことが必要なのではないかというふうに思ったりもしますが、いかなものでしょう。

○真鍋委員長 ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

休憩 午後 0 時 0 1 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの長内委員の質問について、後刻答弁することになっていました件につきまして総務課長から答弁いたします。

○総務課長 先ほどの長内委員からのご質問に後刻答弁ということでお答えさせていただきます。

委員の皆さんにはコミュニティ FM 放送局事業負担金の関係の資料は行っております。その中で、基本的にこの負担金は何に使われているかという共通経費の分が全部出ていると思うのですが、基本的にワイラジの部分の運営に関しましてはだて観光協会のほうでやっていますが、實際上道の駅のところに演奏所あるのですが、そのノウハウ等も含めて、FMびゅー、室蘭まちづくり放送のほうに業務委託をしているという形になってございます。先ほどの広告料の関係につきましては、ワイラジ単独で広告料を依頼しているものではなく、FMびゅーさんのほうでインターネット等を通じて、広告を出稿してみませんかというお話になってございます。ですから、FMびゅー自体は完全に民間ですので、そういう広告収入をもって運営をしているという形と、ワイラジの部分については 1 市 3 町で負担金を計上して行っているという形のものから、広告料については直接反映するという形にはなっていないということでご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○真鍋委員長 続きまして、松本議長からの質問の答弁。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

先ほどご質問いただきました通知カード、個人番号カード関連事務負担金、平成 30 年度 1,000 円の計上についてでございます。平成 29 年度当初予算におきましては、カード管理システムの間接サーバー等の整備に必要な部分での負担金ということで、地方公共団体情報システム機構のほうで整備をいたします個人番号カード管理システム間接サーバー整備に必要な分の負担金ということで、こちらは全国の市町村で人口規模等に応じて負担金を求められ、間接サーバーの整備に充てたというものが大きなものとなっております。今年度につきましては、個人番号カード等の発行の枚数等に応じて必要な事務負担金というものが請求されてくるものと承知しておりますが、こちらにつきましては具体的な請求金額、発行枚数に応じた金額等に応じて必要な補正等で対応することになろうかと存じます。

マイナンバーカードの交付状況につきましては、平成 29 年度 41 枚で、きのう時点で 344 枚交付しております。昨年度からの交付枚数が 41 枚ということでございますので、これからも平成 30 年度以降も引き続きマイナンバーカードの作成等の周知について広報紙等を通じて行っていきたいと考えております。

以上です。

○松本議長 了解いたしましたけれども、改めて聞くのもなんですけども、発行枚数がふえないといいますが、余り必要性を感じていないというような状況があるのかもしれませんが、先ほど言いましたように私申し込みしましたけれども、そんな感じで本当にいいのかなというか、もっと言うと、言い方変えると、町にとってもこれ余り必要性ないのですか。ちなみに、今回確定申告のときに右上のほうに番号書けというのがありますので、持っていないので、通知カードというのでしょうか、これで申請してくださいというのをもらっていますから、その番号を、押し入れにしまっていたやつを出して書いたのですけれども、それで十分足りるならつくる必要もないのかなと、一々写真撮る必要もないし。そんなことを思いながら、どれだけ普及しているのかな、ないしはこれ地方自治体にとってどれだけの効果があるのかな。しかも、間接プラットフォームの利用負担金 130 万、ことしも払いますよね、毎年のことだと思いますけれども、そうやってたしか全国で 2 カ所にプラットフォームつくってという話で、その全部のトータルは 100 億単位か何かで N E C か何かがついて仕事しているという話聞いたことがありますけれども、全ての巨額の金がつちへ行ってしまって、末端で払っている自治体に余りいいことないなというのだったら、これどうなのでしょうねという素朴な疑問が湧いたというのが正直なところなのですけれども、これにうんちくのある理解できるようなお答えいただければありがたいのですけれども。

○総務課参事（庵） マイナンバー制度自体の制度管理につきましては総務課のほうで所管しておりますので、私のほうから、お答えになるかどうかはわかりませんが、ご答弁をさせていただきます。

実際マイナンバーカード自体の取得というのは、任意というか、ご本人の意思に沿うということですので、必ずしも強制できるものではないのですけれども、当町でいうと、先

ほど 344 枚ということで、交付率で大体 13% ぐらいになるのですが、これは全国平均や全道平均を上回っておりまして、比較的理解が進んでいる町なのかなというふうに考えます。実際マイナンバーカードだけで利用するかというと、なかなか利用促進は多分されないだろうと。高齢者の方であれば、例えば免許を返上したときにかわりに身分証明書に使えるりとか、そういう利便性はありますが、ご指摘のとおり、国のほうでは利用促進をやはり考えていて、そのカードに将来的には健康保険証をあわせようだとか、あるいは旅券等の事務であったり、先般金融機関の口座とのリンクなんかも始まったところなのですが、カードにそういういろんな付加機能というか、付加価値をつけていって利用促進を図っていくというのが国の考え方でございます。当町といたしましても当然国の動きに従ってやっていくところではありますが、まだまだ時間のかかる調整の必要な部分もあるようなので、徐々に徐々に浸透していくのかなというふうに考えます。

実際費用対効果として考えれば、確かに高額な負担というのはマイナンバーに伴ってしていることは事実ですが、ただ必ずしも情報セキュリティ対策がマイナンバーだけではなくて、近年のサイバー攻撃ですとか、そういったものに対応するためのセキュリティ対策というものも同時に行っておりますので、はっきりはちょっと申し上げられませんが、全く無駄というか、見合わないということではないでしょうし、今後は見合っていくようになっていくのではないかなというふうに推測をいたします。

お答えになっているかどうかわかりませんが、ご答弁です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次、58 ページ、総務費、選挙費。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次、60 ページ、総務費、監査委員費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、62 ページ、総務費、企画費。

○長内委員 地域公共交通対策事業の中のコミュニティータクシー運行維持費補助金 1,020 万が上程されておりますけれども、これはある意味町内の役場も含めて、そういう部分の中で特に車等をお持ちでない方、高齢者の方が中心に利用されて、非常に好評を得ていると。それから、伊達市等の病院等に通院する上で活用いただいていると、これは非常に好評だと思っております。同時に、先般町政懇談会、私もいろんな地域にも参加させていただいていましたが、その中でちょっと出た個人のご意見でございましたけれども、特に湖畔地域のバスです。そのバスの利用状況も踏まえて、少ない利用時間帯等のバスの減便のようなご説明がありました。それにも関連するのでしょうかけれども、地域の方から、高齢になって車を使えなくなったときに、その地域で住み続けていくためにいろんな形で車にかわるものが必要だと、その中でコミュニティータクシーは非常にありがたい制度なのだけれども、現状では伊達市に行ったときに病院はいいけれども、例えば買い物等での

活用ができないということなのです。非常に不便だ。今はとりあえず車運転できるからいいけれども、ある程度の年齢になったときにそういう部分ではこの地域に住み続けるのが不安になるというようなお話がなされておりました。それは、その地域に限らず、多分ほかの周辺地域のお年寄りの方も同じ気持ちを持たれているのだろーと思ひまして、滝之町の方でも病院等で伊達市に行ったときに実際は買い物等で使えないということで、使われていないのが実態なのかなと思っています。そういう意味で、何とかそれをもう少し用途拡充できれば大変ありがたいなと。どちらかというと控え目にお話をされていたのが印象的だったわけですが、そういう意味ではコミュニティータクシーの運用の利便性の拡充という部分は考えられているかどうか、ちょっと伺ひしておきたいと思ひます。

○総務課参事（庵） ご答弁申し上げます。

ただいま委員のお話のあったご意見については、私も同じ場所であいておひまして、その際に町長のほうから、確かに伊達等に買い物等も行ければ利便性は間違いなく上がるということはわかるけれども、地元の商業振興ということを考えてときに、安易に町のほうでお金を負担して消費者を町外へどんどん出していくということが果たしてどうかと、そういうところがひっかかるころだというような趣旨のご答弁をされていたというふうに記憶しています。実際のところ、そういうところは多分にあるということと、あとはこのコミュニティータクシー自体が国の補助金を受けてやっておりますが、国の補助金も基本的にこのタクシーというのは公共交通、バスにつながるために走らせると、そういう趣旨でのフィーダー補助という名称なのですが、それを使ひてやっている事業。したがって、起点を壮警役場の前のバス停に置いて、そこまで乗ひてきて、バスに乗り継いで行ひていただくというのが原則というふうになっております。もちろん住民の方のご意見はよくよく理解できるころではあるのですけれども、そういった背景を踏まえると、一足飛びに拡充しようというのは現状では難しいのかなと思ひます。将来的にはいろいろな社会情勢の変化もきつとあるでしょうから、絶対にないということではないのですけれども、現段階でどうだと言われると、ちょっと難しいですというようなお答へになってしまうというのが現状でございます。

以上です。

○長内委員 町政懇談の中でも町の側から、今課長がお話しされたこと、町長も含めて答弁されておりました。地域からの経済の購買層の流出だとか、行政として考えたときに、なかなかそれはいろいろな角度で考えると難しい現状というのはお話をされておりました。ただ、地方を初め高齢化が進んでいて、ある意味コミュニティータクシーに頼らざるを得ない世代の方がふえていくと、高齢化の中で。そういう中で安心して住めるような地域を考えたときに、確かに言われていることは理解できるのですけれども、ある程度の歯どめといひますか、そういう部分も当然考えなければならぬのしょうけれども、そういう声をどう受けとめて政策に反映していくかということの研究もぜひ続けていっていただきたい。

それで、本当は地域のお店でお買い物をしていただくのが理想ではありますが、現状こういう小さい地域の中でニーズに合った商品の品ぞろえがなかなかできないというのも現状でしょうから、何とかその部分も折り合いをつけながら、コミュニティータクシーの利活用によって地域での定住を安心して送ってもらえる対策を、いろんな補助事業ですから、そういう部分もあるのでしょうかけれども、ぜひ研究を続けていただきたいと思っています。答弁いただければ。

○総務課参事（庵） ご答弁申し上げます。

ご意見はよくよくわかりますので、当然研究はしてまいります。また、ほかのまち、全国的に見るとこういった形で行政がやっているパターンもあれば、民間ベースで運行させている。それがタクシーまでいかないにしても、乗り合いバスのような、そういった形で運行している事例もたしか記憶にございますので、いろんな方法も含めて、必ずしもコミタクに限定せず、地域の方が暮らしやすい環境をつくるためにどうしたらいいかという観点で今回の件も含めて検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○佐藤委員 ジオパーク推進経費について伺いたいと思います。

壮瞥町を中心とした当地域が洞爺湖有珠山ジオパークに認定されております。そして、昨年7月の再認定では2年の条件つき再認定ということで、私は協議会からのインターネットの連絡だとか、また新聞見て驚いたのです。どうしてかなということで、驚きを隠すことができませんでした。そこで、今回の条件つき再認定の通知を受けて、前にもちょっと説明受けたのですが、ジオパークを構成する4首長、町長、市長が集まって、現在の状況をともに共通認識して再認定へ向けて真剣に対策を考えますという説明をいただきました。その2月2日以降、このことについてどのような進展といいますか、取り組みがあったか、もし取り組みがあったら、お話しいただきたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

2月の2日の日ですか、ちょっと日付は定かではありませんけれども、首長の連絡調整会議ということで、条件つきの通知が来ましたという形の中で、1市3町の首長が集まってお話をさせていただいたところがございます。私もその席には同席させていただいていますが、委員もご存じのとおり、今回の再認定の一番のポイントについては、地球科学の専門員の直接雇用の部分という形が一番のポイントだというふうにその会議では認識しておりますし、事務局からもそういう説明があったという形でございます。そして、それについて今すぐ雇用できるか、できないかという判断は、早急にいろんな方々の意見を聞いて、時間はちょっとかかるかもしれないけれども、今すぐとは言えないけれども、早急にいろいろと結論は検討したいという形でお話が終わりました。

その後学識顧問会議、私それには出ましたが、その後には行政合同会議ですか、いろいろと会議がございました。学識顧問のほうでも、基本的にユネスコのあり方をどう捉えるかということがポイントではないのかということ踏まえて早急に、今のここの地区

が決してほかと対比して劣っているわけではないと、逆にこういうあり方があっていいのだということを認められなかったということについて学識の方々からは言われました。ただ、そういっても、ユネスコが認めない限り、そうしたらどうするのだという形を、1市3町の首長の方々には腹を据えて結論はどういう方向性になるということを検討していただきたいと。ただ、結局はその辺になりますとお金がかかる問題、いろんな面で。例えば施設の維持保全とか、人件費の問題とか、そういう面に関しまして簡単な解決策というのはなかなか見出せないのかなという形もありますので、当然国の、これユネスコですから文科のほうに何とか働きかけをして、国のある程度の助成というか、手助けとか、そういう手法がないとか、そういうことを一生懸命考えて、そしてある程度、今2年間条件つきでございますけれども、その中できちっとしていきたいなど。結論はどうするというのはまだ決まっておりますけれども、そういう考えでいるという形でご認識いただければというふうに思います。

以上です。

○佐藤委員 その件は理解します。そして、岡田学術顧問ですか、その方もジオパークの私たち会員に対して、いろいろとこういう話し合いをしたということは通知を受けております。そこで、その点は理解するのですけれども、せっかく指定されて、何年も経過して2年の条件つきと、それで終わりになるのではなくて、今言われたように4首長が努力して継続されるよう私は望みたいなど、そういう強い願望です。

そこで、壮瞥の近くで今度質問したいと思います。身近なジオサイトとして実は町内に幾つかあるのですけれども、一番最後に解説板が設置されたのは滝之上の旧キャンプ場で、力岩という岩石です。そこがジオサイトに指定になって、2年ほど前に、看板といいますか、解説板が設置されました。私たちのグループは、その周辺の枝を払ったり、また草刈りをしてその周りを整備していたのですけれども、昨年秋ごろですか、道道からそこまで入っていくところの入り口に鉄のパイプで、入れないような状況になっていたのです。それは町がやったのか、どこがやったか私わかりませんが、あそこに設置したというのは大勢の皆さんにそれを理解してもらうためでなかったかなと考えるのですけれども、その設置はどなたが、どこの機関がやったのでしょうか。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

滝之上の旧キャンプ場の件ですけれども、町のほうでお願いしてやりました。というのは、夏場のキャンプシーズンというか、そのときにあそこを駐車場として、皆さんに例えば今委員言われた力岩とかいう形のものをってもらうために、あえて森林管理署のほうにお願いして駐車スペースを設けたのですが、そこで夏場、こことめれるからということでキャンプをしてお酒等を、そこで宿泊しているとか、そういう形があったところがあります。それで、一応町のほうと観光協会のほうで看板は置いてあります。言っていただければ鍵はお貸ししますという形のもので看板等はかけているというふうに認識していますけれども、実際上は町が設置をお願いして、町と観光協会のほうでその鍵の管理をしている

という形です。

○佐藤委員 経緯は理解します。そこで、キャンプシーズンが終わった後の対処はどうするかということもこれから考えなければならないことだと思いますけれども、ジオパーク推進協議会は4市町がそれぞれ負担金を出し合って運営している機関ですけれども、壮瞥町の負担金は昨年から見ると若干下がったのでしょうか、それは金額はいいのですけれども、各4市町の負担金、もしもわかればお願いしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

平成30年度のあくまでも予算案という形で、今回うちもその予算案に基づいて計上しているわけですが、推進協議会から来ている形で案が来ています。それでいきますと、壮瞥町は358万円、伊達市424万1,000円、豊浦町312万6,000円、洞爺湖町390万5,000円、合計1,485万2,000円となっております。

○松本議長 私もジオパーク推進経費でお伺いします。

佐藤委員のやりとりで、議論をまた蒸し返すわけではないのですけれども、私も学術専門員の設置が必要だし、急務だと思っています。以前いろんな質疑を通して学芸員の設置が必要ではないかというようなことを私見を述べさせてもらいましたけれども、正確に言うとなんか学術専門員というのですか、要するに火山とか地球学といいたいでしょうか、そういったことに対して修士課程、マスターを出た方ぐらいが必要だという要件があるみたいだし、実際その研究されている方の数が全国的にも非常に少ないという話も聞き及んでおりますけれども、ジオパークといえますか、そもそもある火山、火山と共生する町、その宿命を負う壮瞥町としては、先ほど負担金の割合がございましたけれども、1市3町で進めていることは当然だと思うのでありますけれども、その責任とか役割というのも私はあるのだらうと思っています。責任とか役割といえますか、うちの役割というのは私が言うまでもなくて、昭和火山があつて、観光地でもありますけれども、子供のころから火山を学んだり、地域住民に対して防災意識の啓蒙を図るとか、そういった重ねてきたことがジオパークにもつながっていますし、田園回帰にもつながっていると。そして、もっと言うとそこに介在する人が一番大きくて、当然ですけれども、三松正夫さんという方がいらっしやつて、それを今三朗さんが継承されておりますけれども、そういった希有の存在、山含めて。長くなるからやめますか。

岡田先生もご承知のように壮瞥町と随分近い関係でいただいている。そういうこともあって、ご縁で町内で研究される方々もセミナー開いたり、研究会を開いたりということもやられているようでございます。我々町民向けにも講演も開いていただいている。そういったこと考えますと、今事務局は洞爺湖町にある。これも別に否定するわけでもないのですけれども、うちの職員も派遣しているようですけれども、うちの町が少なくともリードしてそういったことを、うちがやるということは、なかなかお金もかかることであり、言いづらいのですけれども、ぜひ設置すべきだし、うちがリーダーシップを発揮して発言していくということが今の段階では必要ではないかというふうに感じておりますが、いか

がでしょうか。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

議長がおっしゃられることも十分、佐藤委員も先ほどお話ししてございましたので、ジオパークという冠をどう持っていくかという形のものとかこれからの方というのとはどうなのだと。全体の流れとしますと、これはあくまでも私個人の意見だけではなく、学術顧問の会議のところでもお話は出ました、学術者の方から。実際上誰でも彼でも雇えば、修士、先ほど言ったようにマスターとか、それを持っていればいいよと。でも、それが雇用したからといって、本当にその地域に役に立つ人だったらいいけれども、単純に名前だけで、そしたら審査通りますという審査はどうなのだと、極端な話。実際上日本ジオパークの再認定審査のときにも指摘を受けて、一応推進協議会のほうで学術者の推進協議会の部分でかけました。そういうマスターを持っている方という形でかけたのですけれども、1名何か応募されたそうですけれども、実際上うちのジオパークの例えば火山との共生とか、地質関係とか、火山防災に関して合わなかったので、採用ができなかったというところも聞いてございます。

ただ、なかなか人材が少ないというのは岡田先生もおっしゃっていましたが、うちに合う人材ってなかなか合う部分が少ないのかなというところがネックというか、だから今までは岡田先生とか、宇井先生とか、火山マイスターの方々、例えばNPO法人のジオ友とか、火山マイスターネットワーク、そういう形のもので共有して地域をつくり上げてきているというシステムが何とかかわかってもらえないかという形でずっと努力、日本審査の後、再認定の審査の後もそうですし、昨年の世界審査でもそういう形でたくさん訴えたのですけれども、あくまでもペーパー上のチェックシステムで採点をされて、結局そこがネックでだめだというのが一番だという結果出てきているということを踏まえていくと、全体としてここが将来これから継続していこうとするときに、ジオパークを活用して地域の火山防災、減災に向けてやっていくのかどうかという形のものでどう継承していくかというところが今一番考えどころなのかなと。だから、今議長が言われたような形も踏まえて、首長会議とか、あと推進協議会とか、学術顧問会議とか、いろんな会議の中で、こういう形でどう考えていこうかと、その方向性を今一生懸命真摯に取り組んで考えてきているという形でございます。

ですから、今の議長のお話はご意見として、町の議員の方からこういう形もあったというお話は当然機会あればお伝えしますし、それが皆さんいろんな意見があるという形の中でどうまとめていくかというのか今後のジオ推進協の課題かなというふうに思っていますから、私どもも総務課で今担当していますので、その辺をうまく伝えて対応できればよろしいのかなというふうに考えます。

以上です。

○松本議長 これでやめますけれども、理解もします。現実的に考えてお金のかかることだし、人を雇うということで4自治体が同意するのは難しいのではないかと予想も、

わかりませんが、必要性を感じるかどうか。わかりやすく言えば、伊達市や豊浦町は火山防災にかかわること、あるいは火山含めた洞爺湖有珠山のジオパークそのものに中心的役割を果たそうという思いはそうなのではないかというのは安易に想像つくと思いますし、ましてや負担を含めて、応分なら別ですけども、自分が主体的にはしないのではないかという想像がつきます。よって、洞爺湖町と壮瞥町、観光客含めて経済的に波及効果あるから、一番期待されているのではないか、ないしはそういう自覚を持つべきではないか。単独は厳しいけれども、共同ではできないのか。例えば、変ですけども、ウチダザリガニを駆除するのに協力するとか、内水面の管理を協力しているとかというのは例がないわけではないと思いますが、その上でシステムとか、伊達や豊浦を含んだもっと広い火山、湖だけではない広いジオパークということでアピールするのは大いに結構だと思うのですけれども、実際今事務局洞爺湖町ですけども、伊達や豊浦に行くこと多分ないだろうし、うちも職員を派遣していますけれども、そこでプロパーとして専門的な職員が育つわけでもない。知識はわかっている、やはり必要なのだと思うのです、その資格も含めて。

翻ってうちの町のことだけを考えても、前も言いましたけれども、岡田先生、三松三朗さんだって年齢的なことだって制約されるわけです、この先考えますと。そうすると、マイスターの方とかいらっしゃるけれども、言い方悪いけれども、専門家ではありません。ただ、アマチュアに軸足置いてフィールドワークをされて地域を引っ張っていらっしゃるということですから、やはり専門職としているべきだろうと。それが先の将来も含めてうちの町がいろんな意味で、火山との共生ですとか、観光にもつながりますけれども、注目を浴びる地域として、うちにしかない個性だし、こだわりだと思うのですけれども、そういった発信をしていくというのは将来においても、お金かかることはあるけれども、必要ではないかという気がするのであります。何回も恐縮ですけども、そういうことの考えに対して発言いただければと思っているのですけれども。

○総務課長　ご答弁申し上げます。

洞爺湖町と壮瞥町というお話、議長が言われてございましたが、まずは洞爺湖ジオパークという形で1市3町でやっている部分どうなのかと。ジオパークの理念として、火山防災だけではなくて、例えば縄文文化とか、アイヌ文化とか、そういうことのストーリー立てをして初めてこの地域のジオパークだということが言われていることはご理解いただきたい。だから、うちと洞爺湖町だけでやるというお話にも今後ならないのかなというふうには僕は理解しています。ただ、首長の中では、今後学術者のことに関してあくまでも1市3町の枠組みの中でやっていこうという形の中で、どうしていこうかという形で今検討されているということだけはご理解いただければなというふうに思っています。

○町長　ジオパークの再認定後の対応については、今総務課長のほうからご答弁させていただいてございまして、今後いろいろと協議をして、どのような形がいいのかということの答えを出していくかなというふうには思っております。確かに洞爺湖有珠山ジオパー

クも民間のかかわりというのは非常に大きいわけでありまして、行政側は負担金を出してはおりますけれども、やはり民間の方々のいろんなこのジオパークに対するかかわり、対応が非常に大きな評価をいただいておりますので、地球学の専門家を置かなければ認定をされないというような状況が今ありますけれども、以前からうちの町におきましても昭和
新山ですとか、有珠山ですとか、洞爺湖、そういった観光面、あるいは火山の教育、防災の教育についても、この冠がなくても今までも実際は進めてきているわけでありましてけれども、世界ジオパークに認定されて2回目の審査だというふうに思いますけれども、これからどのような対応をしていくことが望ましいのかは今後協議させていただければというふうに思っております。

確かに壮瞥町は昭和
新山もあり、有珠山もあり、洞爺湖町と両町が非常に大きなウエートを占めているかなというふうに思っておりますけれども、先ほど総務課長が答弁したように、伊達市の縄文ですとか、豊浦町のさまざまな遺跡ですとか、大事なものがたくさんありますので、そういうのをどう今後保護していくか、保存しながらしていくかということについても、学識顧問の先生方とも協議しながら今後どうしていくかは決めていきたいというふうに思っております。

ただ、ヨーロッパですとか中国のほうのジオパークは、国家的な政策で進められているようにもちょっと伺っております、日本の場合は国の関与がどちらかといえば、ヨーロッパ、中国に比べれば少ないのかなというふうに思っております。ユネスコは文科省管轄でありますけれども、今後何とか全国のジオパークの地域において国の支援をいただけないかということのをこれから模索をしていかなければならぬのかなというふうに思っております。糸魚川の会長さんもそのようなことも考えていらっしゃるだろうというふうに思いますけれども、私どもの地域においても今後国の支援をいかにいただけるか、要望していくことも視野に入れながら今後については考えていきたいというふうに思っております。

○真鍋委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、64 ページ、総務費、企画費。

○松本議長 2 点ほどあるのですけれども、まず第 4 次の L G W A N 対応ネットワーク構築業務委託、それとメールサーバー云々というところの、予算の説明資料にもございましたけれども、一通りの説明は受けたのでしょうけれども、いま一度 L G W A N そのものの役割をもう少しわかりやすく説明いただければということでもあります。金額よりも中身ということです。

それから、これは企画調整用務経費に入りますが、西いぶり広域連合負担金（企画）と、企画にかかわる 41 万 2,000 円が計上されておりますけれども、具体的にどのようなことなのでしょうかとということが1点。

もう一つは、北海道新幹線の開通にあわせてと申しますか、その前段から、n i t t a n 地域戦略会議ですか、この負担金が計上されている。額は小さいのですけれども、苫小

牧の音頭といいますか、そこを中心になって日胆がそれぞれかかわっている。これは、開通いたしまして、その後今後も続けるのですか。私も会議に参加したことは当然でございますけれども、北海道の中で日胆の観光振興を考えると、そういったテーマの講演はあったのですけれども、そういうようなことを今後も続けていくのか、必要なのかというのを、聞くのも変ですけれども、伺いたいということでございます。

○総務課参事（庵） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の情報化の関係でございますが、第4次L G W A Nの構築委託料ということで、L G W A Nというのは総合行政ネットワークというふうに申します。正式名です。これは、全国の自治体ですとか、あるいは国ですとか、そういったところの情報をつないでいる情報ネットワーク。ある意味イントラに近いのですが、行政、そういう機関だけインターネットとは全く別にネットワークを引いているものでございまして、こちらは現状で使っているのは前の第3次L G W A Nというもので、それは平成22年から23年度ごろに全国で整備をしています。その後、先ほどもお話がありましたが、マイナンバーであったり、セキュリティ対策であったり、そういったものの強化等も必要ということで、このたび平成31年度に第4次L G W A Nをスタートさせるということで、その前段の構築です。広域連合のほうで行う構築費とともに行う部分を経費負担するというものでございます。

それから、メールサーバーについては、一昨年から昨年にかけてセキュリティ対策強化でラインを3つつくりました。1つは通常のインターネット、1つは今申し上げたL G W A N、それからもう一つはマイナンバーの事務ラインということで3本つくれたのですが、そのうちのL G W A Nのメールのやりとりに使うサーバーを今回更新すると。先般セキュリティ対策でいろんな機器を更新しているのですが、その際にはL G W A Nのメールサーバーは更新しておりません。七、八年前ぐらいに購入したものがまだ使えるという状況だったので、あえて更新をしないで見送っていたのですが、もう7年、8年たっているということで更新、通常は本来5年ぐらいの更新スパンですから、今回のL G W A N整備もあるので、更新をします。そのかわり、ハードとして買えば相当な額になるので、広域連合の中にあるサーバーの中に、空きスペースをおかりして仮想という形で構築することで整備費も、それから今後のランニング経費も下げていくということで、最低限のこの経費を今回計上しているというものです。

それから、2点目の広域連合の企画分でございますが、電算ですとか廃棄物についてはそれぞれ専用でやっている。特化した経費を計上して、負担金で割っておりますけれども、この企画の部分は事務局長さんであったりとか、総務課長さんであったりとか、総括的なことをされている方の人件費の一部です。ほかの事業と案分しておりますので、そんなに高額にはならないのですが、それらを同じように同じ負担割合で計上しているというのがこの40万何がしというところでございます。

それから、3点目の北海道新幹線×n i t t a n地域戦略会議の今後の展開でございま

すが、今のところは活動を継続するというふうにお聞きをしております。新幹線の開通にあわせて立ち上げて、それにあわせて広報普及ですとか、あるいはイベントだとか、そういったものを今までやってきたのですけれども、協議会の認識としてはまだまだ日胆の知名度が上がっている状況ではないということであったり、経済効果がまだまだ全道に波及はしていないと。それから、30年度の札幌延伸も見据えて、30年度までやるかどうかはわからないですけれども、そういったことを総合的に考えるとまだ活動は継続する必要があるだろうと。逆に、今日高管内のほうは新幹線どころか、JR自体の存続が取り沙汰されている状況ではございますが、日高管内のほうの自治体もこの事業を継続するというふうに聞いておりますので、それらの状況を勘案すると当面は続いていくのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○長内委員 企画調整用務経費、ここの項目の中には載っていないので、確認も含めてお伺い。ここの部分かなと思って、委員長のお許しをいただいて質問したいのですが、定住自立圏構想というものがスタートして、これは室蘭市を中心として1対1の協定を結んでということなのですが、10年ほどになるのかなという感じがするのですけれども、最近その活動がよく見えないといえますか、予算的にも多分上がってきていないですよね。これは現在どうなっているのか。それから、課題はどのように捉えているのか教えていただきたいと思います。

○総務課参事（庵） ご答弁申し上げます。

定住自立圏につきましては、もちろん活動は続けております。定住自立圏としての負担金ですとか、そういったものは以前から予算づけをしておりますので、各市町で取り組んでいる事業を19の事業の分野合わせてそれぞれのまちで計上していただくという形になるので、当町としては30年度で大体5,500万ぐらいの事業に取り組んでおりますということになるのですが、それらはほとんど通常の業務の中から該当するものを抽出して計上しているというような形式になっています。

自立圏自体の課題ということでございますが、委員もお感じになられているのだろうと思うのですが、認知度がどうしても上がっていかないのかなというふうには考えていることと、以前にもご答弁したような気がするのですが、もともと平成21年に自立圏がスタートする以前から、この6市町村の中では広域の事業、広域連合もそうですし、いろんな事業を観光分野でもやってきているので、その後に出てきているので、どうしても影が薄くなってしまうというか、その違いが非常にわかりづらいというところがあるのだろうと思います。原則は1対1の協定に基づいて取り組むということにはなりますが、現実には6市町が今までも手を取り合って一緒になって活動してきているので、特定のものだけ、実際にはそういう協定をしているものももちろん中にはあるのですが、特定のところだけ、壮瞥町と室蘭市だけやりましょうというところもなかなか進めづらいというところもあるのかなと思います。ただ、これを進めることによって国の交付税措置なんかもされており

ますし、この取り組みが進んだことによって、そこからスピアウトしていったコミュニティFMがスタートしたり、あるいは今生涯活躍のまちであったり、成年後見制度の拡充なんかも進んでいたり。ですから、一定の成果は上げているとは思いますが、ちょっとほかの事業との区分、区別がつけづらいので、なかなか理解というか、認知が進んでいないというのが現状でいうと課題なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○長内委員 私も何年間か委員をしたことがありますので、最初の時期の定住自立圏のいろんな取り組み、それから予算の部分もある程度は理解しているつもりなのですが、こういうところの予算としてなかなか出てこないですし、それぞれ地方創生も含めて取り組んでいる部分が、関連があるといえば関連があるという形で、生かされているといえば生かされているのでしょうけれども、いろいろなことで室蘭市の担当の職員の方も大変苦慮されていると、ご苦労されているというような印象も受けるのですが、それは1つは、今課長が言われたように、広域連合の取り組みにしても、いろんな部分の中で、観光協会の取り組みにしても、広域的に取り組んでいる部分が非常に近年は多くなってきて、そこと重なる部分も非常にあって、定住自立圏での独自性とか取り組みという部分が見えづらくなってきているというのは、私もそのように思っているのです。

ただ、定住自立圏構想そのものは、広域の取り組みではある面ではあるのですけれども、基本的には室蘭市と壮瞥町の1対1の協定という部分で、広域的にやることも大事なのですが、広域ではなし得ないことという部分を壮瞥と室蘭市という部分で、それぞれ持ち得ない部分を特徴をそれぞれ相互に生かしながら取り組むという視点の議論がほとんど私のかかわった分野では実は生かされなくて、地域全体でどうしようかというような議論に終始したと。それがあある面では大事なことなのではあるけれども、ある面では定住自立圏構想そのものを生かし切れないうところにつながってきているのかなと。であれば、別に定住自立圏がなくても広域の従来の取り組みをやっていけばいい話で、改めて定住自立圏構想として時間を割いて、そして議論する必要がある面ではないのかなと感じるところがあるのですが、そういう面ではもう少し定住自立圏そのものの部分をしっかり首長間も含めて議論なり、どう生かしていくのかという部分の視点が必要な気がするのですが、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○総務課参事（庵） ご答弁申し上げます。

ご指摘のとおりでございます。例えば本町と室蘭市が協定をして何かをとったときに、室蘭市であれば本町にはないような市場であったり、海産物のようなものがあったり、大学もございますし、そういったものもあるでしょうし、逆に室蘭市から見れば本町には観光資源があたり、あるいは果物があたりということで、相互補完できるものは多分いろいろあるのだろうというふうには思います。ただ、先ほども申し上げたとおりで、実際には少なくとも近年は個別にそこで何かをしようという議論というか、話し合いというのは正直余り持っていない。6市町が皆さん顔合わせたところで、席にあったところ

で6市町でどうしようというようなスタンスでの話し合いが多いのが現状でございます。将来的には本来の趣旨は定住自立圏の趣旨は理解はしているつもりですので、決して否定するものではございませんが、これまでの歴史や地勢的な問題を考えると、極端に急に進むというのはちょっと考えづらいかなというふうには思います。ただ、繰り返しになりますが、趣旨は理解しておりますので、そういったものについて可能性のある事項があれば、それは積極的に進めることはやぶさかではないというふうに思います。

以上です。

○長内委員　なかなか苦労しているのだろうなと思って見ているのですが、当初の目的で大きく膨らませた風船がだんだんしぼんでいくような姿が見えると、これは変な意味ではなくて。それは、ほかのいろんな、今議長からの質問があった分も含めていろんな広域的な取り組みをしているということは、1つはそういう側面もあるのでしょうけれども、定住自立圏の1対1の協定、その協定がいつまで生きるのかと、これは例えば5年で更新を迎えるのか、例えば10年で迎えるのか、それとも結んでいる間はずっと無限に続くのかどうか分かりませんが、そういうことも含めて定住自立圏そのものがどういう位置づけでどのようなだろうということをしっかり考える時期に来ているような気がいたします。

西胆振というのは、例えば農業にしても、漁業にしても、工業都市もある。いろんな面、多彩な西胆振の地域と言われる中にあって、例えば壮瞥町と室蘭市では人口も相当違う、置かれている環境は本当に違う。そういう部分の中で室蘭市対壮瞥町が定住自立圏の中でどういう連携が結べるのかと。行政的な分野、それから民間的な分野、いろいろとあると思うのですが、その辺をよく考える必要があるのではないのかなという気がします。そうでなければ定住自立圏を置いておく意味がどうなのかなという感じがしますが、これは事務方、それから首長間でもそういう議論をする場面がおりかと思いますが、その辺について町長の率直な感想をお聞かせいただきたいと思います。

○町長　定住自立圏の事業のあり方について、私も首長間の協議の中にも出席をさせていただいておりますけれども、今庵参事のほうから答弁あったように、地域に、それぞれのまちにないものを補完し合うことがやはり定住自立圏の中では大事なことのだろうというふうに思っております。ただ、うちの町といたしましては、医療関係でも室蘭のほうの病院等に通っている患者さんもいらっしゃるのだろうし、また今回地方創生の関係で生涯活躍のまち構想も定住自立圏の中でも協議をされておりますし、今回伊達市さんが手を挙げていただいて、これに取り組むということでありますし、その裾野に壮瞥町が生涯活躍のまちに対してどのようなサービスが提供できるかということもこれから出てくるのだろうというふうに思っておりますので、今おっしゃるように、以前出発した時点のときのようなことではないかもしれませんが、地道に取り組んでいることは事実であります。その辺はご理解いただければというふうに思っております。

○総務課参事（庵）　若干補足なのですが、お考えは今町長がおっしゃったとおり、全くそのとおりでございまして、ご質問の中で協定が永遠に続くのか云々というご質問がござ

いましたので、それは原則5年間になります。ビジョン、計画的なものをつくるのですが、その年限が5年、それにあわせて協定をつくる。今回は今は2期目に入っているという、そういう状況です。

それから、あくまでもこれは参考としてお聞きいただければと思いますが、この自立圏で行う事業に対しては国のほうから特別交付税が交付されます。中心市に関しては上限8,500万、それからその提携先、協定先については1自治体上限1,500万ということで、そういった財源的な支援もあるということは一応参考までにご説明、ご報告をさせていただきます。

以上です。

○真鍋委員長 これより休憩といたします。再開は14時10分といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時10分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

64ページ、ほかにありませんか。

○加藤委員 私は、企画調整用務経費の中の消耗品についてまずお伺いしたいと思います。

これは、説明の中でファイターズグッズという形で、うちわ等も含めての経費ということでは理解させていただきます。そこで、今年度ファイターズ応援大使という形で壮瞥町も何らかのかかわりが出てくるのかなという中で、町としてことし応援的な活動というか、何か考えているもの、ファイターズに対して町が何かかかわっていくものがあれば、お伺いしておきたいと思います。

○総務課参事（庵） ご答弁申し上げます。

ただいまご質問のあった消耗品のうち、25万円がファイターズ関連グッズの予算でございます。この25万円で整備するものといたしまして、1つは懸垂幕、それからもう一つは横断幕、それとうちわです。応援大使に選ばれた選手を写したうちわを500ほど製作をすると、そういう予定でございます。町が直営でグッズとして整備するのはこの3つになるのですが、それ以外にもファイターズさんと連携をして取り組むものが幾つかございます。例としてちょっと挙げますと、北海道179市町村ヒーローショーというのがありまして、それぞれの年間のうちの3試合ほど壮瞥町の日というのがもう決まっております、そこでファイターズさんが勝った場合には当町の特産品をプレゼントする。3回で3万円程度でございますが、そういったものをやったりとか、あるいは経費負担はないのですが、連携をして応援グッズを販売品をつくるという形で、町が直営ではないのですが、連携をしてやったり、それから応援ツアー、先般広報のほうで公募をして、120名ぐらいですかね、の方が応募されているのですが、そういった連携事業をやったり、それから最終的に11月、シーズンオフになりますが、選手のお二人が当町のほうにお越しになる予定です。その際に交流イベントのようなものも行いたいというふうに考えています。ま

た、先般本町においても後援会が発足をされていますので、そちらのほうとも連携をとりながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、66 ページ、総務費、企画費。

○長内委員 定住促進・まちづくり推進事業にかかわってお伺いをしたいと思います。

町政懇談会の中でもお話が町長からもありましたけれども、行政改革の部分は守りの政策ですかね、定住、まちづくりの部分がいわゆる攻めの政策というお話もされておりましたが、そういう部分では今後の壮瞥町のまちづくりに対しての攻めの部分として幾つかの事業が定住促進・まちづくり推進事業として予算化されて取り組まれている。これは、昨年度も含めて継続している部分も多いのかなと思っています。9日の一般質問でも若干触れたのですが、地域の田舎の地方の高齢化も含めて定住人口の落ち込みが目立っていると、その部分に対する取り組みが、この前も触れましたが、新聞記事を集めてちょっと見たのですが、過疎自治体の移住施策が全国的に見ると西高東低で、北海道、東北などは取り組みが少ないというようなことが総務省の調査の中で報道に載っておりました。

ただ、例えば移住相談や定住コーディネーターは中国地方 72%、四国 65%という地域が多いのに対して、北海道は 16%、東北 31%ということで、西高東低と言われていますけれども、その中の取り組みを幾つか挙げたいと思います。子供の医療費助成、移住相談窓口の設置、子育てセンター、学童保育、保育料の軽減、免除、出産、健診費用の助成、空き家バンク、住宅の助成とか、就農者への助成といろいろあるのですが、上位から言ったのですが、その多くは実は我が町は取り組んでいるのです。だから、多分取り組みの数として見たら北海道の中でも取り組んでいる地域なのかなと、私はそう感じているのですが、その中であって、さらに情報発信も含めて強化していくということなのですが、去年続けている。ことしも含めてこの取り組みの目標というのでしょうか、特徴的な部分、うちの町の特徴的な部分をもう少し具体的に説明をいただければと思います。

○総務課参事（庵） ご答弁申し上げます。

今委員からご指摘があったのは、総務省が先般発表された田園回帰に関する報告書というのが発表になったようなのですが、その話なのかなと思って聞いておりました。その話の中でいうと、当町のほうで見た部分としては、比較的移住促進が進んでいる地域の特徴の施策として3つあるというふうに書いていまして、1つはSNSとか、そういったものを使った情報発信、それから2つ目は移住相談員、定住コーディネーターとか、そういった方の設置、それからもう一つが受け入れを促進するような団体、特に行政だけではなくて民間、ないしは民間と連携した取り組みということで、3つの特徴があるというようなことが書いてありました。当町においても、これらについて全てではありませんが、取り組みを進めているところでして、これまでも続けてまいりましたし、30年度は新規で新た

にというものはそうないのですけれども、むしろこれまでの取り組みのベースを踏まえて少しでも発展させ、継続させというのが30年度の柱という形になろうかと思います。

これも先般の一般質問の中でお答えをしましたが、先ほど言った3つのうち、SNSに関しては実は当町は多分全国でもかなり上位に入るぐらいのファンの獲得をしまして、それはひとえに地域おこし協力隊員の方のスキルを生かした部分でありましたけれども、それに加えて、その方は今年度末で卒業されるのですが、継続して地域の移住、定住、情報発信に寄与していただくために新たに今度は協力隊ではなく移住、定住情報アドバイザーですか、そういう形で採用させていただいて、その方と取り組みを進めるということと、もう一つは、その方を軸に新たな協力隊員も加わって、3番目のポイントというふうに言われた移住促進の受け皿、特に官民の受け皿整備というものを、30年度中というのは難しいだろうなというふうには思うのですが、できるだけ早い段階でそういった方々の力もかりながら、この3つのポイントを当町としては整備をしていって、今まで「そうきたか！そうべつ」、そういうブランディングの事業であったり、ウェブサイトの事業であったり、定住促進に対する助成制度であったり、そういったものを個別にやってきたものが何とか一つの大きな柱に変わっていくように、そういった取り組みを30年度にさらに進めたいと。やっぱりキーワードとなるのは、行政だけではなくて、民間の方と一緒にやっていくというのが一番いいことなのだろうと思います。

先ほどの話の延長で、現在の協力隊の方、来年度もいらっしゃる方の発案で、ことしの夏に小さな移住体験ツアーみたいなものをやるのですが、それについても子育て世代、特にその方と話をしているとよくおっしゃるのは、今の子育て世代の価値観が昔とちょっと変わってきていて、昔はお父さんの仕事の関係で地方に移住するだとか、定年退職してから移住するだとかということが主流だったと思うのですが、今の若い世代の方は良好な子育て環境を求めて地方に移住する方も出てきていると。実際その協力隊員の方も本町に来たのはそういった理由だそうで、その方のお知り合い等を集めて、今既にかんりの反響を呼んでいるということなので、そういった事業も実験しながら、先ほど言った官民の力を合わせた移住促進へと発展させていくというのがことしの一番のテーマになるのかなというふうに考えております。

以上です。

○長内委員　一昨年からの地域おこし協力隊の活躍も含めて、期待もしているところですし、そういう意味ではこの町の魅力というものをそれぞれ価値として認識された方が入ってきて、活躍をいただいているなという感じがいたします。9日にもお話ししたのですが、自治体で競い合うようにして、農業の担い手も含めて地域へ若い人を呼び込むことをやられているということが非常に目立ってきているのか。多分それは同じような共通した課題を抱えているからだろうと思うのですが、そういう中であって埋もれてしまわないというのですかね、みんな同じような取り組みで実はしのぎ削っている世界で、そういう部分では埋もれてしまわないようにどう発信していくのかと、要するにターゲットを絞った発信

という部分と、それから受け皿、受ける場面においてどこでもやっていることを打ち出してもなかなか、目立たないという言葉は適切でないかもしれないのですが、目立たない。うちの町だからという部分をどう打ち出していくのかなという部分が難しい部分もあるのかなと思うのですけれども、そういう意味でいうと、以前の移住、定住の呼びかけと今の部分は多分相当変わってきているような気がいたします。そういう部分では、地域独自の部分と、それからターゲットをどこに絞るのかという部分の中で取り組みも変わってくるのかなという気がいたします。

そういう意味では、そういう体験を持たれた方を中心にそういうことを研究していく、それが行政だけでいくとやっぱり限界があるのでしょうかから、そういう意味では受け皿になる地域や住民の人が安心して住める、安心して相談ができるというような人間関係の構築も含めて、まさに次のステップといいますか、住民との連携の部分はどう進めていくのが本当に大きな課題になるのかなと思っております。その辺についての具体的な住民との取り組みについてお考えがあれば、お伺いしておきたいと思います。

○総務課参事（庵） ご答弁申し上げます。

移住促進に関しては、以前から当町は積極的に取り組んできたところであることは間違いないというふうに思っておりますし、先ほどの話に戻るかもしれませんが、彼女たちと話をしても、まだ住環境とか、そういったところでまだまだ整備をしていかなければならない部分はありますが、少なくとも北海道という都市圏にとっては本当に憧れの地で、なおかつアクセスも決して悪い場所ではなくて、雪も少なく、温暖で、豊かな自然景観があって、住環境等を除けば本当に素材は整っているのだと、問題は伝え方なのだというふうなことを以前から協力隊の方からは指摘というか、アドバイスをいただいていた。それをフォローするということで、協力隊の方がウェブサイトであったり、SNSであったり、そういうものを拡充してきました。その過程の中で「そうきたか！そうべつ」というブランドアイデンティティというものをつくる際に、当初は業者のほうに委託をしていいデザインを考えてもらいましょうかという話もあったのですが、あえてそれを遠回りして、住民参画で住民の皆さんに加わっていただいて、アイデアを出してみんなで作っていかうというふうに切りかえております。その方々が母体になって、昨年の7月に「そうきたか！そうべつ」のPR実行委員会のようなものをつくって、今17名ほど参加をいただいておりますが、それらの方と一緒に今ツール整備なんかをしています。

ですから、そういった方々も、加わっていただける方々もかわりとしては十分大きなと思いますし、どうしても移住促進というテーマだけに限定をしようとなかなか取っつきづらいというか、入りづらい部分もあるのだらうと思いますので、移住にかかわり多少幅を広げて、入り口を広げて、そういう中でいろんな取り組みをいろんな地区でしていく中で、きっと賛同してくれる方もふえてくるのかなというふうに思います。強制的に住民の方を巻き込んでやるというよりは、自然発生的に自然にかかわっていただいて、最終的にはその方々が移住の受け皿というか、移住者を温かく迎えてくれる、そういうよ

うな関係性ができればいいと思いますので、それを念頭に置いて住民の皆さんと一緒にいろんな事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○菊地委員 私は地域おこし協力隊の部分についてお聞きしたいというふうに思いますけれども、まず最初に移住・情報発信アドバイザー報酬ということで、前協力隊員に委嘱してということでもありますけれども、これは特別交付金対象、50%対象ということで、これは1年間だけなのかどうか。1年後なくなったときには、このアドバイザーというのはなくすのか、そのまま継続していくのかというところをお聞きしたいのと、このアドバイザーの体系です。月に1回、2回来てもらうのか、それとも必要に応じて来てもらうのかという部分をお聞きしたいのと、それと前年度説明あったかもしれませんが、各種起業セミナー、これは地域おこし協力隊に対しての負担金で54万1,000円増となっていますけれども、この中身について教えていただきたいと思います。

○総務課参事（庵） ご答弁申し上げます。

まず、アドバイザーの年限の関係でございますが、基本は1年単位でというふうに考えています。これにつきましては、協力隊を卒業される方なのですが、その方については基本的に起業を町内でしていくという考え方でございまして、ただ昨年出産されて、今は子育てと両立しなければならないということで、起業の目標年次をちょっとおくらせています。ただ、どこかの段階でその目標を達成したいというふうに言っているので、そうなったときに両立できるかどうかという問題もありますから、まずはその方の仕事の様子を見ながら、1年後続けるのか、やめるのかというのは調整をしていきたいというふうに考えていますので、原則1年単位で考えていくということでございます。制度上は何年間までしか特別交付税は出さないとか、そういう制度ではないので、基本的には続けていこうと思えばやれないことではないというふうに思っています。

それから、勤務体系といいたいでしょうか、ということなのですが、基本は在宅勤務をベースにして、必要に応じて、ミーティングであったり、そういったもののためには役場のほうに来ていただくというふうに考えています。もともとがネットの使い手の方で、正直今のご時世なものですから、直接面談をしなくてもある程度ネットで業務がやれてしまうのが実は現状です。彼女は、来年度については町のウェブサイトやSNSの運営サポート全般だったり、先ほど申し上げた団体の設立準備だったり、それから移住のガイドブックを更新しようと思っていたのですが、それはその方が自分の業務としてやりますということになって、その報酬の中で実はやってくれることになったりもしました。なので、そのような形で1年間はまずやってみてというふうに考えております。

それから、起業セミナーの負担金ですが、これは逆に来年度も残られる協力隊の方のものでございます。現在お二人いらっしゃるのですが、お二人それぞれ将来の起業のイメージがちょっと違っていて、お一方はどちらかというとアウトドアに関する起業をして、この町で移住であったり、観光客を受け入れていきたいということなので、その起業する

ためのアウトドアの知識を学ぶような研修というのを中心にしています。もうお一方については、今までは食であったり農というところに非常に興味があったということなのですが、それと今度は同じようにやっぱりウェブサイトを使った連携させたような起業ということを考えていっちゃったようで、それでウェブの技術を向上する、そういうような研修です。協力隊の目的というのは、総務省も国も道も言っていることは、地域への貢献というのはもちろん大事なことです。ただ、それだけではなくて、それと自己実現、それらの方々がそのまちで新たな業を起こして食べていく、そのまま定住し、根づいていくということの2つを3年間の中で成就させていくというのが協力隊の趣旨でございますので、今年度は地域学習であったり人脈づくりということで、専らそちらのほうをやっておりましたが、来年度からは起業に向けた準備も並行して行っていくということで、この負担金を計上しているところでございます。

以上です。

○毛利委員 私は、空き家改修・整理補助金のところについてお聞きしたいのですが、現在空き家の改修というのは次の方に利用していただくために補助金出しているわけですが、ほかの自治体でもいろいろ問題になっていますが、傷んできている空き家、結局それは室蘭でも代替をやって市が負担をして、今また新しく民間と一緒になって負担金を少なくした取り組みを行っていますが、それができないという自治体もほかにあります。ですから、売買のときだけでなく、解体をするための補助金というか、そういうのはお考えはあるのでしょうか、お聞きしたいのですが。

○総務課参事（庵） ご答弁申し上げます。

総合的な空き家の問題というふうに理解をしましたが、確かに現状ではあくまでも空き家の利活用というところに視点を置いて、次の方に住んでいただくための最低限の補修に対する補助というふうにしています。現状では解体に対する補助というのは今のところは考えていないところではあるのですが、ただ平成 27 年に空家特措法というものが制定をされまして、市町村が空き家問題、両面ですね、防犯的なことで解体をしていくという方法と利活用して定住促進であったり、いろんなものに使っていくと、その両方について本格的に取り組むようというような趣旨での法制定なのですが、それらがありまして、それに基づいて条例を制定したり、あるいは計画をつくって取り組まれている事例が全国にも大分出てきたという状況です。本町においても、この特措法の趣旨に基づいて 30 年度に何とか計画策定を進めていきたいというふうに考えております。そういった中で話をちゃんと整理をして、空き家に対してどう取り組んでいくのかということ、当然議会の皆さんとも協議をさせていただくつもりではありますけれども、その中で方向性であったり、条件であったりというものを整理した上で、必要性があれば解体ということももちろんないわけではないのかもしれませんが、現状では今のところはまだ具体的に予定があるというわけではないということでございます。

以上です。

○松本議長 定住促進・まちづくり推進事業の中の総合戦略推進会議委員報酬にかかわってお伺いします。

これは、新型地方創生交付金、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進、進捗にかかわる見直し協議を行う推進委員会の報酬でありますけれども、ＫＰＩという政策目標を掲げてみたり、ＰＤＣＡサイクルを使えと言われてみたり、産官学金労言でしたっけ、そういった各界の方をお呼びして推進会議を設けて、そこで見直しを行って進めなさいというような国の指南に基づいてやっているわけでありまして、その開催状況と申しますか、開催予定というのかをお伺いしたいのが１つであります、その前に、これは議会でも配付されましたけれども、うちの町には行政評価委員会があります。これは、行革推進委員と、それから政策評価が合体して従前からあった委員会ですけれども、行政の事務事業や進捗状況をチェックすると、町内の人たちです。そこに地方創生の交付金 came ので、そこに進捗や事業の評価も含めて行政評価の中身も、地方創生交付金事業にあわせて特化といたしますか、それを絞り込んで見てもらう。その評価加えた評価表は、10月でしたっけ、いただいたと思うのですけれども、何が言いたいのかといいますと、そうやってやっていたいているわけですが、後段で出てきたというか、前段でお話した推進会議との役割分担どうなっているのかということと、産官学金労言、うちは労がないのでしたっけ、金がないのでしたか、忘れまして、外部から、町外から来て、国の指導といえども、要は積極的に、ないしは主体的にその業務評価を、自分のまちの将来を心の底に不安なり期待なりを感じながらやってくれるような期待感を持てるのだろうか。長くなりましたけれども、要は二重構造になっていないのかと、行政評価委員会で十分ではないのかというようなことを感じたりするのですけれども、その点の見解をお伺いしたい。

○総務課参事（庵） ご答弁申し上げます。

まず、１点目の総合戦略の推進会議の予定でございますが、ちょっと遅くなってしまったのですが、今年度については来週の開催予定をしております。

二重構造になっていないかということなのですけれども、確かに二重は二重でございます。ＰＤＣＡサイクルにのっとって創生交付金事業を評価をし、修正をなささいということで、それが交付金の交付条件になっていきますので、そのとおりに進めているというところでは、後者の行政評価に関しましては、これはあくまで評価でございまして、取り組んだ事業が果たしてどうだったのか、数値的なことは報告した上で、町民の皆さんから見てどうだったのかという率直な評価をいただく、そういう会議でございます。前者の総合戦略推進会議は、その評価も踏まえて、総合戦略の内容を変えていくのか、いかないのかと、アクションまではいかないのですけれども、その手前で方向性をどうするのだということを議論する場なので、それぞれに一応役割はある程度、近いところではありますけれども一応分けてはあります。おまうりです。

実際昨年度に関しましては、行政評価のほうで評価をしていただいて、その評価であったり、数字の現状を踏まえて、総合戦略推進会議のほうではＫＰＩの修正と目標値の設定

なんかを変更したりと、そういう工程も行っております。今年度に関しては、具体的な変更は今のところは予定しておりませんが、来週の会議の中で委員さんの意見を踏まえて、必要性があれば同じように修正をするという対応はしていきたいと思います。以上のようにそれぞれに、微妙ですが、一応役割は分担して進めているつもりであります。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、68 ページ、総務費、企画費。

○菊地委員 胆振線代替バス運行維持費補助事業ということで、この胆振線の代替バスの今後どこまで維持していけるのかという部分でちょっとお聞きしたいのですが、壮瞥町としては基金として見込みとして2億あったやつが9,000万ぐらいまでなくなっていますので、この部分であと9年足らずで枯渇する形ですが、これがどこまで維持していけるのかという、そういう部分をお聞きしたいというふうに思います。

○真鍋委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時44分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課参事（庵） ご答弁申し上げます。

明確なシミュレーションではないのですが、現状の基金残高で今でいいですと通学定期等、それから運行維持費合わせて大体900万ぐらいの支出をしております、あと7年に1回バスの更新をしています。その際には4,000万ぐらいの補助金を一気に支出するので、それらを踏まえると7年ぐらいである程度基金はもう枯渇してしまう危険性があります。あとは、補助額の推移ですとか、そういったものにもよるかと思います。

以上です。

○菊地委員 基金が7年で大体枯渇するのではないかとありますが、この基金が枯渇した後、この運行をどうしていくのかということはどう考えているのかというのと、長くこれを維持していくための方法としてダイヤの変更、運行の便を減らすとか、経費をある程度抑えて運行していくということも一つの手だと思いますが、そういう考えあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○総務課参事（庵） ご答弁申し上げます。

現状では、基金がなくなった後どうするかということについての内部での議論というのは特にまだしていません。ただ、実はこちらの路線については関係市町村、倶知安から伊達市までの関係市町村みんなで運営をしております、実はもう既に基金がほぼ尽きている自治体の中にはあります。ただ、そちらの自治体では、多分一般財源なのだろうと思いますが、そこから捻出をしてこのバス運営をしているというところです。

あと、平成 25 年度だったと思いますが、関係市町で大々的に調査をしました。路線の再編を一回してしまして、前は 7 路線ぐらいあったものが今は 3 路線に絞って運行しています。当町については、その前と全く変わらなかったもので、ちょっと影響は見えないのですけれども、そういう状況で、そうやって総体経費を削っています。あくまでも運命共同体のように、仮に倶知安側のほうで、あちらのほうで赤字がかさんだとしても、総体の赤字額をみんなで均等というか、定率で負担していますので、こちらだけ利用者がふえればいいという話にもならない。もっと言うと、赤字を計算するに当たっては、運行会社である道南バスさんの費用単価というのが用いられます。その費用単価というのは、胆振線だけではなくて、道南バスさん全体の路線バス、路線バス運営全てから単価を導き出してやっていますので、残念ながら当町だけが頑張って何がしかの利用促進であったりということでも、もちろん効果はありますし、やるべきなのですが、全てを解決するということにはなかなか至らないのかなというふうに思います。ただ、こういった基金の問題は当町だけの問題ではございませんので、今後も胆振線の代替バス連絡協議会というのがございまして、そこで継続して議論していったって、場合によっては再編というか、見直しも入れながら、継続してその後の存続に向けた、存続というか、長く続けていくための方向に向かって議論はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、70 ページ、総務費、統計調査費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、72 ページ、民生費、社会福祉費。

○松本議長 午前中の質問の機会にもたまたま草刈り、行政が抱えている環境整備ですとか、環境保持だとかということの高齢者事業団があった時代のやりとりの話をして、極端に単価が上がるようなことが、先ほどありましたけれども、その辺はおいておいて、予算の時期で一定割合といいますか、想定しての単価アップだということでありますから、この先実施された結果はこの後出てくるのだろうというふうに思いますし、それが円滑に進むことを期待しますが、ほかに新しい社会福祉協議会に委託した無料職業相談所を立ち上げるに当たってどのような、不安とは言いませんが、社会福祉協議会のほうでやる事務扱いですとか、ないしは実際仕事を継続したい、新たにしてみたいというような方々の受け入れ等の整理と申しますか、初めてやることですから、スムーズにいくことを期待しますが、行政としてどのように指導なり、社会福祉協議会に対してアドバイスなりしていくのかということ、そして結果的に従来、先ほど言いましたけれども、社会貢献含めた労働とその対価の賃金をいただく高齢者の方々、そしてある程度市価より安い単価で事業をしたい、行政も含めてですけれども、事業者の方々とのスムーズな流れと申しますか、それがいくように行政として心がけていること、社協に指導を期待していることをお伺い

したい。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

ただいま議長のほうからご質問いただきました。無料職業紹介所の運営に関する部分で平成 30 年度から取り組みを開始したいということで、社会福祉協議会のほうで現在準備を進めているところでございます。この事業の実施に当たりましては、高齢者の就労機会の確保のためにこういった取り組みが必要なのかということで、私のほうでいろいろと調査をしてきたところでございますが、北海道労働局等で就労のために必要な要件、求人、求職に係る部分の留意点、そういったことの確認をしている中で、無料職業紹介事業といったものが適法で、高齢者に限らずなのですが、求職をされる方について就労機会を提供していくといったようなことができる仕組みであろうということのアドバイスをいただきまして、これについて調査をしながら、社会福祉協議会と現在まで準備を進めてきたところでございます。

事業の執行に当たりましては、公共職業安定所、ハローワークとも連携を図りながら、実際に求人を受けたとき、また求職者に対するご案内の方法等、さまざまな面でノウハウを持っているということでございますので、ハローワークとの連携を十分に図りながら事業を進めるのが適正な執行につながることであるというようなことも労働局のほうから指導いただいておりますし、無料職業紹介所を立ち上げるにしても有資格者が必要でございますので、職業紹介責任者としての資格を取るために、ことしの 1 月 22 日に講習会が開催されましたので、そちらのほうで社協の事務局長のほうを受講して資格を取っているということでございます。一日にわたる研修会的な講習会と聞いておりますので、その中で労働関係法から職業紹介に係る部分の実務に至るまでの研修を受けてきたというふうに報告を受けています。また、2 月には労働局のほうから現地調査ということで、実際に 2 名の職員さんが保健センターのほうにお越しになられて、現状の確認と事業を執行していくために必要なことについてのアドバイスのようなお話もいただいたところでございます。

町といたしましても、高齢者の就労機会の確保ということでございますので、何分私も町のほうでも無料職業紹介に係る事業の取り組みといったものにノウハウがないところでございますが、引き続き北海道労働局、公共職業安定所等と連携を図りながら、社会福祉協議会事務局のほうと連携をして、必要な助言、または支援等を行っていければと考えているところでございます。

○松本議長 経緯と進め方はわかりましたけれども、今の段階で特に問題と思えることはないというふうに、スムーズにいくだろうと期待してよろしいですね。

○住民福祉課長 現在のところの課題等々の認識の部分についてでございますが、求人票、求職票等を含め、実際に申し込みがあった方、それと紹介される方等々のマッチングするための準備は進めてはいるのですが、何分にも初めての取り組みであるといったところから、実際に始まってみないとわからないといったような面の不安があるのも正直あります。あと、実際に求職と求人がどのくらいになるのかといったようなことが十分見えていない

状況でございますので、今想定している数、年間大体 50 人ぐらいの求人、求職のマッチングができたらいののかなというふうには思っていますが、それを大幅に上回るような求人、求職があった場合の対応、そういったものが十分できるのかといったようなことも検証しながら進めていく必要があるのかなというふうに認識をしております。

○毛利委員 今の答弁を聞いて、まだ不安なところがあるのですけれども、これ 1 つお聞きしたかったのですが、昭和新山の財団のところの料金徴収の係、今冬期間の部分でも何人か行っていらっしゃる人もいますが、本格的には例年 4 月から始まるわけですし、始まったばかりで不安なところがあると先ほど答弁されましたが、そのところの就業というか、働くというところは従来どおりできるのでしょうか、ちょっとそれをお聞きしたかったのです。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

今現在高齢者事業団のほうに業務委託という形で、自然公園財団昭和新山支部さんのほうで会員さんが実際にお仕事をされているという状況であるということはお聞きしておりますし、実際に支部長さんともお話をさせていただいているところでございます。就労に当たっては、必ず無料職業紹介所を通じた紹介を受けた方でなければ雇用の契約を結べないというものではございません。仮に求職者と求人が無料職業紹介所の紹介がなかったとしても、雇用契約を結ぶことは可能でございますし、個別に引き続き就労する意思があるかどうかというような確認のもとで、就労条件をお示しして、両者の合意がいただければ雇用契約が成立するものでございますから、一応今働いている方には財団昭和新山支部のほうからお声がけをして、就労意思等を確認した上で雇用契約ができるかどうかの確認を今しているというふうにお話は聞いております。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、74 ページ、民生費、社会福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 これより休憩といたします。再開は 15 時 10 分といたします。

休憩 午後 2 時 5 9 分

再開 午後 3 時 1 0 分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

76 ページ、民生費、社会福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 78 ページ、民生費、老人福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 80 ページ、民生費、老人福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 82 ページ、民生費、心身障害者福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 84 ページ、民生費、心身障害者福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 86 ページ、民生費、児童福祉費。

○松本議長 説明あったかもしれませんが、保育及び子育て環境整備事業で臨時保育士等賃金、前年比マイナス 450 と、その内訳お伺いしたいということで、ついでに何名働いていらっしゃるかということです。

もう一つは、細かいのですけれども、保育所管理業務委託料、この具体的な内容です。今さらですけれども、その業務の内容をお伺いしたいのと、委員長、関連ですから、次のページもよろしいでしょうか、一緒に聞いてしまって結構ですか。

○真鍋委員長 はい。

○松本議長 では、89 ページの頭になっていますけれども、施設清掃委託料、これは新たに、次のページで質問される方いたかもしれませんが、計上されています。その具体的内容をお伺いしたいという 3 点です。

○住民福祉課長 ご答弁いたします。

保育所の臨時職員等の賃金に係る部分でございますが、29 年度は保育所の嘱託の保育士さんとして 11 名の任用を行っていたところですが、30 年度においては嘱託の保育士さん 10 名の中で勤務に当たるということで 1 名減ということで予算を計上しているところでございます。その他、調理の嘱託職員さん 3 名ですとか、あと児童クラブに係る嘱託の職員さんも 29 年度比 1 名減の 2 名の体制で、済みません。壮瞥の児童クラブのほうが 2 名、久保内の児童クラブは同じく 1 名ということの体制で 30 年度業務執行に当たっていくということで予算を計上しております。

次に、施設の管理経費に係る部分でございますが、こちらは 29 年度まで高齢者事業団さんのほうで施設運営に係る部分で用務員さんの業務に必要な方の業務の委託料ということで計上しておりました。30 年度につきましても必要な分の業務であるというふうに考えているところでございますが、業務の整理の関係で無料職業紹介事業といったようなことの活用を検討している中での予算計上ということでございましたので、人の配置等につきまして委託となるか、直接の雇用となるかといったような部分の調整をちょっとしなければならぬところですが、それに係る分の人の手当てを予定しているところでございます。

施設清掃料につきましても、こちらも従前高齢者事業団のほうに委託業務として子どもセンターの清掃業務のほうを行っていたものですが、これについても施設の清掃業務が必要でございますので、こちらについても人の手当てができるように手当てをしていく必要があるものと考えているところでございます。雇用というような形態になった場合には補正といったようなことも必要になってくるのかなと思いますが、人の任用等について必要な手配ができた段階で必要な措置をとっていきたいと考えております。

○真鍋委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次、88 ページ、民生費、児童福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、90 ページ、民生費、災害救助費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、92 ページ、衛生費、保健衛生費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 94 ページ、衛生費、保健衛生費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 96 ページ、衛生費、保健衛生費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 98 ページ、衛生費、保健衛生費。

○佐藤委員 環境衛生費の弁景共同墓地管理者調査委託料が今年度組まれておりますけれども、町内にはいろんな共同墓地がありますけれども、あと残っているのは黄溪共同墓地です。これがまだ調査していないと思うのですけれども、この終わった後に黄溪の調査委託をする考えがあるかどうか。それと、滝之町の共同墓地で道路入っていきましたら、左側のほうに分譲する共同墓地があります。それはどの程度まだあいているのか、それについてお答え願いたいと思います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

弁景共同墓地の管理者調査委託料ということでして、ご質問はこのほかに黄溪の共同墓地の調査はしないのかというご質問だったのですけれども、黄溪のほうの墓地の調査をするという考えは今のところございませんでした。弁景の共同墓地につきましては、ご存じのとおり、あそこに行くまでの道路といいますか、崖崩れが起こったりとかしまして、なかなかスムーズに行けないというような状況がありまして、ここは近々廃止をして、滝之町のほうに移転というのでしょうか、引っ越しというのでしょうか、をしたほうがいいのかというような話から、それをするためには、この弁景墓地には大体 15 件ぐらいのご遺族の墓石があるのですけれども、そこをまず調査をしなければいけないということで、そのための費用を組んでおります。ここを調査をしまして、可能であればというか、行く行くは移転をしたいという考えでもって今回調査経費というのを設けております。その後のところはまだ決めてはいないといいますか、ほかの例えばご指摘あった黄溪とかにつきましては今のところはちょっと考えはないということでございます。

それと、もう一点、滝之町の共同墓地の区画の関係だったのですけれども、こちらは実は平成 7 年に全部で 75 区画を整備をしました。今現在 46 区画が利用されておりますので、残り 29 区画が今残っているという状況でございます。

以上です。

○佐藤委員 今弁景で数を言われましたけれども、私も実は黄溪だとか、弁景だとか、入り口に看板ありますね、それを立てる担当したもので、そういう場所はどの程度あるかは承知しておりますけれども、黄溪の場合はほとんど墓標らしい墓標もないのです。ただ、林の中に石がちょっとある程度で、そのままにほっておくよりも、私は今さらそこで調べようと思っても調べようないのではないかなと。というのは、黄溪の硫黄鉱山で働いていた人たちのお墓でなかったかなと感ずるのですけれども、そういう面で調査は大変かもしれないけれども、やはりきちっと整理するときは整理したほうが私はいいのではないかなと、そんな気がしてならないものですから、今のような質問になったのですけれども、雪が解けたら一度行って、状況を確認してみてください。それによってまた考えていただけるのではないかと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○副町長 墓地につきましては、町内数カ所ございます。ご指摘の黄溪地区については、現状では台帳上の調査は一応ありますので、どれがというのは町では把握しておりますが、実態は今委員がおっしゃられるとおり、正式なお墓の形式と言ったらいいのですかね、墓標があるというのはごくまれで、ほとんどが石積みの状況です。というのは承知していますが、お盆の時期になると数件の方はお参りに来られているという状況もございますので、道路としても特に現状では早急に改修とか改善が必要だという状況でもないということから、現時点ではどうするというのは検討はしてございません。一義的に弁景の共同墓地について所管事務調査の際見ていただきましたが、道路の状況がいつまでもつのかという、ちょっと不安も抱えている中で、こちらは早急に調査をして、今後の検討材料として進めていきたいという考えでおりますので、ご理解いただければと思います。

○加藤委員 私は、脳ドック検診の事業経費につきまして昨年度より 10 万 5,000 円ほど減額になっております。それで、29 年度の現在までの実績というか、人数がわかれば伺いたいのと、また今年度の予想人数というのですか、どのぐらい見込んでいるのかを聞かせていただければと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

昨年度 28 年度の実績でございますが、65 名受検をしております。1 名当たり 1 万 5,000 円ということで、90 万円の経費が生じたところでございます。30 年度については、この実績を踏まえた予算計上ということで 90 万円を計上しておりますので、30 年度 65 名ということで事業を実施したいと考えております。

〔「29 年度」と言う人あり〕

○住民福祉課長 申しわけありません。29 年度の実績につきましては、ちょっと今手元に資料がございませんので、後ほどご答弁させていただきます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 100 ページ、衛生費、保健衛生費。

○佐藤委員 101 ページの狂犬病予防注射接種業務委託料に関連して伺いたいと思います。

家で飼っている犬は登録しなければなりませんけれども、現在の壮瞥町の犬の登録状況です。それと、毎年狂犬病の予防接種については、多分4月ごろの広報でなかったかと思えますけれども、毎年出ております。その登録件数に対してどの程度の接種状況かについて伺いたいと思います。

○経済環境課長　ご答弁申し上げます。

狂犬病予防注射の関係だったのですけれども、まず登録数なのですけれども、28年度の実績でいきますと登録の犬の数は128頭でした。平成29年度、今現在なのですけれども、まだ確定はしていないのですけれども、今現在で29年度は102頭の登録がございます。それに対しまして狂犬病の予防注射の接種数なのですけれども、平成28年度の実績では99件となっております。今年度29年度につきましては、これはまだ見込みなのですけれども、今現在で86件の注射実績がございます。

以上でございます。

○佐藤委員　この未接種といいますか、これについては注射を受ければきちとした形で記録が残って、どこが受けていないかというのはわかると思うのですけれども、未接種に対しての町の指導といいますか、あなたのうちの犬はまだ注射していませんよと、狂犬病予防法ですか、そういう法律によって受けなければならないのだから、受けてくださいというような指導は今までしたことがあるか、ないかについて伺いたいと思います。

○真鍋委員長　暫時休憩します。

休憩　午後　3時28分

再開　午後　3時29分

○真鍋委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済環境課長　ご答弁申し上げます。

未接種の犬に対する指導ということなのですけれども、未接種の方につきましてははがきでお知らせして、また未接種なので、該当する動物病院で接種を受けてくださいというような周知はがきを1回出して周知をしてございます。

以上です。

○佐藤委員　もう一点伺いたいのですけれども、今回の第5次行革の中にもありましたけれども、害虫駆除委託料が29年度は84万3,000円で、今年度50万。ですから、この金額の差額というのはお願いした人が30万程度の支払いを負担をしてくださいという意味を含んでいるのかなんて解釈しているのですけれども、28年は既に終わっていますけれども、29年も蜂などは全部終わっていますよね。それで、どの程度住民の皆さんから町に対して駆除の依頼があるのか。といいますのは、この50万の算定基準にもなっているのではないかと思いますので、その点もしも考えていれば、また実績について伺いたいと思います。

○経済環境課長　ご答弁申し上げます。

害虫駆除の関係なのですけれども、委員ご指摘のとおり、平成30年度から受益者負担、

有料化ということでお願いをしようかというふうに考えてございます。まず、ご質問にありました害虫駆除の実績なのですけれども、29年度、今年度ですね、まずスズメバチが92件ございました。そのほかに、毒ガの駆除が24件、毒ガにつきましては個人の敷地ではなくて公共の場だけということにはなるのですけれども、毒ガが24件で、スズメバチは庭先でもどこでも依頼があったら駆除するのですけれども、スズメバチと毒ガを合わせまして116件の実績がございます。先ほど委員ご指摘のとおり、30年度から一応有料化をお願いしたいということなのですけれども、おおむね1業務につき大体8,000円程度実はおかかっておりまして、まだ金額は幾らというのは決まっていらないのですけれども、おおむね大体半分くらいの負担をお願いできればなということで今考えておりますけれども、まだ金額のほうは決まっていらないという状況でございます。その辺も踏まえた上で、物すごく正確ではないのですけれども、その辺を踏まえて一応予算額は50万円というふうにしてございます。

以上でございます。

○真鍋委員長 4回目になりますよ。

○佐藤委員 許し受けてもう一つだけ確認したいことあるのですが。

○真鍋委員長 それでは、今回に限り許します。

○佐藤委員 それで、4,000円程度、わかりました。そこで、これは30年度からということで、もう予算もそのような形で組んでいるものですから、これをいつごろまで町民の皆さんに知らせるか、また4,000円というのは今言っておりましたけれども、検討して3,000円になるかどうかわかりませんが、住民の皆さんの意見を聞くような機会を設けることは考えているのか、その点だけ確認しておきたいと思います。

○副町長 ただいまいただいたご意見ですが、町側としては今回の行革について実施をしていけるものについては30年度から取り組んでいくという姿勢で臨んでおります。ただ、害虫駆除につきましては、毎年度委託業者を選定して、見積もり合わせをした上で料金が決定されるということになっておりますので、4月早々でお知らせできるかというのと、そうではないということで、ご理解いただくしかないかなと思いますが、5月くらいの広報で周知をしていきたいなというふうに考えております。実際害虫の駆除が始まるのが早くて5月後半から6月の初めぐらいかなというふうに思っていますので、そういった時期に進めていきたいと思っております。この件については、改めて住民の皆様にご意見を聞くというような場面は設定する予定は持っておりませんので、業者等の価格が見積もり合わせ等で決定した段階でお知らせをしてお願いをしていくということでご理解をいただきたいなというふうに思っています。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、102ページ、衛生費、保健衛生費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、104 ページ、衛生費、清掃費。

○佐藤委員 その2番の資源ごみ処理管理で資源ごみ回収委託料です。一般質問でもこの中には生ごみも含まれているし、資源ごみも含まれているということで答弁があったのですけれども、3月1日に平成30年度資源ごみ回収予定表が広報と一緒に各家庭に配られておりました。そこで、私はいろいろその予定表を見て、また一般質問などを通して考えたのですけれども、例えば空き缶、ペットボトル、カレット瓶は毎週水曜日です。ですから、多いところで月5回のときもあります。平均4回です。そして、もう一つは、段ボール類は火曜日で、これは月2回です。回収しているのですけれども、私いろいろと考えてみて、自治会の集積状況をいろいろ見ているのですけれども、自分の自治会ですよ、見ているのですけれども、カレット瓶だとかペットボトルを毎週集める必要があるのかなと。私は、段ボール類と同じように月2回程度でいいのではないかな、そんな気がしてなりません。

そうすることによって委託料も減額になるでしょう。そういうところを考えていかないと、今までずっと始まって以来4回やってきたから、毎週だからといってそれを受け継ぐよりも、現状これをきちっと見きわめて回数を決めるべきではないかな。私は、月4回というのは絶対多いと思います。そういうことです。それから、冬期間になると2回になるのです。1月から3月までは2回なのですよ、予定表見ると。そのように、やはりもう少しこの点考えて収集することが私は必要ではないかなと、そんな気がしてなりませんけれども、現状どうなのですか。数的な量です。月4回集めなければならないくらい集まっているのか、この点について現状を私知りませんので、勝手なことを言っているかもしれませんけれども、現状についてお話ししたいと思います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

資源ごみの関係の瓶、缶、ペットボトルの収集回数ということだったので、委員がおっしゃるのもそうかなと思いながら、実は私も全てのことを把握しているわけではないのですけれども、各自治会さんによってばらつきがあるみたいで、今委員おっしゃったように2週間に1回でもいいのではないかといいところもありますし、逆にたくさん集まって、2週間置いておいたらあふれてしまうというようなのも聞きまして、詳細に把握しているかと言われると、詳細に把握はしていないのですけれども、一応そのようなことで今まで、月2回にするとちょっと多くなってしまうので、毎週水曜日ということで今までやってきたという経緯でございます。

以上でございます。

○佐藤委員 そのように住民の皆さん関心持ってそういうものを出すところは大変よいことなのですから、カレット瓶だとかペットボトル、空き缶等は袋に入れて出しております。ですから、私は、生ごみと違って、例えば集めている収納庫ですか、の裏のほうに置いても、これは外に置いても腐るわけでもないし、対応はできる、十分可能ではないか、そんなことを考えているものですから、本当に全部が全部そのようにあふれるくらい集まって

いるのであればいいのですけれども、幾つかのところであれば、それはそのところに入らないときは小屋の横だとか裏のほうに置いて集めてもらうようなことも考えていいのではないかと思いますのですけれども、これは実態を知らないで私発言しているものですから、大変失礼に当たるのですけれども、この点については工夫することによって解決できるのではないかと思いますのですけれども。

以上です。

○副町長 委員のご意見ということで承りますが、私も相当前に担当課に属していた時代、全町的に見て回ったことがございます。そのときのことをお話しすれば、季節であるとか、その自治会の規模の大きさですとか、そういったさまざまな観点があって、非常に多く出ている場所もありましたし、ほとんど出ていないところもありましたし、さまざまで、一概に決めるのがなかなか難しいのかなという感じはしておりました。保管の状況もそれぞれ千差万別で、きれいにされているところもあったし、そうでないところもあったということで、外に置くのが本当にいいのかどうかというのも自治会の方々のまた別の話も出てくるかなというふうな気もいたしますので、その点は考慮しながら、経費節減につながるようなことであれば改めて考える必要があるかなというふうには思います。

○松本議長 2点ございますが、1つはじんかい処理と資源ごみ重なりますけれども、じんかい回収委託1,500万及び資源ごみ回収委託1,900万に関連になりますが、佐藤議員の一般質問の際に生ごみを将来、仮にですけれども、メルトタワーで処理した場合の費用アップという質問があって、420万程度のアップが見込まれるのではないかという答弁があったと思いますが、それはあくまで処理費のアップかなというふうに思いますけれども、処理するためには移送しなければいけないわけで、そうするとその回収費のアップにもつながるのかなというふうに思うのですが、それは試算されていますでしょうか。されていないかもしれませんけれども、およそ想像つきますかねというのが1つであります。

もう一つは、し尿処理、これも伊達のほうに依頼といいますか、伊達に負担金として委託をするというような形をとっていますけれども、年々上がるのでしょうか。29年度も大幅というか、84万5,000円、人件費がアップしたということで予算計上されて、多分執行されているのだと思いますけれども、今回さらにまた45万ぐらい上がっているのですが、上がる理由、人件費もわからぬでもないですけれども、処理業務というのが非常に複雑なのか、ふえているのか、その辺を教えてください。

○真鍋委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時46分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

じんかい回収の関係の費用で、生ごみやめた場合処理費は420万円ほど上がるというこ

とで、それに付随して輸送費というのでしょうか、につきましては、量はふえるのですけれども、回収の工程は変わるわけではないので、処理費はふえるのですけれども、それに係る輸送費はそんなに変わらないというか、ふえないということでございますので、ご理解いただければと思います。

それと、もう一つ、し尿処理の関係だったのですけれども、し尿処理も今回増額になっているのですが、これもやはり人件費の増ということになっておりまして、伊達市からの説明では新たにし尿処理事務に係る職員の担当係長の1人分というよりも、その20%分をここに計上したということで、その部分増額になってというようなことでございます。

以上です。

○松本議長 あくまでまだ決まっていない処理ですね、生ごみも。だから、それで言質をとるとか、そういう話ではなくて、結構です。恐らく変わらないだろうというふうに理解しますけれども、一方のし尿処理ですが、2年間で100万超えるようにアップされるということになります。両方とも人件費というのはどうやって説明されるのですか。今回は係長分の20%、では去年は何だったのだろうかという気がしますけれども。

○真鍋委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 3時48分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副町長 し尿処理に関する事務費の増額につきましては、これはし尿処理に関する事務を伊達市に移管された当時は嘱託職員がその事務を担うということで進んでいたのですが、人事の関係で途中から再任用の職員がその事務を担うようになりました。それからまた2年ぐらいだったと思いますが、今度正職員が担当を担うということになって、人件費がその分少しずつ、少しずつという表現適当でないかもしれませんが、上がったということで、今回増額で負担金の請求があったというものであります。

○松本議長 了解しますけれども、うがった見方をすると、20%の負担がこちらにあるわけですから、義務として、給与の高い人を充てておけばその分の20%は補填されるわけですよというふうに切り返す気はないのですけれども、理解します。

一方のごみの運搬にかかわることですけれども、これはあくまで仮定だという話をしましたけれども、そのとおりでありますけれども、決定でもないということで、後ほど違う形で質問したいとは思っていますけれども、仮にのことなのだけれども、コストといいますか、かかる経費の予想も今のうちからされておくべきなのだろうというふうに思いますし、資源ごみのことも間違いなく自治会で違うと思います。うちの自治会の汚点も含めて申し上げますと、外に出しています、既に。夏場は特に。2つあります。観光地ですから、それに通行の観光客がごみを捨てるケースもあると。それに輪をかけて自治会のマナーもよくない。これ自己批判で言っていますからね。自治会もよくないのですよ、ストックヤ

ードの中もひどい状況。前も言ったことがありますよね。だから、市街地できちんとやられているところがうらやましいと。なぜうちができないのだといたら、やっぱりルール無視するからなのですから、そこに観光客も変なものを置いていく。あるいは通行人も、空き缶で油入っているのが 10 缶ぐらい上がっていたりするのですから、あの場所がよくないということもあるのですけれども、済みません。話長くなりましたけれども、そういったことも、1 番委員も言っていましたけれども、地勢というか、地域によって違う事情があるということも把握されて、仮に少なくて済むところと必要のあるところがあれば、それは一律にしないで分けられればいいと思いますし、そこら辺の調査研究も行っていただきたいというふうにお願いしたいと思います。

○経済環境課長 答弁申し上げます。

今の意見を参考にしまして鋭意検討したいと思いますので、ご理解いただきたい思います。

以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

◎延会の宣告

○真鍋委員長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

あす午前 10 時に再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

(午後 3 時 5 2 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員

壮瞥町議会予算審査特別委員会会議録

平成30年3月15日（木曜日）

○付託事件 議案第18号 平成30年度壮瞥町一般会計予算について

○出席委員（8名）

委員長 真鍋盛男君	委員 森太郎君
副委員長 高井一英君	〃 加藤正志君
委員 佐藤忖君	〃 長内伸一君
〃 菊地敏法君	議長 松本勉君
〃 毛利爾君	

○欠席委員（0名）

○説明員

町 長	佐藤秀敏君
副町長	杉村治男君
教育長	田鍋敏也君
会計管理者	

小松正明君

税務会計課長

総務課長（兼） 作田宏明君

総務課参事 庵 匡君

総務課参事 上名正樹君

住民福祉課長 小林一也君

経済環境課長（兼） 阿部正一君

商工観光課長 齊藤英俊君

建設課長 工藤正彦君

生涯学習課長 山本貴浩君

選管書記長（兼） 作田宏明君

農委事務局長（兼） 阿部正一君

監委事務局長（兼） 齋藤誠士君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 齋藤誠士君

◎開議の宣告

○真鍋委員長 ただいまより本日の会議を開きます。

(午前 10 時 00 分)

◎会議録署名委員の指名

○真鍋委員長 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長において長内伸一委員、佐藤恣委員を指名いたします。

◎議案第 18 号

○真鍋委員長 昨日加藤委員の質問について、後刻答弁することになっていました件につきまして住民福祉課長から答弁いたします。

○住民福祉課長 昨日の衛生費、保健衛生費、脳ドック検診事業についての平成 29 年度の実績についての答弁をさせていただきます。

29 年度実施者数 69 名ということでございます。平成 28 年度 65 名、平成 29 年度 69 名等の実績を踏まえ、平成 30 年度においては、昨日 65 名と言ったように思うのですが、済みません。平成 30 年度 60 名分の予算を計上しております。

以上です。

○真鍋委員長 質疑を継続いたします。

予算に関する説明書、事項別明細書、歳出について、一般会計 106 ページ、農林水産業費から。

○森委員 農業振興費の一般農政事業費で 29 年度でやった事業のうち 4 事業がなくなっております。それは、緑肥作物振興事業補助金、それと廃プラスチック適正処理事業補助金、それから G A P 維持継続事業補助金、それと強い農業づくり事業補助金、これで 592 万 3,000 円なくなっていますが、この事業をやめた経過とやめることについての特別な事情があったのかという部分についてお伺いしたいと思います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

今のご質問で、29 年度事業で 30 年度見送った事業の理由ということでお答えしたいと思います。まず、ご指摘にありました緑肥作物振興事業についてなのですが、こちらは地力回復を目的としまして燕麦ですとかヒマワリの種子を配付するという事業でして、町と受益者で半分ずつということで J A とうや湖が計画をしているという事業でした。これは、もともと相当前から、平成 4 年ぐらいから実施されていたということで、当時大壮の土地改良事業というのがありまして、その関係で土づくりのために始めて、現在までに至っている。途中行っていない時期もあったみたいなのですが、現在までに至っているということであります。土づくりにつきましては、平成 16 年、17 年以降堆肥センターもできて堆肥生産されておりまして、若干量が少ないということもあったのですけれど

ども、最近では堆肥の量も安定しているということもありまして、今までの緑肥は堆肥のほうに振りかえていきたいということもありまして、30年度は予算計上を見送ったという経過でございます。

また、廃プラスチック適正処理事業につきましては、こちらも30年度は見送っているのですが、こちらはリサイクル処理の理解を高め、廃棄物の適正な処理に対する農業者意識の啓蒙を目的とするということで、こちらもＪＡとうや湖、農協さんのほうで計画している事業ということで、こちらは農業者と町と農協で3分の1ずつの負担ということで進められておりました。いつからかはちょっと把握はしていないのですが、長年支援してきていたのですが、要するにごみの処分については一般の方も普通の企業の方も皆さん有料で処理しているということもありまして、公平的考えというのでしょうか、そういうところから一旦区切りをつけるということで、30年度は見送っているということでございます。管内の状況としましては、洞爺湖町は実施をしていたのですが、豊浦町はこの廃プラスチック、今は実施するようになったのですが、過去は実施していなかったというようなこともありまして、町としましては30年度は一応そういった理由で見送るということにしております。

また、ＧＡＰの維持継続事業の補助金ということなのですが、こちらはＧＡＰというのは優良農業の基準を示すといったような認証制度ということになっておりまして、生産工程管理に基づく品質保証を認証するということになっております。これにつきましては、これもＪＡとうや湖のほうでグループ認証ということで進めておりまして、その維持継続に取り組んでいるのですが、それに対して結構経費もかかるということで財政的な支援を行ってもらえないかということで、28年度、29年度、2カ年財政支援を行ってはきたのですが、2年ほど財政支援を行ったので、もう十分に支援したのではないかなというようなことで、こちらのほうも見送ってございます。これにつきましては、農協への財政支援は見送ったことになるのですが、その影響でＧＡＰ事業がなくなるとか、そういうことではなく、利用されている方が、生産者の方が不都合あるということではないということでございます。

それと、もう一つ、強い農業づくりということで、こちらは29年度の事業でジャガイモの生産の工場、3市町、農協とで共同して設置したものののですが、そちらは施設が完成しましたので、今回は要するに事業が終わったので計上していないということで、ソフト事業的に何かあるかということではなくて、建物とか設備の事業だったものですから、30年度は計上していないということでございます。

以上です。

○森委員 取りやめた経過については理解しました。ただ、一番最初に言っていた緑肥作物振興事業補助金の部分なのですが、我が町でつくっている堆肥を地力回復に利用することということなのですが、農家が負担する例えば土づくりを考えていった場合に、堆肥を購入して土づくりをするということと緑肥作物を入れて土づくりをするという

部分では、根本的に経費のかけ方が大分違うのかなと。当然種子購入もあるでしょうし、時期的には畑を若干休ませなければならないということは理解するのですけれども、堆肥を入れて本当に土が肥えていくのかという部分については私疑問持っておりまして、土地の地力を本当に回復させるというのは、その土地を緑肥作物を育ててじっくり養生させるというか、それが自然の回復力が高まるのではないかと思いますのですが、その辺の考え方について伺いしたいと思います。

○町長 確かに森委員のおっしゃるとおりで、緑肥をまいて土づくりをするということは、農家にとっても非常に有効的な方法だろうというふうに思っております。ただ、私も専門的に勉強したわけではございませんけれども、本来の堆肥といいましょうか、土づくりを行う際には、農作物であっても一度乾かしたものを発酵させて、また畑に施すという方法が土づくりには一番適しているというふうに学んだ記憶がございます。緑肥をまいて土づくりもそれは結構だと思いますけれども、今壮瞥町で生産している堆肥をぜひ有効に活用していただくことが土づくりあるいは生産性の向上に大いに役立つというふうに私は思っております。一度緑肥については区切りをつけさせていただくという考えで今回事業を取りやめたということでございます。これも平成の初めからですので、相当期間農家の皆さんにも補助をしてきた事業ですので、事業というものはいつかは必ず見直しをするということも大事であろうというふうに思っております。今後の動向を見ましてまた復活するかもしれませんけれども、今回このような考え方で一時見合わせたということでございます。

○長内委員 次のページかなと思って、私も質問、同じような森委員の関連になるわけですが、ここで質疑をされていまして、質問したいと思います。

今のにかかわって、緑肥作物振興事業補助金がなくなりました。これは今町長もご答弁いただきましたが、緑肥の部分を取りやめて、ぜひ堆肥を使っていたきたいという趣旨も感じるわけですが、これはある程度長い歴史が緑肥作物の振興ではあって、一時１年間でしかね、取りやめたこともありましたが、ずっと続いていた事業かなと思っています。基本的に大きくくりでいうと、土づくりとしての役割というのが、これは堆肥にしても緑肥にしてもあると思うのですが、基本的には私は目的が違うものだと思います。緑肥というのは、物理的な改善もあるのですけれども、休閑緑肥、表土の保全だとか、そういう役割もあって、例えば麦の後に燕麦をまいて、そして大雨等があったときに表土が流れないようにするというあたりも緑肥はあると思いますし、土をやわらかくしていく効果というのはまた堆肥と違った部分の中であるのかなと、短期輪作という目的もあったりと、いろいろ多分目的が違うのだらうと思っています。

それで、限られた予算ですので、あれもこれもというのはわかるのですが、農家の実際の取り組みですとか、それから農家の要望等をどの程度分析をされて、そして緑肥作物の部分で今回取りやめて、堆肥の部分でそれを生かしてもらいたい。農家のほうも当然投資として土に投資をするのに緑肥、堆肥、土壌改良材、いろんな選択肢の中で土壌改良して

いくと思うのですけれども、そういう部分の中で農家にとっても緑肥はいいだろうと、自己資金の中でやりましよう、堆肥を購入しましようというふうになるのかどうか。その辺農家との意見交換や農家との今後の土づくりや農業振興の上でどうなのだという情報収集をどの程度されたのかなと、その点についてお聞きをしておきたいと思います。

○経済環境課長　ご答弁申し上げます。

この緑肥につきましては、実は役場内事務方の中で今回見送るということになったのですけれども、ここで話しすることではないのかもわからないのですけれども、その話として、町で支援するというのは限界があるので、もし可能であれば、例えば国なり道なりに要請をして、国の補助事業とか今は全然ないのですけれども、そういったようなことを考えてみたらどうかということで、たまたま5月に、農業委員会のほうなのでも、全国の農業委員会の大会とかがありまして、そこでいろいろ要望なんかを持っていくのですけれども、その中に盛り込んで、実現するかどうかは別としまして、何とかそういう要望を取り入れようかということになっておりまして、実際その要望書の中に今入れ込む作業を進めているところでして、そのこともありまして、農家さん、農業者の方と意見交換とかということをごく一部ではやりとりはしていますけれども、広くは行ってはいないのが現状なのでも、そういった形で何とか要望できないかということで進めたいなというふうには今内部のほうでは考えているところでございます。

以上でございます。

○長内委員　国の補助事業にのれればいいのかというような、その情報収集もすると、要望も国含めてする。ただ、このレベルの部分が現実的に国の事業に頼らなければならない事業なのかなという感じもいたします。現実的に壮瞥町は相当緑肥、実際はこの事業を活用して面積的には相当やっているのではないですか、現状としては。例えば補助率が予算的に厳しいということであれば、例えば予算をやめるのがいいのか、もしくはそれをやめて堆肥なり土壤改良材のほうに生かしてくれという施策として農家にそれを周知するのなら、それも1つかもしれません。緑肥の補助額を、割合でもいいのですが、これを財政が厳しいから例えば2分の1を3分の1とか減額をして続けていく。そもそも緑肥を何のためにやるのだと、そういう視点が、うちの町の農業にとって緑肥がどうなのだという分析と農家とともに土づくりをしていく一環だという捉え方、その部分がどうも、しっかり議論されて方向性を持たれているのか、いささか疑問な感じがいたします。堆肥の購入のほうに少し回してもらいたいから、それも予算かかるから、緑肥のほうを削ろうかなという、ちょっと短絡的な発想のような感じがするのですが、その点はそうではないのでしょうか。

○町長　決して短絡的な考えで事業を廃止したわけではなくて、その町で農業振興の中で土づくりするためには、やはりいろいろ考えを持ちながら進めていかなければならぬというふうに思っております。今回の緑肥の関係も、先ほど申し上げたように本当に長年実施してきた事業でありますので、一時見合わせてみたいという思いであります。その上で、

どうか農家の皆さんには、土づくりはやはり農家の皆さんとしては自分の仕事ですよ。なので、町としてこういうものを提供しますから、何とかこれを利用して土づくりをしてくださいという提示をして農家の皆さんに土づくりをお願いしたいというふうに思っているわけでありまして、今回行政としてお願いしたいのは、土づくりにはぜひ堆肥を使って土づくりをしていただきたいという、そういう思いの中で今回このような緑肥事業を取りやめたという経緯でございます。

○長内委員 堆肥センターというか、堆肥を使った土づくりという方向性を壮瞥町としては目指していきたい。次のページでまた議論したいと思いますが、その部分については。緑肥の部分は、そういう町としての方向性、ただそれが農家にうまく伝わっているかということが大事だと思いますし、同時に、緑肥、たしか佐藤町長のときだと思いますけれども、一度やめましたよね、やめて、たしか復活したはずなのです。復活した理由はどうだったのですか、それをしっかり分析して、復活して、またやめるということなのです。何年で復活したのか、それも含めて。3回やっていますので、私はこの質問終わりたいと思います。次の土づくりの堆肥センター部分でちょっと触れたいと思います。

○副町長 緑肥の部分に関しては、今委員おっしゃられた一度休んだというのは、多分僕が担当課長やっていたころに一度やめた経緯があります。当時は、輪作体系上必要だという認識は持っていましたが、堆肥センターができた当時で、堆肥を使ってもらいましょう、シフトしましょうということで一度休んでいるのです。当時生産量も堆肥の量が当初計画よりも下回ったというようなことから、やむを得ず復活をさせたという経緯はあったというふうに、たしかそういう認識でいます。ですから、現在の堆肥センターの量からすれば、以前よりも量的にはカバーできるかなというふうに思っていますので、今回一応一度休ませていただこうという認識でいます。

たしか平成四、五年ぐらいから、緑肥作物の振興って大壮地区の土地改良があったときからできたはずなので、その当時は地力の改善ですとか、地力保持、また委員おっしゃれるとおり、畑の流出を防ごうというような目的があったというふうに思っています。現状の町内の緑肥作物の管理の仕方といいますか、を見ていくと、全部とは言いませんが、一部にはただ栽培しているだけ、実際にはすき込みは適当な時期ではないときにすき込んでいるかなというふうに見受けられるところも多々あったというようなことから、今回は一度見合わせをさせていただいて、堆肥にシフトさせていただこうという考えでいます。町内で 40 ヘクタールぐらい緑肥作物の栽培がされていますから、それは多分遊休農地を防ごうという目的もあるかもしれませんが、輪作体系上どうしても必要だということもあるかもしれませんが、戸数的に言えば 40 件程度での活用ですから、そんなに多くはない中での運用ですので、今回堆肥にシフトをさせていただいて、活用を図っていただきたいという狙いがあるということです、そういったことで一度ご理解いただければと思います。

○佐藤委員 今年度新たに農業研修シェアハウス運営事業、これが提案されておりますけれども、4月1日から初めて運営するので……

○真鍋委員長 佐藤委員、まだそのページに移っていません。

106 ページ、農業費、ほかにありませんか。

○高井委員 私は、今緑肥の関係で協議していて、町が緑肥の種子を落としたときに、多面的機能のほうで緑肥の助成があるので、そちらを活用させるという方向で進めるというような形で聞いていた面があったのですけれども、そちらのほうは農業者の人、それに参加している人は活用できるのですよね、たしか。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

緑肥の関係、多面的事業の関係なのですけれども、多面的事業の関係でも、景観形成というのでしょうか、そういうのがありますので、確かに使えるのですけれども、全部が全部、今この緑肥でやっているもの全てがそれに振りかえられるかという、ちょっとそこは何とも言えないところではありますが、多面的事業の中でも緑肥という、景観形成という形でヒマワリですとか、一部燕麦とかというメニューもありますので、完全に 100%というふうにはお約束はできないのですけれども、使えるものもありますという程度の説明で申しわけないのですけれども、ご理解いただければと思います。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次、108 ページ農林水産業費、農業費。

○佐藤委員 先ほどは大変失礼しました。できれば先ほどの件は削除して、これから質問させていただきたいと思います。

農業研修シェアハウスの運営事業の予算については、新たに今までにない事業として取り組むものですから、この経費 176 万 7,000 円については賛成なののですけれども、それに至る、この工事に至るまでのことについて確認したいなと思います。

まず、1 点目として、現在工事が進められ、3 月 31 日に内覧会といいますか、工事が完成したから見てくださいというような案内がありました。この研修ハウスの工事、私も関心があるものですから、時たま行って見ておりますけれども、あそこにかかっている発注年月日、工事の表示といいますか、正式には何ていうか私わかりませんが、それを見ますと工期は 11 月 6 日から 30 年 3 月 23 日と表記されております。そこで、この工事は皆さんご承知のように、平成 28 年度の予算で議決されております。29 年 3 月の第 1 回定例会でこの工事に係る予算を議決し、繰越明許として 29 年度事業として議決されたという経緯があります。なぜこのように遅い時期に工事発注したのかというのは私は疑問があります。この点、遅く工事発注したことについての事由といいますか、わけについて伺います。1 点目。

2 点目は、私は民間的な発想からすると、寒くなってから、一日の日照時間が少なくなってから、そして秋から冬にかけての工事の発注、民間的な発想からいうと秋になってから工事を発注しないと思います。契約の期間中に完成すればいいのだ、年度内に完成すれ

ばいいのだというようなことがもしも頭の中にあったとすれば、私はちょっとその点について疑問を感じます。そこで、工事発注時期について私が今疑問を感じると言ったのは、先ほど言ったようにもっと条件のいいときに発注すべきでないかと思うのですけれども、この工事発注について、壮瞥町となっておりますし、壮瞥町の代表は町長ですので、工事発注に対する姿勢だとか基本的な考え方について伺いたいと思います。

1点目と2点目、よろしくお願いいたします。

○経済環境課長 1点目につきましては、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

委員ご指摘のとおり、研修シェアハウスにつきましては平成29年3月に議決をいただきまして、そして明許繰越としまして、平成29年度当初から執行できるという条件は整っていたのですけれども、まず最初にどのような施設にするべきか、また実際どうしたら住みよい施設になるとかというのを、実際に農業研修生ということなので、農業者の方が実際かかわることになるというふうに考えましたので、農業者の意見を取り入れたかったということもありまして、ちょうど29年春、担い手のプロジェクトを立ち上げることにしておりましたので、その中で検討したいということで、その検討期間として6月までの期間をまずいただきました。その後プロジェクト会議でいろいろ出された意見をもんで、その意見を反映していただいた形で6月以降設計に取りかかっていたいただきまして、設計も1週間、2週間でできるものではないので、3カ月、4カ月かかりますので、それで10月ころに設計ができて、急ぎ点検をして、10月中旬に入札の準備、起工というのでしょうか、を行って、委員ご指摘のとおり11月6日に入札ということで進めております。どの工程も、内部で検討協議する期間ですとか、設計期間ですとか、どの工程もやっぱり必要なものですので、決して無駄な時間を費やしているということではないので、その辺ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○建設課長 2点目の工事の発注時期ということで、今回の農業用のシェアハウスにつきましては今阿部課長が話した内容でございますけれども、一般的なことを言いますと、多年度の中で設計と工事を行う場合には工事の工期が冬期間にかかるケースもございます。また、これも一般的な話になるかもしれませんが、入札が必要な工事につきましては予算が議決後各課から取りまとめを行って、時期につきましては各課の要望等も聞きながら、また季節等の条件等も考慮しながら設計等の準備を始めて進めていますが、全て一斉に準備をして、例えば条件のいいということでおっしゃっていましたが、夏の間だけで工事を行うということは庁内全体ではできないことございまして、発注までの準備の過程であったり、また工事の発注に当たりましてはそういう準備をしながらということと、あと建設業も土木業もそうですが、やっぱり業界では人や専門業者の確保というのが非常に難しい状況が続いております。夏の間だけに工事を集中すると受注できない場合のケースも考えられますし、冬期間の雇用の確保ですとか、そういうことも考えると夏だけに集中しないで通年で工事を発注したり受注していただいたほうがいい場合もあるかなとい

うふうには考えておりまして、そのようなことも考慮しながら工事の準備や発注をしているところでございます。

以上です

○佐藤委員 事情はわかりましたけれども、プロジェクトだとか、いろんなことでもう少し短縮して、そういう打ち合わせ何回やったかはわかりませんが、きちっとして、できるだけ条件のいい中であるのが私は必要でないかと考えております。そこで、今回建設されたハウスが農業振興と関連して相まって活用されるよう、そして何年か後に、今行革で公的な施設の統廃合が検討されておりますけれども、そのリストに載らないように、農業振興と関連づけて活用策をお願いしたいと思います。

そこで、次に町営牧場の維持管理事業です。これについて伺いたいと思います。今回計上の事業費は、29年度と比較しますと、29年度は346万7,000円で、30年度は410万9,000円となっております。そこで、この牧場を運営するための光熱水費だとか修繕料、通信運搬費、手数料などは年度によって異なると思いますけれども、今回の予算書を見ますと、この維持管理事業の経費の87%を占める委託料、これが前年度の298万円から358万円と60万円アップされております。この委託料は多分私の想像するところでは人件費でないかと思うのですけれども、この金額が算出されたのはどのようなことからこの金額60万がふえたか、最初に質問したいと思います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

町営牧場維持管理事業の管理委託料ということで、こちらは委員ご指摘のとおり、牧場を管理するための人件費が主なものというふうになってございます。それで、60万円ほど増加した理由ということなのですが、実は牧場は上久保内牧場と立香牧場2カ所あるのですが、上久保内牧場のほうで牛を放牧しているのですが、牛が水を飲む水飲み場というのがありまして、その周りが泥沼化というのですか、泥濘化というのでしょうか、秋の長雨のときですとか、あと土壤が乾燥しないような時期には泥沼化になっているのが進んでおりまして、それが年々ひどくなっている状況であります。ひどいときにはぬかって、牛の足が3分の1ぐらいまでぬかることもありまして、牛の健康上、ばい菌の繁殖ですとか、あとはぬかったことによって骨折とか、そういう心配もあるそうで、そういうようなことがあります。また、管理をするに当たっても、そういう感じなので、人の立ち入りがなかなか、作業が困難ということで不都合が生じているという状況でございます。それで、この泥沼化、泥濘化というのでしょうか、を修復するための費用として管理委託料の中に60万円を盛り込んだというものでございます。

以上でございます。

○佐藤委員 60万は、今言われたような状況を改善するために組み入れたということですね、それは理解します。そうであれば、上に項目、修繕料があるので、委託料、人件費と直す60万円、修復するための60万円を一緒にして委託することはちょっと私は疑問に思うのです。きちっと修繕料という科目が上にあるのですから、私はその中ではすべきでない

かということを考えます。それは、今後これから契約するものですから、私はそのような考えを持っているということで、理解しますけれども。

次に、町営牧場は、さきの第5次行政改革の中で事業の見直しに入っておりました。2カ所ある町営牧場は、平成32年度をめどに1カ所に統合すると掲げております。その統合に至る経緯は、私なりに想像しているのですけれども、放牧頭数減が大きく影響しているのではないかと、そんなことを考えておりますけれども、放牧に係る経費、すなわち放牧料は、いろいろと条例など調べてみますと牛、1日150円、馬、1日170円と定めており、また町外の方の利用については、本町の牛、馬の放牧に支障のない限り、町長は1カ年を超えない期間に限り使用を認めるという、そして放牧料も3割増しというふうに規定しております。そこで、お聞きしたいのは、もう今牧場は使っておりませんけれども、29年度、上久保内町営牧場と立香町営牧場の放牧頭数、これは牛、馬、それから条例ではその他という言葉使っておりますけれども、もしもその他があれば、その他の頭数、その町内だとか町外の利用、そして放牧料の収入はどの程度あったのかについて伺いたいと思います。

以上です。

○経済環境課長　ご答弁申し上げます。

牧場の放牧頭数ということで、平成29年度の状況なのですけれども、上久保内牧場と立香牧場がありまして、牛、馬、その他というのがあるのですけれども、その他というのはございません。上久保内牧場のほうには牛を放牧しておりまして、29年度は全部で7件の農家から51頭が入れられております。内訳としましては、5件が町内で40頭、2件が町外で11頭、合わせて7件、51頭ということになっております。また、立香牧場は馬を放牧しているのですけれども、立香のほうにつきましては町内が1件で2頭、町外も1件で、こちらは5頭ということで、2件、7頭が立香牧場のほうに馬が放牧されております。それで、費用、入牧料なのですけれども、入牧料につきましては29年度、上久保内牧場の町内、先ほど5名、40頭という話をしたのですけれども、入牧料は61万8,690円、同じく上久保内牧場の町外、2名、11頭なのですけれども、こちらが18万9,930円、それと立香牧場の馬の放牧料なのですけれども、町内、1名、2頭なのですけれども、1万6,320円、町外につきましては1名、5頭で16万5,230円ということで、全体で99万170円の入牧料、平成29年度実績ということになってございます。

以上です。

○真鍋委員長　もう一点、予算計上の修繕料と牧場管理委託料で60万円ふえた分の科目が修繕料ではないかという。

○経済環境課長　済みません。

先ほどご指摘あった科目、修繕料、委託料ということだったのですけれども、一応牧場の管理をJAとうや湖さんのほうに全て一括委託をしております、その中で修繕も行ってもらったほうが効率がいいということもありまして、そこは修繕料別建てということではなくて、委託料の中で全て含めた中でお願いするというような形をとりたいなというふ

うに考えております。

以上でございます。

○長内委員 私は、堆肥センター運営事業と新規就農支援対策事業にかかわってお伺いしたいと思います。

先ほどの前段の中で緑肥作物の部分にも触れさせていただきました。その答弁の中で、主軸の部分で緑肥という部分の中から堆肥の活用の中で生かしてもらいたいと、そのために緑肥の部分は今年度は予算化していないということでございます。私は、おのこの目的が違うと思います。ただ、緑肥が未来永劫に補助金としてというのは、それはそれで一つの行政判断の中でやむを得ないと、私もそれは承知しているのです。ただ、そもそも目的が違うという部分と、それから緑肥としての活用を通して遊休農地を防ぐとか、いろんな役割もある。また、復活した一つの要因には農家の要望もあったのかなと思っておりますから、そういう部分の中で質問させていただきたい。緑肥作物についてはわかりました。

堆肥の部分の中で、その部分のことも含めて農家に堆肥の利活用を今後呼びかけていくということに理解をさせていただきましたが、具体的にどのような形で堆肥の利活用を呼びかけていくのか、その点についての具体的なご提案があればお伺いしたいと思います。

それと、新規就農支援対策事業、先般の一般質問の中でも取り上げられておりましたけれども、29年度プロジェクト会議を立ち上げて、農家の方、それから農協、それから普及センター、農業委員会の協力もいただいてプロジェクト会議立ち上げて、会議を開いてきて、その中で農業人フェア等へブースを持って出展というか、そういう形で取り組んでこられました。一連の1年間の取り組みを通してどのように、感想をお聞かせいただければと思います。

○真鍋委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時47分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

まず、堆肥の利活用に関係なのですが、これにつきましてはこの3月に堆肥センターのほうから農協さんを通して各農家さんのほうにファクスで周知をしまして、取りまとめを行うのですが、その際堆肥の利用について積極的に利用していただきたいというような、そういうようなファクスを送らせていただきたいと、これは毎年行っているみたいなのですが、その中で積極的に活用願いたいということで送りたいというふうに考えております。

また、新規就農の農業人フェアの関係だったのですが、今回初めて町として出展、札幌と大阪、東京ということで出展をしまして、PR活動を行いまして、なかなか難しい

という面もあり、また手応えがあるなということもあったのですけれども、実際行ってみて、メンバー皆さんの話もそうだったのですけれども、こういったのは成果がすぐ上がる、上がらないにかかわらず続けたほうがいいねという話をいただきまして、私も実際そういうふうに感じました。30年度は特に予算立てはしてはいなかったのですけれども、今月最終のプロジェクトでもって総括も行いたいというふうに思っていて、その中でまた皆さんの意見を集約した中で、新年度、予算立てはしていないので、大きなことは今はできないかも知れないのですけれども、例えば札幌とかでしたらそんなに経費もかからないですし、何とか既存の予算をやりくりしてということも考えられるでしょうし、もしその意見の中でまとまれば、また別な機会で議会に諮って補正予算というような相談もさせてもらうかも知れないですし、それは意見を集約した中で検討していきたいなということで、実際2回参加してみて、何もしていないよりはそういうところに出ていっていろいろPRすることが大事なのだなというような感想を持ちました。

以上でございます。

○長内委員 わかりました。以前12月議会だったでしょうか、一般質問の中で堆肥センターの部分が取り上げられておりました。その中でも同僚議員のほうから議論されておりましたけれども、佐藤町長就任されて、堆肥センターの継続ということを大きな一つの柱として打ち出され、それは恐らく、町長当然単独で決めたわけではなくて、農家の方にも集まっていたいて、そういう中で農家の人の意見も踏まえてそういう方針を示されたのかなと私も思っておりますし、それに向けて堆肥センターの改善、改良に取り組まれて、生産においては一定の成果が私はあったのかと思いますし、関係者の方の努力に敬意を表したいと思っております。まさにこれからそれをどう、もう少し早い時期からやればよかったのでしょうか、そういう面ではできた良質な堆肥をどう現場で壮瞥町の農業の土づくりに生かしていくのかという、非常に重要な年なのかなと思っています。それに向けて、1つは緑肥という部分を堆肥を生かした土への投資に振り向けてもらいたいというふうように私も今のやりとりを聞いて認識させていただいておりますけれども、そういう意味では販売、先ほどアンケートというか、需要枠調査ですか、農家にファクスで送ってということ、これは毎年やっていると思うのですが、今までの利活用の部分をどう分析して、そしてそれを効果的に今年度、また今後生かしていくかという議論をどういう形で行われて今に至っているのかなという部分が私自身もよく見えてこないところがあります。

その中で、以前から堆肥の土と食づくり協議会という横断的な会がございました。私もその会長をさせていただいておりますので、その経緯はわかっているのですが、それは廃止をされた。それと並行して、農協を中心にした堆肥利用組合というのがあったのです。それは、私の認識では解散していないという認識を持っているのですが、そうなのかどうかもちょっと確認しておきたいと思うのですが、現場のニーズや現場の声を聞く場が実際今ないのでないだろうか。というのは、YFCという若い青年を中心に、コンサルの先生の力もいただきながら勉強会を重ねているのは私も存じていますし、それに特に近年近

隣の町村の若い人も参加して勉強会をしていると。それで、中には特に施設を中心に一定の効果を上げてきつつあるというふうに認識もしているのです。そういう部分も含めて、そういうことをどうこれから広く壮瞥町の農業に波及効果を及ぼしていくかと、そしてそれをどううまく活用して、例えば個人であれ、部会であれ、生産組合であれ生かしていくという、その議論がやっぱり現場の中で行われていかなければ、言葉悪いですけども、笛吹けど踊らずではないですけども、理念、思いはあってもなかなか広まっていけない。それに対応する販売のシステム、仕組みづくりをしっかりとしていかなければ、前回の同僚議員の質問のようなことになるのだと思うのです。売る努力、売るための仕組み、仕掛けをどうしていくかということをしっかり議論していかなければ、こうあってほしいという願望で終わりがねないところがあるのかなと思っています。その辺についての考えをお伺いをしたいと思います

それと、新規就農支援対策事業、私もプロジェクト会議のメンバーで参加させていただいてまして、取り組みについては理解をしているつもりです。農家として、一町民として参加していて感じたことを若干この機会にお話ししたいと思うのですが、同じ目標、目的に向かってそれぞれの関係、かかわった人方が一定の情報を共有して、そしてそれに向けて行政と一緒にになって農業人フェア等で取り組んだと、一つのきっかけとして私はよかったことかなと思っています。特に若い経済環境課の職員が一生懸命知恵絞って、リスクゼロの農業とかといって、新しいキャッチフレーズも含めて精力的に取り組まれた。私は高く評価していますし、そういう意味では現場と一緒にになって行動を起こしてきた一つの、まだ1年ですけども、そういう面では我々も非常にやってきたことに対して意義を深くさせていただいています。

そうした中で、ただ現実的にまだそんなに多くの方が雇用の中で入ってきてはまだ現状としてはいないわけですけども、考えている、要望している割合でいうと多くはないのかもしれない。少しずつその効果は出てきている。だから、ある意味息の長い事業として取り組む必要があるのかなという視点で質問させていただいておりますが、同時にこれは例えば求人する側の農家においては当然人材として欲しいということありますから、それは一定のそういう農家の人には当然自分の経営ですから自己負担もしていただきながら、町として余りそれに多くの持ち出しをしないでもいいのかなと思っています。ただ、一緒になってそういう取り組みを継続して息の長い事業として続けていくことが必要なかなと思ってまして、同時に、経済環境課だけではなくて、きのうのやりとりの中でも定住、まちづくり事業の中でやりとりをしましたけれども、そういう部分の情報共有、定住、いろいろと今企画でやっていますけれども、情報共有や情報発信というものを連携してやることによって相乗効果が生まれるのではないかと思いますし、ことしたしか2人、シェアハウスも活用するような動きが出ていますが、その方も多分ホームページが何か、そういう情報発信の中で実際はキャッチして当町に訪れたということもありますけれども、その辺の情報共有と取り組みを定住対策を含めて取り組まれる考えがあるかどうかお伺い

しておきたいと思います。

○真鍋委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時５６分

再開 午前１０時５６分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副町長 １点目の堆肥センターにかかわる分については私のほうからお答えをしたいと思いますが、委員おっしゃるとおり、堆肥利用組合というのが一応ございますが、それが果たして機能しているかと言われると、認識としてはなかなかうまく動いていないというような状態にあるということで理解はしております。そこをうまく活用しながらいきたいという思いはあるのですが、実態として組合長さんはいらっしゃいますが、その構成になっている人方が正直申し上げてどれぐらい参加されているのかが把握し切れていないという状況もありますので、そこは我々もちょっと反省すべき点だというふうには思っていますが、今は組織としてはあるけれども、機能していないという状況にあるということでお答えをさせていただきます。

堆肥センターの現状としては、これまでも機会あるごとにご質問を受けて、お答えをさせていただいていますが、製造に関しては外部からの指導を受けて、いいものができる状態にはなっています。ただ、販売に関してという部分でご質問されると、リサイクルシステムという会社としても販売には余力が入っていない。ほとんど力が入っていないと言ってもいいというふうに思っていますし、町側としても販売に関しては全くの素人ですから、そこについては積極的にこうしていこうというのが現状としては持ち合わせていない。ですから、町内で考えれば、道の駅ですとか、とうや湖農協さん、あるいは北国資料館ですとか、そういった場所に置いて販売をお願いしているという実態であります。それ以外はといいますと、申し込みを受けた農家さんに配送するというようなシステムを今までずっと構築していますから、その流れでいると。

現状の堆肥センター、ごらんになっていると思いますが、在庫が相当ありますので、買いに来られる方についてはその都度対応するというような状況の中で果たして、リサイクルシステムの職員２人、嘱託さん、パートさんも入れて若干の人数でやっていますので、販売に本当に力入れられるかという、現状ではなかなか難しいということで、29年度、委託業務の中に販売の拡大に関する事項ということで項目を設定して、業務をちょっと担っていただきました。その中で、外部から、他の町から試験的に買ってみたいというような要望も受けて、それに対応してきたというのが実態でありますので、販売に関してはこれからもうどういう方策がいいのか模索をしていく必要はあるというふうには認識していますが、こうすれば必ずという道は今のところ持っていないので、もう少し時間がかかるかなという認識でいます。そういったちょっと明確なお答えができないという状況で大変申しわけないのですが、１点目の答弁としては以上ということでご理解いただきたいと思います。

ます。

○町長 先ほど農家との協議の場が少ないのではないかというご質問いただきました。その点については、反省すべき点があるかなというふうに思っておりますけれども、2年ほど前までは毎年予算編成の前に農家の皆さん、地域を代表されて来ていただいて、私と担当課長、担当職員と意見交換をさせていただきました。その中に長内委員も出席をいただいております。その中で、農家の皆さんこれは大事なことだったなというふうに思っているのは、自助努力はするというお話いただきましたし、また農家のほうでこういったことをしてほしいというときには、農家のほうから我々のほうから町側に要望していきたいというお話もいただきましたので、何か大きな事業を農家の皆さんグループで行うときには申し出ていただければなというふうに思っております。幸内、弁景地区の農業用水の件もやはり地域の皆さんからの声で今回実現して、農業振興の一つとして大きな役割を果たせたかなというふうに思っております。これは道営事業ですけれども、町がお願いをして、道の事業で今回実施をしていただきました。そういった意味で、そういったことも大事なことの一つかなというふうに思っております。

それと、土づくりにつきましては、今まで武田先生に講習会等も行っていて、堆肥の利用促進にもつなげてきたわけでありましてけれども、見てみますと農家の皆さんの出席が非常に少なかったかなというふうに、そういう認識はしております。ただ、一生懸命勉強されている皆さん方は出席をいただいておりますけれども、今後は、町主体あるいは堆肥センター主体でやりますとどうしても、出席といいたししょうか、そういったものが少なく感じられますので、主体的にそういった勉強会をしていただける、そういう組織なりをみずからつくっていただけないかなというふうな、そんな思いも実はしております。そのために、町としてもバックアップをすることはやぶさかではない。大いにしていきたいというふうに思っております。そういった機運が醸成されていくことを私は望んでいるところでもございます。

○経済環境課長 農業人フェアの関係につきまして私のほうからご答弁申し上げたいと思います。

委員おっしゃるとおり、今回農業人フェアに参加しまして、農業者、あとは行政、農協と一緒に参加したということで、すごくよかったなと。ほかのブースを見てみますと、例えば市町村相談であれば市町村だけとか、求人ブースであれば企業だけということに比べて、壮瞥町としましては行政と、あとは生産者と農協と一緒にやって行ったということで、来るお客さんに対して市町村の取り組みも説明できるし、実際農業の現場も説明できるしということで、これが行政だけだったら、町の制度は紹介できても、実際の現場のことはわからないので、説明できなかつたりとかということがあるのですけれども、合同で参加しているということで、役割分担といいますか、要するに充実した説明ができるということで、すごくよかったなと。だからこそ、札幌会場でそういうPRあった後、わざわざその方が町のほうに来て、ちょっと見に来たのだというような形で、そういう手応えがあっ

たと感じたのですけれども、そういったことがあったということにつながったのかなというふうに思います。

また、先ほどお話ありましたシェアハウスも一応2名ということで、そちらはフェアに行った方ということではないのですけれども、同じような、先ほどお話しされていたキャッチフレーズというか、パンフレットというか、同じようなものをホームページのほうに出しておりまして、それを見て問い合わせ来て、町内の農家さんに就職というか、それが決まったということで、今3名ですか、決まったということにもつながっているのかなということで、委員おっしゃられたとおり、息の長い事業継続ということだったのですけれども、まさしくそのとおりかなというふうに今思っているところでございます。

以上です。

○真鍋委員長 これより休憩といたします。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

108ページ、ほかにありませんか。

○長内委員 わかりましたというか、ある意味極めて重要な、堆肥センター、それから土づくりの今後にとっても重要な1年になるのかなと思っていますし、そういうシステムなり方向性をできればしっかりつくられて、そして農家に問いかける、そういう組織をつくらうではないかと問いかける部分が必要ではないのかなと。農家にいきなり何かありませんかと言われても、なかなか意見が集約できないのかなというような感じもいたします。そのために、その前段でそういう仕組みやシステムをつくっていく上の会議といいますか、その持ち方だと思うのですが、実際は堆肥センター、リサイクルシステムは副町長をトップとして取締役がいると思います。取締役には、農協だとか商工会等があると思うのですが、役員会というか、出資者の会というのでしょうか、の部分に現場の農業法人も入っているということを聞いておりますし、そういう意味では現場の実態や現場の意見をどう取り組んで生かしていけるかという視点もなければ、現場の感覚とそごができないかなとちょっと懸念を感じます。そういう意味では、農協のかかわり方も含めて、実務者といいますか、そういう部分の中でしっかりしたプランを立てて農家に示していただいて、そして取り進めていくことを期待したいなと思っております。それについての考えをお伺いしたいと。

それから、新規就農対策においては、こういう形で一つの課題の中で情報共有して、一緒になってそれぞれ役割を持って取り組んでいくという部分においての試みとしてでも生かしていただきたいなという気持ちもございまして、農業を通して感じるのは、従来と違った視点で捉えられつつある。女性の農業参加ということも含めて、そういう部分の中で若干空気が変わってきているところもあるので、それを捉まえて今後の中で生かしていく

ことが重要だと思うのと同時に、それを通して、実は雇用を考えたときに、農業経営としていくと例えば法人化、法人化が全ていいわけではないのですが、法人化に対する意識や考え方という部分が同時に農家の中に起こってきたり、それから人を使う上でどう経営を考えていかなければならないか、違った視点での農業経営の見方という部分がその取り組みを通して農家の中に少しずつ浸透して、これからの雇用だけではないのですが、農業の方向性というものも若い農業者を中心にして広がっていくと、そういう部分も今回の雇用型の担い手確保への取り組みを通じて新しい新たな農業ということを考えるきっかけにも私はなるのではないかと考えております。そういう面では、ぜひこの活動の裾野を広げるような部分で取り組んでいただきたいと思います、その点についての考えをお伺いしたいと思います。

○副町長 １点目のご質問であります、堆肥センターにかかわっての運営にかかわるような組織をつくる考えはということですが、以前に同じような考えを持って農家さん何件かに打診というか、呼びかけをしたことがございますが、当時は堆肥センターの状況といいますか、生産された堆肥がそれほど量もないような時期にそういった問いかけをしたせいか、結果としてはそこには参画できないというようなお断りをされたという経緯がございます。今現時点では、堆肥の生産量も当時からするとやや倍近い状況になっていますから、若干また考えが変わるかもしれませんが、当時としては呼びかけをした時点ではお断りをされたという実態であります。

また、リサイクルシステムという法人の組織形態については、ご承知だと思いますが、それぞれ出資者がおりますけれども、どちらかというと農業系にかかわる部分の参画が少ない組織ですので、そこに対して細かな意見があるかという、そこまではない状況ですので、そこは出資者のほうの組織のあり方についてはまた別の考え方があるということで、そこはご理解いただくしかないかなというふうに思いますが、出資者の中の法人の方もいらっしゃると思いますので、その方の意見は事あるごとにお聞きをしておりますから、そういった中でどういうふうに運営できるかということになると、非常に難しい場面もあって、大規模農家ですので、場合によっては町内農家向けの販売ができなくなる可能性もあるという実情もありますので、そこは別として考えていただかなければならないかなと。運営にかかわる組織の形態については、ないよりはあったほうが良いというふうには認識は持っていますので、状況が変わっていますので、改めて問いかけをしてみて、組織として成り立つようであれば、改めてつくることも視野に入れたと思います。また、逆に、農協の中にある堆肥利用組合の組織としてはまだありますので、そことの強化ができるのであれば、そこを強化して協議をできればいいかなというふうにも思いますので、どちらか選択をしながら進めていきたいなというふうに考えています。

○経済環境課長 就農の関係でお答えしたいと思います。

委員おっしゃるとおり、情報共有をして生かしていくというのはそのとおりだと思いますし、またお話ありました違った視点、女性の農業者ですとか、違った視点でというのも

そうなのかなということですか、あとは雇用の関係、法人化の意識を持ったりですか、人を使うということ、それもそうなのだなというふうに感じます。委員おっしゃられるとおり、今後も新たな農業といいますか、裾野を広げるような取り組みということはもっともだと思いますし、また今年度は1年間プロジェクトということで取り組んで、4回、5回ぐらいでしたか、いろんな協議をしていただいて、農業人フェアも参加いただいて、その辺の総括といいますか、まとめをしたりですとか、また来年以降もどういう形にせよそういうプロジェクトは続けていきたいという考えもありますので、また来年についての新たな取り組みですとか、そういったようなことも協議の中で進めていきたいということを考えておりまして、今回プロジェクトを立ち上げて1年間たったわけですがけれども、それをしっかり総括をして、次につなげていければなということで、その中で新たな取り組みなんかも検討できればなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○森委員 私のほうから、まず堆肥センター運営事業の関係でお聞きします。

今回の運営事業費全体で見ますと1,400万、予算的には落ちてございます。主な内訳でいいますと、管理運営委託ですから、前回でいえば堆肥センター管理運営調査業務委託で300万、それと機械器具、タイヤショベルの購入があったと思いますが、900万、これが落ちているということは理解しますけれども、いただいた資料の中で施設管理で210万落ちております。それで、内容を見ると、生産資材購入で108万の減額、畜ふん運搬作業委託で169万3,000円ということで277万、経費の内訳の中では落ちているのですけれども、資材購入費、要は減少したということで、この減少した分は町内調達をされるのかどうかということと、総体の堆肥センター運営事業の中で生産量に影響が出ないかということ、堆肥センターに関してはそこまで。

あともう一つ、農業研修シェアハウス運営事業なのですがけれども、これは器は確かにできるのですけれども、その器の管理をどうされるのかということについてお聞きしたいと思います。というのは、通常であれば、マンションではないですが、集合した居住場所ということでございますので、町が常に管理するのか、それとそこに住まわれる方が自治会組織なりをつくって、そういう形で運営していくのか、そういう実際そこに住んだ方がどういう形で運営していくかという部分についてある程度方針を示しておく必要があるのかなと。通常マンションであれば管理組合ですとか、どういう形でやられるのか、その部分について説明願いたいと思います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

まず、堆肥センターの管理運営委託の関係で去年と比べて減額になっているということで、まず生産資材購入費が108万円ほど下がってはいるのですけれども、こちらは生産にかかわる木質チップとかということではなくて、堆肥を入れる袋の数を減らしておりまして、その分下がっておりますので、堆肥の製造には直接は影響はないというふうに考えてございます。108万円下がっているのですけれども、前年度は堆肥用の袋を5万袋購入す

るとしていたのですけれども、今年度は3万ということで2万袋少なくしております、その分ちょうどこの金額下がっているということでございます。堆肥センターの生産資材購入費下がった分は、そういうことで下がっております。その下の畜ふんの運搬作業の関係だったのですけれども、こちらは実際に搬入する見込み量というのでしょうか、を減らしているというか、実際の数字に合わせているというのでしょうか、というふうにしております。今年度でいうと1,700トンの搬入ということを見込んだ計算となっております。堆肥センターの関係となります。

それと、シェアハウスの関係だったのですけれども、シェアハウスの管理ということだったのですけれども、シェアハウスの管理につきましては当然役場、経済環境課のほうで管理はするのですけれども、一応シェアハウスですので、基本的な管理は入居者の方をお願いしようというふうに考えていまして、自治会組織まではつくることを今考えてはいなかったのですけれども、入居するときに、入居のルールというのでしょうか、そういうのをつくっております、それを説明した上で、こういう場合はこうするのですよとかというルールを定めております、入居者でもって管理をしてもらう。最終的ないろんな総合管理は、当然役場経済環境課のほうで行うということにしております。

以上でございます。

○森委員 堆肥センターの運営事業の中の落ちた部分で生産資材の購入、これが108万落ちていますけれども、その内訳が堆肥袋の分だということです。ただ、資料の中ではチップの部分ですとか、発酵促進剤、それから畜ふん、おが粉等、それら全部含めてその金額が落ちたという積算の資料が示されておるのですけれども、それについてのまず相違。それとあと、畜ふん運搬作業委託で169万3,000円落ちていますけれども、この部分についても平成29年、これ予算の関係だからこうなるのかなとは思いますが、半分になっているわけです。ですから、本来私ども議会のほうで要求した予算資料の中で、生産計画といえますか、そういう部分があればその辺の疑問も出なかったのですけれども、それがなくて、結果的に畜ふん運搬作業が半分に落ちているということは、昨年までの積算が過大だったということなのかということがまず疑問として浮かび上がってきます。

それと、シェアハウスの管理については、利用規定は多分つくられている。これは理解するのですけれども、そういうことだけで、例えば入った人それぞれが独立して自己責任で生活するというのは、これは理解できるのですけれども、やはり共同生活することとは一定のルール、要するに施設を利用することのルールよりも、その中でどういう形で生活していくのだというルールをある程度示す必要があるのではないのかなと。そうしなければ、プライバシーの侵害になるから、私どもについては関知しないでくれということになれば勝手に、例えば門限はどうするだとか、そういうことも含めて必要になるのかなという気がするのですけれども、その辺の考え方について伺います。

○真鍋委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前 11 時 32 分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副町長 堆肥センターの件については、私のほうからお答えをします。

各委員さんのほうに予算資料として配付されているというふうに思いますが、30 年当初の予算が生産資材購入費で 369 万 4,000 円というふうになっているかと思えます。この内訳が説明欄に書かれておりますが、108 万落ちた原因というのが、堆肥袋 3 万袋と書かれていますが、前年はここ 5 万袋で計算しておりますので、その差が 108 万ですよということであります。2 万袋分減で、消費税分を含めて減額をしているという状況になっていきますので。29 年の生産のときの予算は、以前から外部から指導いただいていた方から、堆肥としては 5 万袋ぐらいつくらなければ経営的には成り立たないでしょうというようなご意見とか指導を受けて、生産量をふやしていたということから、29 年の予算を 30 年度よりも多くしていたということでもあります。現状の堆肥センターの製造のストック量なんかを考えていくと、さすがに 5 万袋をつくるようなことにすると在庫が置き場が非常に厳しいということも考えて、製造量を若干下げて予算立てをしているという状況ですので、前年度よりは予算を落としているという状況にあります。

○経済環境課長 シェアハウスに関する入居の関係についてご答弁申し上げます。

シェアハウスにつきましては、当然共同生活ということになりますので、建物の使用のルールだけではなくて、結構細かく生活全般に関するような規定を設けておりまして、入居者の方にそれを理解していただいて、あくまでも共同生活、人と人ということもあります。その辺も踏まえた上で入居の方にお話をして、気持ちよく利用することを心がけてほしいという旨のそういったルールを作成しまして、それは了解してもらって入居してもらうというふうに進めたいというふうを考えております。できるだけ、四六時中役場のほうで管理するというわけにはいかないので、どうしてもシェアハウスなので、ある程度は入る方々に任せるといことはあるのですけれども、お互い気持ちよく使えるような形で進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○森委員 先ほどの堆肥センターの部分の生産資材の部分については了解しました。畜ふん運搬については、29 年度と比べて約半分落ちていると。ですから、そうすると 29 年度の分はやっぱり過大に畜ふん運搬作業委託を見積もっていたということなのか。

それと、シェアハウスの部分については、当然気持ちよく利用するのは理解できるのですが、ある程度プライバシーの部分と、共同生活するという部分でコミュニケーションをとりながらといいますか、コミュニケーションとった中でその管理をうまくしていくという必要があると思うわけで、そういうことで先ほど私は申し上げたということで、そういう形のルールというか、ルールを周知する場というのを指導していく考えがあるかどうかということでお伺いいたします。

○副町長 先ほどの答弁で済みません。漏れておりました。

ご指摘ありました運搬作業の委託料であります。先ほど答弁したとおり、袋堆肥で5万袋、それからばら堆肥で何立米とかということで想定をして運搬経費を見ておりました。ですが、実際の運搬経費の単価ですとか、そういったもので実際よりもちょっと多く見ていたというのが現状にありますので、それを29年度で委託をして運んでもらっている業者さんからの見積もりをもとに今回予算計上しているものであります。ですから、前年度が過大に見ていたのかということ、実際は単価的には高く設定はしていますが、総体の量、運んできてもらう量は予定を組んでいたということで予算を計上していますから、その差が今回多かったということでもありますので、過大に予算組んでいたということではないというふうに考えております。

○経済環境課長 シェアハウスの関係でご答弁申し上げます。

シェアハウス入居に当たってのルールを指導するような場はないのかということだったのですけれども、当然入居ということになったらルールとか、そういう指導はいたします。ただ、一遍に入居するということではないので、その都度ということになるかと思ひまして、また役場に来てもらってというよりも、現地に行ってということになりますので、そのときに同じ入居者がいたら、例えば顔合わせをしたりですとか、あと今そこまでは具体的なことまでは考えてはいないのですけれども、もし必要あれば役場に入ってミーティングみたいようなものをやるとか、ちょっと具体的なことは今は考えてはいないのですけれども、もし必要があればそういうことも考えなければいけないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○松本議長 私も堆肥センターにかかわって、まず細かいところから確認といいますか、答弁なくてもいいのですけれども、いただいた予算書の説明書の中で物件費のほうは摘要欄の説明のとおりなのでも、委託料の畜ふんの輸送費、運搬作業委託料の説明欄見ていただければわかりますが、29年度はちなみに単価800円で4,000トンだったのですけれども、30年度予算では1,037円の1,700トンで掛ける1.08、消費税掛けているのですけれども、計算すると1,762万900円、これ消費税かかっていない数字ですね。後で整理してください。縦で計がちょっと違ってくると思いますが、よろしくお願いします。

予算の収入のほうも、先ほど森委員のやりとりもありましたけれども、見積もりを下げ、たしか29年が900万強、堆肥売り上げ収入です。30年は740万という計上されています。それが現実に近いものなのだろうというふうに理解していますが、若干話ずれていきますけれども、武田先生、堆肥センターの運営、堆肥作業過程の工程を指導いただいて、良質である程度の量もできるようになったということも理解します。先ほど販売のノウハウがない、販売についての力を入れていくことがなかなかできないというのが問題点が浮かび上がっていましたが、あともう一つは、良質な堆肥をある程度の量をつくれるようになったのだけれども、先ほど副町長の答弁の中でありましたが、置き場所が少ない。売れ

ないから残る。置き場所が少ないから、余りつくってもしょうがないので、ちょっと調整をすると。その原因で生ごみの堆肥が浮かび上がって、指導の中でですよ、いずれ生ごみ堆肥があることで、工程のロスとは言いませんね、当然人も経費もかかるということ、そして置き場もかかるというようなことで、堆肥センターでは生ごみ堆肥をいずれつくらないようにしたいと、そういう指導を受けて、つくるべきではないのではないか、効率を考えればですよ。そういうことを受けて、いずれやめてみたいという考えに至ったのかというふうなことの整理をしたいのですけれども。

○副町長 議長言われるとおりの部分がございます。昨年、その前から外部から指導いただいておりますが、生産工程の管理の状況を見ていったときに、これが本当に堆肥センターとして正しいのかというような投げかけをいただいていたのは事実であります。簡単に言えば、売れないものをつくってどうするのだというところでありまして、そこはこれまでの町の考え方を申し上げていきましたが、そこは一考を要すべき事項だということで指摘をいただいております。そういった観点も踏まえて、現状では生ごみ系の堆肥は去年は売れていないという状況でありますので、また置き場所の問題も畜ふん系の堆肥が大量にできるということもあってちょっと置き場所に困っているという状況はあります。そういったことを踏まえて、検討すべき事項として今回の行革の中でも挙げているということにつながっているものであります。今後どうしていくかは、最終的にはまだ決まっておりますので、もう少し時間を要すると考えております。

○松本議長 まだ結論に至っているわけではないということでありまして、私の意見から先に言いますと、生ごみ堆肥の製造については継続をいただきたいという意見であります。行政懇談の際も、数は少ないのですけれども、私どもの自治会で数名の方が、私もこの場面で発言したことの繰り返しになりますけれども、十数年かけて醸成してきたごみの減量化ですとか、資源化ですとか、有効活用ですとか、有効活用になっているかどうかは別としても、そういったことが払拭されてしまうことの違和感、あるいは自分がごみを処理しようとしたときに生ごみと一般ごみをあわせて処理する違和感とか、少なくとも分別収集して生ごみを資源化するような社会的に、あるいは環境にいいことをしているという行動の理念で動いたことが何か崩壊するような、大げさかもしれませんが、そんな意識が強い。恐らく町内にはそれが強いのではないかというふうに思っています。ある意味それは、壮瞥町が培ってきたいい意味での、環境と共生するといいますか、地域の循環の一環であった。ただ、それが堆肥になったときに売れない。だけれども、どなたかの質問の中でありましたけれども、壮瞥高校の園場で使っていらっしゃるという話も聞きました。生ごみが入っても堆肥の質がそんなに変わるわけではないわけですよ、その前提でしゃべりますけれども、もっと言いますと堆肥センターで質のいい堆肥ができています。これに関して言えば、同僚委員が議論していましたけれども、土づくりの核となって、それが地域にどんどん、どんどん普及、波及して、そしていい作物ができて、それを地元で食べることができると、これが理想だと思いますけれども、なかなかそうはいっていない。い

いものができるでとまっていると。ちょっと話前後しますけれども、それはやっぱり売る努力をしてほしいし、すべきだと。

現状では、堆肥センターの職員２人では無理、ないしは製造だけでいっぱい。行政も売るノウハウを持っていない。でも、物は自信がある。別に解決策持っているわけではないです。だけれども、少なくとも、言い方変だけれども、もっとふだんから言葉にして、情報にして町内や町外に発信する努力はすべきではないのか。例えば「そうきたか！そうべつ」のバッジを、きょうは余りいませんけれども、議員で張っていますけれども、これも一つのブランドアイデンティティーの行為でありましょうし、同じように例えば町長が行くときに名刺の裏には、堆肥の構成物質といいますか、中身が書いてあって、これは非常に優良なのですみたいなことがあるとか、思いつきでしゃべっていますけれども、そういったこだわりをあちこちで伝える方法なりあってもいいのではないかという気がします。いわゆるトップセールスです。海外に向けてプロモーションと一緒に行ってトップセールス行っていらっしゃいますが、それも効果があるとも聞いていますけれども、自信のある堆肥についても愛情込めて、うちの町の特産品だという意識でぜひ発信の回数をふやしていただきたいというふうに思っております。

また話戻りますけれども、生ごみ堆肥、確かに堆肥製造だけ効率を考えれば何か悪者になっていますけれども、先ほど言ったように中身はいいものだと。であるならば、それを地元の高校が使っている。地元の高校でできた作物もうまいのだと、だからアンテナショップでも売れるのだと。そういうストーリーづけも必要ではないか。うそではないですかね。これが一つと、そういったことを、家庭菜園でどんどん使ってくださいよとか、使ったらおいしいトマトができますよとか、そういうPRも必要ではないのか、実践も必要ではないかと思っています。

もう一つ、ちょっと長くなりますが、佐藤議員の一般質問でありました堆肥センターの中での仮にということですけれども、生ごみを堆肥化しないで一般ごみとして出した場合のコストアップということで、メルトタワーに払う町の負担が420万ほどふえるのではないかという予想がありました。今回堆肥センターに対して運営委託するのが2,250万、先ほど言いましたけれども、予算計上されている堆肥の売り上げが740万、仮にから始まりますけれども、そこで420万ふえるかもしれないコストを今はそこで処理しているということになりますね、現状は。それで足し算、引き算をしますと1,060万ぐらいになるのかな。これ言質をとるわけではないですけれども、言ったことの根っこを。町長は、過去2回ほど、いないから言うのも変ですけれども、どのぐらいが必要コストのラインなのかと、僕そういう質問をしたことがあって、同僚議員からも質問されている。堆肥センターが要するにお金が随分かかる部分と、あるいは土づくりにいいことを志向している割には余り使われていないと。だけれども、続けたいという中で、どの辺が、損益分岐点にはならないのですが、手出しとしてどこまでが限界なのか、農業振興策として。町長は1,500万という数字をたしか言っていらっしゃる。くどいけれども、それを根拠にして言ったなとい

うことは言いませんけれども、それが近年の努力でそこまで圧縮といいますか、なっているのも現状だというふうに考えますと、一定の、言い方変ですね、効果は得ているということが1つ。

もう一つ言うと、生ごみの話ですが、確かに売れない現状の解決策なんかないですけれども、生ごみつくると置き場を2つぐらい占領するのですか、そうなるとそこに優良堆肥を、畜ふん堆肥を置けないから、その分製造をストップしなければいけないと。悪循環なのけれども、どこかで売ればそれが回るわけですね。ですから、同じように生ごみ堆肥も売る努力をしてほしいというのが私の考えでございまして、質問になっていないかもしれませんが、売る努力の両方について、それと生ごみ堆肥の考えについての答弁を一度いただきたいと思います。2回目です。

○副町長 堆肥センターにかかわって、生ごみ堆肥を中心としていろんなご質問いただいたというふうに思います。

先ほど来申し上げているとおり、生ごみの堆肥の製造について今現時点でどうするという判断はまだしておりませんので、これから正式に協議していくべきことかなというふうに思います。ただ、先ほど来申し上げているとおり、堆肥センターの現状だけを見ると、やはり置き場に困っているという現状がありますということだけはご理解いただきたいと思います。生ごみ系の堆肥の小袋の製造をやめています。それは、つくるのに手間をかけて、売れないというのもあって、それよりも畜ふんにシフトさせたほうがいいだろうということで、とめて、ばらで買われる方についてのみ出しますということにしていますが、ばらの生ごみ系の堆肥を買う方も現状ではいけないという状況で、29年度は置き場に困って、高校さんに問い合わせをしたら、使ってもいいですということになって、そちらに流したというのが実態であります。議長おっしゃるとおり、ストーリーづけは大事なかなというふうには思っていますが、農家さんにそれを話しても受け入れられないというのが実態ですから、そこは長年話をしてきた中では打開策的なものはないのだろうなというふうには思っています。そういった中で、昨年担当課のほうで、道の駅連絡協議会等がありますので、開発局が指導しているそういった連絡協議会がありますので、その中で生ごみ系の堆肥の利用について打診をしております、サンプルも提供しながら、今後の展開にちょっと期待をしているという部分ではありますが、そこは未知数であります。

そういった中で、町長が以前から申し上げているとおり、負担の割合の程度はどうだということがあるのですが、堆肥センターの売り上げを仮に1,000万ぐらいまで持っていけるのだったらどうだということでのたしか発言をしていたというふうに思います。そこをなるべく近づけていきたいということで、外部の指導をいただきながら、昨年度はちょっと背伸びをした感がありますが、900万ぐらいの売り上げを想定して予算計上していますが、実際は700万ぐらいだったというふうに思いますけれども、それぐらいの売り上げにはなったと。ことしもやや近い数字にはなるかなということでおります。ですから、来年度についてもできるだけ売り上げを伸ばしつつ、以前町長が言っていました1,500万

程度になれば本当はいいのかなという考えのもとに運営をしていきたいなというふうには考えています。

全体的な堆肥センター運営そのものよりも、今は生ごみの件についてどちらかというと全町的にも関心が高いのかなというふうに思っていますから、ここは慎重に協議を進めながら判断をしていきたいなというふうに考えております。

○松本議長 まず、偉そうなことしゃべるわけではないのですけれども、あくまで理想にしか、質問するほうは数字のことですとか財政的な裏づけなしにしゃべりますから、あれですけれども、高い視線で見たら、堆肥センターとは言いませんけれども、堆肥センターの核となった土づくり、良質な土壌、そしてそこから良質な作物ができて、それが消費できるというのは本当にまちづくりのコンセプトになり得ると思います。ほかにも堆肥センターはあるでしょうけれども、うちの町の堆肥センターがその特色づけをすれば、そういうことだということで外部発信もできるのではないかと。それを地元の農家さんも、実際今YFCという団体が、任意の団体ですけれども、土づくりを研究しながら指導を受けてやっている、農家で実践しているわけです。そういったことの支援と、あるいはそういった方々の生の声を伝える努力ぐらいは行政もできるのではないかと。ないしは、先ほど町長いるときに答弁がありましたけれども、そういう団体をつくって、それを支援していく形で普及できればなという期待を持っています。そういった努力をぜひお願いしたいと。理想だけ言えば、つなげていけばまちづくりのコンセプトになり得るのではないかとというぐらいに実は期待を持っているということが1つ。

時間もあれですが、最後にシェアハウスのことで1つありますが、3名の方が入居決まったというのは朗報だと思って聞いておりましたけれども、その水面下でといいますか、その前段で農協、農家の方、それから役場がプロジェクトをつくって、そしていろんな協議をして、就農フェアというか、農業人フェアのほうに出向いて情報発信してきた等の効果があらわれたのだろうというふうに思います。

ここで、質問というか、提案というか、今人を集めるのが大変な時代であります。どのような職場でも。うちも、個人的な話ですけれども、非常に苦労している部分もあります。何が一番きくかということですが、希望した人たちに何が一番発信力を持つかということは、実際経験した人たちの生の声、失敗も含めて。ですから、今大切なのは、3名来る方々のこの年の生活だと思うのです。それがどう過ごせたか、どういう満足度なり不満を持ったかというのがそのまま反映する。ぜひそれを、反省も含めてですけれども、次に生かすと、この継続が絶対大切なのです。こういうことを、全てに言えるかもしれませんが、継続していくこと、そして入ったでなくて、次にその人たちの生活支援をどうしていくか、支援といいますか、どう見守っていくのかということにぜひ力を入れていただければというふうなことを思いますが、いかがですか。

○副町長 1点目については、議長の意見を参酌しながら、こういった形態の組織をつくれるかというのは現状では未知数です。先ほど答弁したように、新たな組織をつくるとい

うことに関しては、以前打診した段階では非常に難しいだろうという認識を持っていますし、今現状の利用組合の中でどういうふうに展開できるかというのも未知数ですので、そこは今後ちょっと時間かかるというふうに思っていますけれども、何らかの形でつなげていけるような方向づけができればいいかなというふうには考えています。

○真鍋委員長 ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

休憩 午後 0 時 0 0 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○真鍋委員長 休憩前に続き会議を開きます。

○経済環境課長 農業研修シェアハウスの関係でご答弁申し上げます。

先ほど議長のほうから、人を集める方策としまして、入居者それぞれによる体験ですとか経験ですとか、そういうのをもとに次に生かしたらいいだろうというようなご提案をいただきました。そういうご提案をいただきましたので、まず町としましては入居される方が実際入居してみて、とてもいい施設だなというふうに言ってもらえるように、共同生活ということではあるのですけれども、入居者のフォローはできるだけ行いたいと。できるだけ行って、不安がないように進めたいというふうに考えておりまして、また入居者の方に本当にいい施設だなというふうに感じてもらえたら、そういう情報も発信してもらえよう、そんなような運営をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○真鍋委員長 108 ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 110 ページ、農林水産業費、農業費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、112 ページ、農林水産業費、林業費。

○毛利委員 有害鳥獣駆除協力謝金、これちょっとお聞きしたいのですが、ことし前年度より少し減額になっていますが、ほかのところでもエゾシカの被害というのはふえていますが、当町はふえているようなことはないのか、これ減額になったのでしょうか、ちょっとお知らせください。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

有害鳥獣の関係でエゾシカの被害ということだったので、近年見ていると、今年度 29 年度は今のところエゾシカは 152 頭の捕獲となっております。前年度 28 年度を申しますと、前年度は 185 頭、その前の年、平成 27 年度は 193 頭という、そういう実績がございます。今回若干減額ということではあったのですが、実績に合わせたという形で整理をしておりますが、だからといって、少ないからといってその分だけしかとらないということではなくて、有害鳥獣の駆除についてはやっぱり農家被害とかもありますし、またエゾシカだけではなくてアライグマとかも被害がありますので、そこは予算がこれだ

けだからこれしかとらないということではないということをご理解いただきたい。有害鳥獣駆除については、鋭意進めていきたいというふうを考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、114 ページ、農林水準産業費、林業費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 116 ページ、農林水準産業費、水産業費。

○菊地委員 ここの内水面漁業支援事業ということで、今年度でこの事業は終わりということで、この補助金として 50 万円、壮瞥町として 50 万円、これは洞爺湖町と組合で 50 万円ずつで全体で 150 万円の事業費ということでありますけれども、まず初めに洞爺湖漁協の実態ということで、前回の 29 年度の予算にも質問でありましたけれども、組合員数が 23 名で、20 名を切ってしまうと自動的に解散してしまうというふうなことでありましたけれども、実態的に 23 名中、壮瞥町の人は何名ここの組合員にいるのかということと、その後 1 年たっていますけれども、その人数の変化あったのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

洞爺湖漁協さんの組合員数ということなのですけれども、1 年前も同じような質問を受けてお答えしたのですけれども、正確に言いますと、今 29 年度なのですけれども、去年の 5 月に総会がありまして、そのとき出席をさせていただきまして、そのときもらった資料で平成 27 年度末の組合員数が 23 名ということでした。去年、29 年 5 月に私総会出席させてもらって、資料もらって見たところ、平成 28 年度末の組合員さんの数は 21 名。だから、27 年度から 28 年度にかけて 2 名減っているというような状況のようです。以前に漁協さんの方と話したときには、何とか組合員数をふやしたいので、エリアを広げて伊達のほうもという話をしていたのですけれども、その資料を見させてもらった限りでは逆に 2 名減っているというような状況です。

それであと、そのうちの壮瞥町内の人数ということなのですけれども、正確ではないのですけれども、大分前の名簿を見させてもらったところ、壮瞥町内の方は仲洞爺の方が中心に 7 名の名前が載っていたのですけれども、それは古い情報なので、今現在 7 名いるかどうかはちょっとわからないのですけれども、7 名以内くらい、正確でなくて申しわけないのですけれども、ぐらいの方が漁協の組合員になっているということでございます。

以上でございます。

○菊地委員 現状では 21 名ということで、あと 1 名、2 名、これからいなくなると自動的に解散というような形になるのでしょうか。それと、洞爺湖町でも地域おこし協力隊の支援として 1 名ここに携わってもらいたいということで公募しましたけれども、そういう部

分もあるので、解散がないように公募とかそういう部分で力を入れる、その方向性、考えはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。20名を割ると自動的に解散というのは、実は去年洞爺湖町の漁協さんというよりも、洞爺湖町の役場の方、漁協さんの事務局をやっている方だったので、その方に聞いたところ、そういうお話をされていたので、そういうお答えをしたのですけれども、大変申しわけなかったのですけれども、本当に20名を割ったら自動的に解散かどうか、確認をしたわけではなかったもので、ちょっとあやふやな答えをしてしまって申しわけなかったのですけれども、その辺は本当にそうかどうかはわからないといえますか、ちょっとわからないような状況でございます。

あと何でしたっけ。

〔「解散しないような取り組み」と言う人あり〕

○経済環境課長 済みません。今現時点ではこうする、ああするとかという考えとか方策を持っているわけではないのですけれども、もし漁協さんのほうから何らかの相談があったら、できる範囲でといいますか、相談には乗りたいなというふうには考えておりますけれども、今具体的に解散しないように何かないかと言われると、今は持ち合わせていないというような状況でございます。

以上です

○菊地委員 わかりました。

それでは、この事業の中身で、今年度はこの事業はどういうことをしていくのか。この事業を3年間行つての成果と、それとこの事業によってこの組合が今後活動というか、継続していけるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

今回の事業の内容ということなのですが、もともとの事業は平成28年度から30年度までの3カ年ということで、先ほど委員おっしゃったように、壮瞥町、洞爺湖町、あとは洞爺湖漁協ということで、50万円ずつで150万円というような事業でした。もともとの目的は、洞爺湖のワカサギですとか、ヒメマスとか、そういった資源の育成というか、あとは資源保護ということでの取り組みということになっておりまして、28年度のときにはワカサギの卵をふ化させるようなふ化の機械を購入し、またワカサギを捕獲する網を購入したと。そして、ふ化放流事業を行いました。29年、今年度につきましては、それプラス、ワカサギのふ化と、あとヒメマスのふ化をして、それを放流するという事業で、30年度も同じようにワカサギとヒメマスのふ化放流の事業ということを考えているようです。それで、ヒメマスのふ化については仲洞爺のふ化場でふ化して放流しますし、ワカサギについては洞爺湖町に臨湖試験場というのがありまして、そのほうで北大の協力を、両方ともなのですが、北大の協力を得てそういったような取り組みをされているということです。

それで、そういう事業、ワカサギとヒメマスふ化放流事業を行ってまして、成果とし

まして、資源もそうですし、水揚げというのでしょうか、漁獲というのでしょうか、それが着実に上がってきているし、資源も回復しているということで、良好な結果になっているということでした。この事業は30年度で終わって、あとは漁業協同組合のほうで独自というか、自力で運営していくということなのですからけれども、町の支援はこれで切れるのですけれども、北大の技術支援は今後も受けれるということみたいで、31年度以降漁協さんのほうで運営していくということなのですからけれども、運営については健全に運営していけるのでないだろうかというお話は聞いてございます。

以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、118ページ、商工費、商工費。

○森委員 商工振興一般で特産品開発の部分なのですからけれども、平成29年は実績がなく、30年は2件見込んでいるということで100万円計上してございます。まず、この具体的な内容がもし見えているのであれば、その説明と、それと農商工連携事業支援補助金50万ですから、これの具体的な事業の内容。それとテイクアウトコーナー検討事業の平成30年度実施の25万の分です。前年度は200万で今年度25万になっていますが、この実施の内容について説明願いたいと思います。

○商工観光課長 それでは、森委員のご質問にお答え申し上げます。

まず、特産品開発事業におきましては、残念ながら29年度は実績がなかったということですが、2件の相談がございまして、1件についてはそうべつフレッシュプラザのほうで新しい飲料開発に取り組んでいるということと、もう一件につきましては果樹農家のほうでフルーツのカット販売について、その活用する機械導入について相談を受けたということですが、このいずれの2件におきましても、事業執行のタイミング等が合いませんで、29年度の実績にはなりませんでしたが、引き続き検討を続けているという状況でございますので、こちらのほうは30年度の実績になるように鋭意努力して、また受益者と検討協議を続けていきたいと思っております。

それから、続きまして農商工連携事業でございます。こちらのほうにつきましても、29年度は活用見込みがなかったということで予算化をしておりますでしたが、30年度におきましては1件の相談がございまして、こちらのほうは従来平成27年度、28年度活用いただいたシードルづくりの皆さんのほうからでございますが、50万ということで以前の活用から見ますと少額ではございますが、これまでのシードル製造、それからスパークリングジュース製造に加えて、新しい取り組みといたしましてリンゴを使ったワイン製造、つまり炭酸の入っていないものです。こういったものの開発にチャレンジしたいということでございまして、こちらのほうは今までの炭酸入りの商品ラインナップではなかなか開封後保存がきかないということで、販路拡大についても制限があるということで、新しいこういった商品の開発に取り組みたいということで、その試作費用を計上させていただいて

いるという状況でございます。

それから、3つ目のご質問でございます。テイクアウトの事業でございますが、30年度につきましては25万円の補助金ということで、これまでの金額から見ますと大幅に減となっておりますが、こちらのほうは従前にも皆様にお話ししておりましたとおり、今後の施設の建設に向けた最終段階の試験というような位置づけと考えておりまして、より具体的に補助金になるべく頼らない開催、これは単発のイベントではございますが、1日か2日の開催に向けて、ほぼ広告宣伝費のみを計上して、また新たな参加者も募りながら試験イベントを開催したいということで、少額ではございますが、25万円の補助金ということで予算計上させていただいております。

以上です。

○森委員 農商工連携事業の部分で、これは今までのシードル、あれは実行委員会といたしましたか、今度はリンゴワインの製造に取り組むと、これもやはりどこかの会社に委託というか、恐らくももとの今まで委託しているところはワインの専門業者ということでしょうから、そちらのほうということなのか。要は商品を回しているだけで、これは農商工連携に本当になっているのかなと。結局農業者が本当に利益を受けている事業になっているのかなという部分について疑問でございます。ということは、誰でもできる口ききだけやっているような感じに見えるわけでございます。ですから、その辺が農商工連携やって地元の農家、地元の商業者といいますか、それと地元で工業が起こるような、そういう連携が本来の農商工連携でないのかなと。ただ口ききやって、品物できた。それは人に頼んでいるわけですから、いいものができるわけでしょうけれども、それは純粹の農商工連携とは言わないのではないかなという気がまず1つしております。

それと、特産品開発の部分でございますけれども、これは確認なのですが、もう既に品物はできていた。要は29年では実質できていた部分の後づけということの理解なのか、その辺の確認だけお願いいたします。

○商工観光課長 森委員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、ご指摘の農商工連携の事業でございますが、今現在実態といたしまして農業者、商工業者の具体的な利益アップにつながっているかという部分につきましては、商工業者につきましては今までになかった商品ラインナップができて、そこで利益を上げているということは一定の利益になっているかと思いますが、農業者、つまりリンゴの提供農家ということになります。そちらのほうは必ずしも有利な価格で原料を購入しているという状況にはなかなか至っていないということになりますので、この辺につきましては今後の課題として捉えながら、実行委員会の皆さんとまた協議をしていきたいと考えておりますが、それから農商工連携の農業分野、商工業分野の連携と協力ということでございますが、ただいま23件の参加者がおりまして、こちらの中に農業者、商工業者が入って、一緒に同じ席でけんけんがくがくとしながら商品づくりにチャレンジをしていっているということで、委員の皆さんのお話を聞くと、今までコミュニケーションなかった方と新しい取り組

みができているということで、そういった場の提供といいますか、そういった部分をつくったということは一つの成果だったかと言えるかと思います。

さらに、今後につきましては、シードル造り実行委員会の目標といたしまして、やはり町内での醸造所建設という夢に向かって動いていらっしゃるということでございますので、まだまだ具体性にはハードルはあるかと思いますが、こちらのほうも町としても必要な支援とか、そういったものを協議しながら続けていきたいと考えております。

それから、2点目の特産品についてのご質問ですが、こちらのほうは29年度につきましては何か賞品ができ上がったとか、機械を導入したとかという実績はございません。あくまでも今後の新年度の話ということで、継続協議検討しているということでございます。

以上です。

○森委員 私の希望なのですけれども、農商工連携事業、要は商品を新たに開発して、町の特産品まで育てていく、その辺については非常に理解するわけなのですけれども、まず究極の目的は町内で生産されたものを町内の人がかかわり合って品物をつくっていくということになるかと思いますが、例えばそれがどこで商品化する研究をするかということ、ノウハウを持ったそういう業者を頼るというのは、これも一つの方法かなと思うのですが、前に議会でも一度視察したことがあるのですが、道が出資して、たしか出している団体だったと思うのですけれども、ノーステック財団ですか、ああいうような、要はそれぞれの地域にあったものを、道内のそれぞれの各地にある商品を利用して道内産の商品開発という部分で取り組んでいるところもあるので、これはぜひそういう形で、できれば商品開発の部分まで含めて道内完結型、町内にそれ求めても無理でしょうから、そういう団体の活用も含めて、できれば町内で完結、さらに町内でなければ道内で完結するような形での商品開発をぜひ進めていただきたいと思いますと思いますが、よろしくお願いいたします。

○商工観光課長 それでは、森委員のご質問にお答え申し上げます。

委員のおっしゃるとおり、町内製造、生産、そして町内から道内、それから国内のほうに販売を拡大していくというのがやはり理想的な姿だということは私も認識しております。そこで、これからそこに向けてのノウハウという部分でのお話でございましたが、まず第一義的には現在生産、醸造を委託しておりますタムラファームさんですとか、そちらのノウハウを伝授いただきながら、実際の製造にチャレンジしていくという部分もありますし、委員のおっしゃったような団体を活用しながら、より現実味のある事業に展開していくという道もあろうかと思います。こちらにつきましては、実行委員会側といろいろと協議を進めながら、実行委員会の夢の実現に向けた取り組みについて町も必要な支援を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○長内委員 農商工連携支援事業にかかわって理解を深める上で質問させていただきたいと思いますが、今同僚委員とのやりとりを聞いていましてある程度理解もさせてもらったのですが、シードル実行委員会が今商品開発しておりますね。それで、リンゴのワインを

新たにこの事業でやっていきたいというのは、シードル実行委員会が母体でやるという捉え方でいいのかどうか。

それと、シードルづくりが一つの商品化されて、今、森委員のほうも指摘ありましたけれども、次のステップという部分に期待をしているということももちろんあるのですが、もともと本当のリンゴのワインというのはリンゴでできたシードルですよね。リンゴのワインというのは、昔壮瞥町も、菅原町長時代でしたでしょうか、たしかリンゴのワインをつくって販売した経緯がありますけれども、なぜ今リンゴのワインなのかという点をちょっと聞かせてください。

○商工観光課長 長内委員のご質問にお答え申し上げます。

まず、リンゴのワイン製造につきましては、こちらはシードル実行委員会が新たにチャレンジしたいということで、この実行委員会が取り組む事業になっております。

さらに、2番目のご質問にありまして、過去に壮瞥リンゴワインという製品がございました、販売されていたことも実行委員会側も既に知っていることと思いますが、こちらのほうは新たに今関係のできているタムラファームさんと、新たな技術的なノウハウをいろいろ伝授いただきながら、先ほど申し上げました将来の町内製造に向けて取り組んでいきたいということで、なぜ今リンゴワインなのかという部分については、先ほどちょっと触れましたが、今現在の商品ラインナップの中で全てが炭酸飲料ということになっておりまして、例えば一般的なバーとか、そういうところで使う場合に一度開封してしまったら飲み切りしなければならないというような製品の特性がありまして、そうしますと販路的には限定されてしまうということから、今後の販路拡大とか、さらに町内醸造の夢が実現した場合にその商品ラインナップとして新たに製品を加えていきたいという意図の中で今回チャレンジしてみたいということでございましたので、町としても支援していくということでございます。

以上です。

○長内委員 シードル実行委員会の取り組み、一生懸命農業者、商工、またその他の町民も含めて活動されていること自体は、頑張っていると思いますし、評価はしているところなのですが、今、森委員から指摘がありましたけれども、次の発展、シードルをベースとしてどう次展開していくのかという点です。指摘もありましたけれども、例えば地元で醸造所をつくって、雇用だとかいろんなことも含めて、それをメリットとして生かしていくということも1つなのでしょうけれども、もう一つは、具体的かどうかわかりませんが、壮瞥町に企業参入というのかな、そういう形で、そういうノウハウを持った会社が壮瞥町に試験的な部分も含めて来るという話もちょっと聞くのです。その辺の情報がもしあったら、具体的にその辺の狙いもあるのかどうかという点と、それから一般質問の町長の答弁であった特産品、町の特産品というか、特産品というのかな、要するに農作物の部分の中で加工のリンゴという話がたしかあったと思うのですが、今商工観光課なのですから、将来的には経済環境課も含めて農業セクションと一体化するというようなのです。

が、そういう考え方、加工のリンゴという考え方が1つは出ておりましたけれども、この辺もにらんでのことなのか。

今原料的に多分、加工リンゴが実は奪い合いというか、民間の雪合戦が縁で私たちのリンゴを使っていたいて、炭酸と、それから普通のジュースで販売されておりますですか、ほかの国産品のリンゴの需要が高まっていて、結構そういうものがあって、実は壮瞥自体の加工のリンゴは多分今不足ぎみなのかなという認識を持っているのですが、そういうものをもって例えば将来の壮瞥町の特産農産物として加工リンゴという部分を考えられているのかなと思いながら聞いていたのですけれども、そういう部分も含めて農業として農商工連携が加工のリンゴのニーズを高める、もしくはそれをやることによって果樹の産地として一定の面積を維持していく上で加工リンゴもその一つとして捉えて考えているのかと、その辺の部分もシードルの実行委員会も含めてトータル的に壮瞥の農商工という枠組みの中で考えられているのかどうか、その点についてお伺いしておきたいと思います。

○真鍋委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時37分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○商工観光課長 長内委員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、町内での企業参入的なお話だったかと思いますが、以前から京都の丹波ワインさんのほうでそういう動きがあるということではございますが、そちらのほうは実際ブドウの栽培ということですので、特に今リンゴを原料としたシードルづくりの動きとリンクしているという状況ではございません。

それから、加工用のリンゴという話ございましたが、先般の一般質問の中ですかね、経済環境課長のほうからご答弁していたかと思いますが、今現在実際にシードル造り実行委員会の内部あるいはその他の農業者と加工用のリンゴに具体的にチャレンジしていくとか、そういう動きまではまだ至っていないということでございますが、当然ご指摘のとおり原料の不足というのは将来的に見えておりますので、こういった部分も今後の動きの中で検討していかなければならない課題ということで認識しております。

以上です。

○毛利委員 今の特産品開発支援、この中でイメージがまるっきり湧かないものですから、ちょっと教えてください。フルーツカット販売、フルーツのカット販売がなぜ特産品のところに当たるのか、これちょっとイメージが湧かないので、内容をちょっと教えていただきたいのですが。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

フルーツのカット販売につきましては、町内でとれるフルーツを小間切れに小さくカットして、例えばカップのようなものに包装してきれいなこん包などをして、特に例えば若

い女性とか、そういう方向けに商品化をすとか、そういうような、機械作業で細かくして、きれいにパッケージして商品化するというような商品という、そのための機械ということで聞いております。

以上です。

○毛利委員 今の説明でわかりましたが、私はとてもそれは特産品とは考えられないと思います。それは、自分のところで自社でやっていただくしかないのではないのでしょうか。そう思います。

以上です。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

いろんな見方はあるかと思いますが、町内でとれた農産物に手を加えて付加価値を高めて、生の原料で売るよりも利益を得ていくというところが特産品開発の目指すところということでございますので、そういった部分では一つの新たな商品の形態というのでできるかと思っておりますので、こちらにつきましては担当課としては特産品開発の一つの範疇に考えていきたいと思っております。

以上です。

○毛利委員 わかりました。今後というか、今回は多分決まってしまうから、いくのでしょうか、今後そのような捉え方は余りにも範囲が広過ぎるので、改めてもらいたいと思います。

以上です。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

今後もさまざまな形態の商品開発のチャンレンジが出てくるかと思っておりますので、当然町として補助をして支援するということでございますので、その一つ一つの内容につきましては、本当に特産品としての価値、あるいは経済効果が生まれるかというのを見きわめながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○松本議長 ちょっと発言を慎まなければいけないかもしれませんが、私もシードル実行委員会に身を置いて、末席ですけれども、めったに出席しませんけれども、という立場でありますけれども、森委員とのやりとりを聞いておりました、いささか答弁の中にももう少し丁寧に答弁されたほうがいいのではないかという懸念を感じておりました。発言をしますが、お話ありましたように地元でつくって、地元でできて地元で完結できれば、それは理想でありますけれども、それに近づける努力をしながら、その過程においては当然ノウハウを持って先進的に進めていて、よりコストの安い、なおかつ質のいいところを探す。その結果として加工所を選んだわけでありまして、道内にもシードルをつくっている先進地はありますし、道外にもありますけれども、その中でなぜタムラファームだったのかというところの説明を一切しないで答弁されているのでは、実行委員会が選択した意味が伝わらないのでしょうか。その辺は明確に説明するべきだと思いました。

それから、毛利委員の話の中で、ご本人の考え方でフルーツをカットしただけでは特産品ではないのではないかという指摘ですけれども、答弁で今後も特産品の吟味をしていきます。それはそのとおりなのですけれども、今回提案された農家の方もそのことで付加価値をつけて売ること、当然機械を自費で購入して、その補助を申請されているわけでしょう。その判断が適切だったかどうかの明確な判断は示していただかないと、どういう判断でしたのかという辺が曖昧ではないでしょうか。やりとりを見ていてそう感じたので、質問しています。よろしくお願いします。

○商工観光課長 松本議長のご質問にお答えいたします。

まず、シードル造り実行委員会のなぜタムラファームさんということですが、こちらのほうは私の認識している中では、特に試作段階から青森県弘前市のタムラファームさんに視察に行きまして、そちらの取り組み、それからノウハウ、社長さんの考え方など共鳴されて、こちらとの連携が生まれたということで認識しております。その中で一時期ちょっと、条件的な部分で1年目の仕込みは丹波ワインさんという京都の会社ということになりましたが、その後2年目からはタムラファームさんとの連携の中でということで事業が展開されておりますので、今後も実行委員会としましてはそちらとの連携の中でいろんな技術、ノウハウを得ていくということで認識しております。

それから、2点目の特産品開発の部分ですが、ちょっと現状として認識が違っているかもしれませんので、訂正しておきますが、この事業はまだ確定したというわけではございませんで、導入のタイミングとか、そういったものについてまだ検討していますし、はっきりこれを導入し、それから補助金を出しますという確約もしているものではございませんので、その件だけ一応ご報告しておきます。

これをちゃんと吟味したのかという話ですが、これは再三のお話になってしまいますけれども、担当課といたしましては生の原料を一定程度加工され、新たなパッケージデザインを導入し、それを店先等で販売していくということについては、これはやはり町の特産品と、付加価値をつけて販売するということになりますので、町の特産品支援事業の内容に含めていくということは問題はないのではないかということで考えております。

以上です。

○加藤委員 私も農商工連携の事業支援補助金についてお伺いしたいのですけれども、シードル実行委員会是要するにシードルをつくって、今好評を得ているように個人的には思っています。ですから期待はしたいのですけれども、このままシードル実行委員会がどのような形で進んでいくのかなというふうにちょっと考えるわけです。その中で、将来に向けた運営計画とか、そういったものはシードル実行委員会を考えてられているのか、要するに会社設立とか。そういう中で責任持ったやり方でこういう補助金をいただきながら、さらに前向きに進んでいくというのが一番筋ではないかなと。今までいろいろ団体等をつくり上げて、補助金を使っていつているのですけれども、意外と評価されないで、そのまま終わっているという部分が多々多く感じられるのですよ、私。例えば奥洞爺にしてもい

ろいろやっているみたいですがけれども、今は何か全然目先が見えない部分。私も商工会の一員ですから、余り言えないですがけれども、だけれどもそういった部分に対しても期待があるわけですから、そういう中で補助金を受けていたわけですから、相当大きな金額。今回もそういう形で起用されて、今シードル実行委員会が先ほども言ったようにすばらしい結果は残されているのではないかと思いますけれども、将来的な部分についてお伺いしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○商工観光課長 加藤委員のご質問にお答えいたします。

今現在農商工連携事業の採択に当たりましては、この商品の生産から販売計画、それから5年後の販売の見通しまでということで、それらの生産、販売計画を提出いただいて、それを町のほうで吟味し、さらに農商工連携委員会にもかけまして、そちらでも評価をいただいてから、初めて補助金採択という流れをとっております。ということで、今回につきましてもそういう計画を新年度に入りましてから提出していただいたの事業採択ということになってまいります。ただおっしゃっている意味合いとしては、その後の将来的な計画、先ほど来話がありました町内での醸造所建設など、そういった部分についてというご質問の趣旨だったかと思しますので、その辺につきましましてはまだ具体的な年度ですとか、あるいは建設に係る費用的な部分とか、細かな調整とか、そういった情報についてはまだ未調整の部分がありますので、当然そういった計画についても今後町としてもお聞きしながら、いろいろな支援を行っていく形になろうかと思います。

以上です。

○加藤委員 大体理解はしますけれども、やはり独立運営という形でできるだけやっていただきたいです。その辺が見え隠れしてちょっとわからない部分ありますし、今初めて聞いて、5カ年という計画が出されて、それに基づいてこういう補助金が出されたということも理解させていただきました。しかしながら、そういう説明をいただかなければわからないし、ですから何を言おうとするかということ、農商工連携ですから、私が期待するのはそういう補助金を利用して事業をさらによくして行って、責任持つ会社設立をしながらやっていくというのが一番必要でないかと、結論はそこなのです。今実行委員会ですよ。補助金受けても、極端で申しわけないです。一生懸命やっている方々には申しわけないですけれども、ある部分で責任という部分が多少見え隠れするのかなと。それで、解散してしまったら終わりなのです。そこに会社とかそういうものがあると、存続するための一つの責任が出てくるのかなという感じが、私自身そういう感じがしていますので、その辺も受けとめていただいて、最終的に期待したいので、そういう責任ある中でやるとなると、さらにいろんな部分で何かさらに飛躍していけるような運営的なものができてくるのかなというふうな形でおりますので、その責任についてももう少しお願いして、要するにシードル実行委員会をさらに一歩踏み込んだ発展をお願いしたいなということで、改めて答弁をお願いしたいと思います。

○商工観光課長 加藤委員のご質問にお答え申し上げます。

確かに事業をこれまで展開し、実績を上げてきているという中で、一定程度の町の公的資金を使って事業を展開してきたということで、責任と申しますか、町民の皆さんの期待を背負っての事業かと私も認識しております。それで、自分の組織ではないので、はっきり言うことはできないですけれども、いろいろ実行委員会の皆さんとお話ししている中では、もうそろそろ過渡期に入ってくるのではないかと、今までのような1口幾らの参加型から実際に今後の事業計画の中で町内生産、製造を目指した会社組織の設立という部分においては、当然その中に入ってくる方、入ってこない方出てくだろうということで、そういった過渡期に來ているという話はお伺いしておりますので、今後そういう動きが生まれてくるのではないかと期待しております、そちらのほうの経過を見守りつつ、必要な支援は行っていきたいと考えております。

以上です。

○真鍋委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長　次に、120 ページ、商工費、商工費。

○佐藤委員　観光振興一般の中の北海道登別洞爺広域観光圏協議会について伺います。

この協議会は、2009 年の 12 月に発足していると私は認識しているのですが、発足当時は5カ年計画を策定して、それは26年で終わっております。そして、その後その活動が何か単発的で、現在私の認識ではどんな活動しているのかというの余り承知できないのです。例えばインターネットを開いても、お知らせが2014年、月は忘れましたが、そういう停滞している。そういう面で、今回3市4町がそれぞれ負担金を出していると思うのですが、壮瞥町は82万ですね、去年は79万、去年ということは29年度は79万でした。この面で各構成する市町はどの程度の負担しているのか、またどんな事業をしているのかということを、29年度はもう終わりますけれども、29年度の事業内容、そしてまだ終了していないと思いますけれども、その評価、そして30年度はこのように壮瞥が3万ふえているのですから、ほかの構成する市町も多分負担金は増額になっているのではないかと勝手に想像しているのですが、30年の各構成する市町の負担金だとか事業内容について伺いたいと思います。

○真鍋委員長　暫時休憩いたします。

休憩　午後　1時57分

再開　午後　1時57分

○真鍋委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○商工観光課長　ご答弁申し上げます。

まず、広域観光圏の事業展開内容についてでございますが、これは例年行っております事業の中でいいますと、例えば東北圏ですとか首都圏の主に学校に対する修学旅行誘致のプロモーション活動というのを構成市町の担当者を総動員して行っているというような事

業がございます。さらに、全ての部分に壮瞥町参加しているわけではないですが、毎年海外プロモーションということで、昨年はタイのほうに行きまして、現地の旅行会社との商談ですとか、観光PR事業を行ってきております。それからあと、新聞報道でよくありますインバウンドの観光者対策の手ぶら観光事業ということで、海外から来たお客様がホテル間の移動、あるいはホテルから空港、空港からホテルという中で荷物を持たないで移動し、利便性を高めるような事業などを行っておりますし、またあるいは広域の観光パンフレットとか、そういったものの作成、活用というのをやっております。

そこで、平成30年度の広域観光圏の負担金の部分でございますが、こちらは全部で7市町の構成になっておりまして、ざっくりとした数字でいいますと室蘭市が120万程度、登別市が230万程度、それから伊達市が96万、豊浦町が22万、壮瞥町が82万、それから洞爺湖町が130万、それから白老町が60万というような形で、合計につきましては750万の負担金ということになっております。それで、こちらにつきましては、毎年見直しがございます、その事業量から基本的に人口割合、基本割というものもありますけれども、基本割の上に人口割、それから観光客入り込み数割、それから宿泊者数割ということで金額が決まってまいりまして、当町といたしましては30年度82万円の負担ということになっております。

以上です。

○真鍋委員長 これより休憩といたします。再開は14時10分といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時10分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員 先ほど答弁いただきまして、取り組み等は理解することができましたけれども、長い間こういうこと続けてきているのですけれども、評価です。それについてどのように評価しているか、事業の評価です。それについてお話しいただければと思います。

○商工観光課長 佐藤委員のご質問にご答弁申し上げます。

登別洞爺広域観光圏の事業に対する評価ということでございますが、特に海外から来られるお客さん等に対して壮瞥町1町だけでPR等をしたということでは余りにも範囲が狭過ぎて、旅行の動機づけといいますか、インセンティブを高めるにはPR活動は難しいかなと思われる中で、登別と洞爺という北海道の有数の2大観光地が連携してさまざまなPR活動等を行うことによりまして、より外に向けてPR効果が高いというような取り組みができているということが一つの評価かと思われます。さらに、先ほど若干触れましたが、手ぶら観光事業のように特に空港間ですとかホテル間、それから駅とホテルなど、こういうところを結んだ広域的な動きに対する新しいサービスの提供というのは、やはり構成市町村の担当者の連携、あるいは担当者だけでなく観光協会等の連携の中で生まれてきた事業ということで高い評価を得ておりますので、こういった活動を今後も続けながら、内外

に対してPR効果の高い事業展開を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○佐藤委員 今評価わかりましたけれども、例えば手ぶら観光ということで、よく新聞で見るのは、報道で見るのは登別のことがよく出ておりますけれども、この観光圏で手ぶら観光に取り組んでいる地域はどこかについて説明願いたいと思います。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

こちらの事業につきましては、実は今年度につきましては行う時期等の問題、具体的に言いますと冬期にインバウンド観光客が多く来る中で果たして繁忙期にな動きをやるのかというような動きもありまして、今年度は見送り、次年度に改めて再構築して夏ごろにやるという試験になっております。それで、手ぶら観光、つまり今年度はそういうことで見送られておりますので、昨年度の状況でございますが、2月に北海道の交通の拠点である千歳空港、それから札幌駅、それから洞爺駅、それから登別駅、それから洞爺湖、登別の各ホテル等を結びまして、その中で1荷物の運送につき800円ということで、この料金をいただいて、今言った区間を1回搬送するということを行っております。この事業の展開につきましては、ヤマト運輸さんと協力連携事業のもと、あるいは北海道の広域観光機構等の協力連携のもと行っているということで、範囲といたしましては今申し上げた範囲で試験を行ったということでございます。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、122ページ、商工費。

○加藤委員 私は特定非営利活動法人そうべつ観光協会事業の中でお伺いしたいのですが、前段でこの資料を見させていただきましたのですが、その中で1点目は、地域情報収集発信事業の中でその他で37万3,000円が計上されているのですが、その内訳がないので、詳細についてまずお伺いしたいのと、2点目は、管理費の中で職員人件費の中で176万1,000円の増額になっています。これは、昨年と人数的なものは変わらないように私受けとめているのですが、結構大きな額が提示されているのですが、その内容についてもお伺いしておきたいと思います。

○真鍋委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時17分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○商工観光課長 加藤委員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目のご質問のその他の部分につきましては、申しわけありません。ちょっと今手元の資料にないものですから、後ほど調べ次第ご報告申し上げます。

それから、2点目のご質問でございますが、おっしゃるとおり、職員の人数については変更はございません。今回この人件費の増額につきましては、昨年来よりちょっと観光協会のほうからご相談を受けておりまして、これまで職員の給与、人件費につきまして非常に低く抑えられていたということがございまして、今まで給与体系というのもしっかり定めがなかった中で、ずっと長年にわたり低いまま抑えられていたということで、今回給与体系の見直し、整備におきまして、しっかりと待遇を改善してあげたいという要望の中から、金額のほうで増額要望が出てまいりまして、そちらについて予算措置をしたという内容でございます。

以上です。

○加藤委員 わかりました。人件費の中で答弁いただければ、ちょっとお伺いしておきたいのですけれども、事務局長と局員2名ということなのですけれども、その上げ幅、アップ、どのぐらいそれぞれにあるのかなということでもちょっとお伺いしておきたいと思います。

○商工観光課長 加藤委員のご質問にご答弁いたします。

まず、事務局長以外2名の職員がいるという状況でございまして、事務局長については賃金の額については据え置きということでございまして、まず事務局員1名でございしますが、30代半ばの男性でございます。こちらのほうにつきましては、金額にいたしまして65万2,000円のアップということで、率にしまして24%の前年比アップということになります。それから、事務局員補佐です。こちらのほうも正職員でございしますが、こちらのほうはこれまで通勤手当を含めて一切の手当がなかったということでございまして、そちらのほうは支給したいというような要望もございまして、金額につきましては86万1,000円のアップで49%アップというような数字の状況でございます。

以上でございます。

○佐藤委員 私も、今加藤委員が質問したように、予算説明のときには給与体系の制定によってこの金額、176万1,000円上がったという説明受けたのですけれども、外郭団体といえますか、そういう団体が今まで給与体系がなくてやっていたのが給与体系をつくりました。低いから上げてくださいと言ったら、町はそれに対応できるのかどうかです。その点が1点目。

それから、私この事業を見ていて、事務局員が汗を流す場面がほとんどないのでないかと見ているのです。例えば事業費一つとってみても、草刈り、樹木管理、82万8,000円と見えていますけれども、これは事務局がただやっただけと指示するだけでないかと思うのです。例えばヒマワリ畑整備にしても、私どういう運営しているかわかりませんけれども、2カ所で2回ですか、84万6,000円、これを、面積もわかりませんけれども、ただ土地を所有している人に種をまいてください、お願いしますで終わっているのではないかと思います。そういう面で、汗を流す場面がこの事業計画から見ても少ないのではないかと思います。そういう中で、今聞くと二十数%、四十何%というアップがありますけれども、

これについて私ちょっと疑問を感じますけれども、ほかの団体も、うちの団体は低いから上げて下さいといって給与体系を整備した場合、それに対応できるかどうか、それについて伺いたいと思います。

○副町長 今回の観光協会の補助金に関して大きなものが人件費のアップであります。これは相当以前から、確認をしますと給与規程が全くなかったという中で運営がされていたということでもあります。そういった中で、改めて給与規程を観光協会のほうで定めていただいて対応していきたいということの考えのもとにつくられたというふうに思っていますが、以前は、公の場では余り言えないのですが、最低賃金を下回るような額でずっと雇用がされていたということの実態がございます。そういった中で、その改善も含めて今回改めて給与規程を定めていただいたところだというふうに思っておりますが、ほかの団体等もございますが、町で補助金を出している商工会にしても上部団体の給与規程を準用してつくられておりますし、また社会福祉協議会についても町の条例、規則を準用して定めております。そのほかに堆肥センターとかもございますが、別に給与規程を定めて運用しておりますので、そういった流れからいけば給与規程は、法人ですから本来的にはないとだめな組織の構成のはずですので、そこはつくっていただいたという流れになっております。

上げ幅が今回はそういった昔からの中で整理をしていくと、現状の職員の処遇の部分を見ていくと町よりは相当低い額でいっていますので、そういった中では今回は対応せざるを得ないのかなということで予算を計上させていただいているという状況になっております。

○商工観光課長 2点目の質問に対しましては、私のほうからご答弁申し上げます。

確かにお手元にお配りしております資料の中身では、直接職員が手を使って作業するというのはほとんどないという状況でございますが、道の駅を新たに開設しましてほぼ10年経過ということでございますが、毎年右肩上がりに来場者がふえておりまして、さらに町内全域の観光入り込み数も順調にふえてきているという中で、観光客対応のカウンター業務については、繁忙期は特にその対応に負われているという状況もございますし、またその対応の観光案内のカウンターを設置し、細かな観光情報を提供しているということが道の駅のランキングの評価にもあらわれてきているところかと思っておりますので、そういった職員の状況とか、それから努力というのは理解していただきたいと思います。

以上です。

○佐藤委員 努力されていることはわかります。

そこで、今回230万の中で71万8,000円、観光関連施設管理運営事業として街路灯維持管理費が加わっておりますけれども、今まで従来この経費はどこで予算化していたのか、それについて伺いたいと思います。その施設の概要です。ただどこどこでなくて、どういう施設がこちらに移ったのかということです。それについて伺いたいと思います。

○商工観光課長 佐藤委員のご質問にお答えいたします。

こちらのほうは、実はちょっと資料作成の手違いでございまして、あたかも 29 年度に予算がなく、30 年度に出てきたように見受けられますが、済みません。これは、こちらの資料づくりのミスでございまして、29 年度につきましてもほぼ同額の支出がございまして、こちらのほうは壮瞥温泉地区の街路灯の管理運営費ということで、インターロッキングなどが敷かれている部分の観光的にデザイン等に配慮した街路灯の維持管理費ということでございまして、実はこの部分は町の補助金の算定に本来入っていない事業ということで、これは観光協会の単独の費用で賄っているというものでございまして、この表自体に載せることがちょっと資料の手違いだったということでご報告申し上げます。申しわけありませんでした。

○森委員 私も、そうべつ観光協会事業の先ほど同僚委員のほうからの質問もあったのですが、人件費の考え方で副町長の答弁にちょっと異論がありまして、お聞きしたいと思います。

というのは、待遇が悪いという、これは理解するわけでございますけれども、本来例えば町が設置した団体であれば町の給与体系使うというのは、これは当然だと思いますし、商工会のように上部組織で商工団体があれば、そういう組織の給与表を使うというのはわかるのですが、これはあくまでも特定非営利活動法人ということでつくられた法人でございますから、それに対する待遇の部分についてまで町がそれを加味してやるという必要は本来ないのかなという思いがいたします。ですから、あくまでも特定非営利活動法人が自分たちの範囲の中で事業展開すればいいわけでしょうし、ですから当然雇用する人数もそれなりに考えてやればいいということだと思います。

それと、議会のほうに資料を提出されてございますけれども、これは今やろうとしている事業内容だけ言っているのであって、議会のほうでお聞きしたい部分というのは観光協会がどういう形で運営されているか。ですから、歳入部分が加盟している観光協会の会員の方が幾ら例えば会費を納めて、そしてそれがどういう形で事業運営、この法人が、観光協会自体が運営されているかという内容を聞きたいのであって、観光協会事業が例えば事業費でこういう事業をやっていますよという細かいところを言われても、実質ここに出てきている数字というのは、例えば予算でいっている部分の総体の支出をただ羅列しているだけで、どういう形で運営されているかという、本来団体が行っている事業内容がさっぱり見えてこないということもあるので、この次からはこの辺の資料については出し方を気をつけていただきたいと思います。考え方。

○副町長 委員ご指摘のとおり、NPO 法人ですから、本来的にはその組織が考えるべきものだという認識は持っておりますが、これまでの町とのかかわりがありますので、この時点でそういった要求を受け付けないということもなかなか難しいのかなということで、今回は受けたということであります。観光協会の事業全体の流れというのは、決算時期がそれぞれ分かれておりますので、この 30 年度の予算に関して今時点でつけれるかという、多分無理かなというふうにも思いますので、その辺は観光協会のほうに確認をしながら

らということになるかと思いますが、できる範囲で資料等のほうについては検討させていただければというふうに思います。

○森委員 要は観光協会自体が、例えば町の補助金を幾らいただいていますよと、それから自主事業でどういう形で収入を得ていますよと、そういうものと実際かかっている費用はこれだけありますよという、そういう関係、バランスがあって多分年間の事業費ということだと思うので、これだけかかっていますよという部分だけ見せるのではなくて、実際観光協会自体多分自主事業もやっているはずなので、自主事業でどれだけの利益を得ていますよと、そういう観光協会としての事業内容が見えるものでなければだめだろうと。決算までは要らないまでも、例えば前年度でこれだけかかっていますよ。少なくとも、この事業費といいますか、補助金を算定しているわけですから、それなりの見積もりというのは多分あったと思うのです。というのは、歳入がこれだけあって、補助金をこれだけいただいて、そして総体の事業費はこれだけですよということが見えるものということで私は考えているのですが。

○副町長 委員おっしゃっている意味はわかりましたので、できる範囲の中で進めたいと思います。ただ、NPO法人ですので、利益を得る事業はできないということになっていますから、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

○松本議長 複数の委員が指摘したとおりでありまして、やはり突出が目立つわけですね。待遇改善もわからぬではないし、ましてや副町長の答弁のように最低賃金を下回るなんてことであれば、それは非常に問題であると、違う意味でです。ただ、上げるにしても、その上げ幅を決める場合、例えば法的責任があって、あくまでもあるのは法人のほうですよ、町ではありませんけれども、そこにあって、さかのぼって何年分を払わなければいけないとか、ないしはそこからさかのぼって経験年数をプラスしてこれだけ上げなければいけないとかというのが法的にあれば別ですけども、そうでなければ、現状でも不平不満あるにしても今働いている現状をベースにして考えていくのが僕は当たり前だと思います。雇用関係ですからね。それが嫌ならほかへ行けばいいだけの話なのですよ、言い方は悪いですけども。だとすると、本体の財政改革、行財政改革をうたって、住民にも痛みを分かち合うといいますか、それを強いるといいますか、そういう状況下にあっては、これはそのままのみにしてそうですかとはならないでしょうと、これが正直第一印象だと思います。事情があるにしても行き過ぎでしょうと言わざるを得ない。これ感想です。

もう一つ言います。道の駅ができて、観光協会もあそこに入って、現在は局長、そして局員が2人、今は来夢人の家も指定管理で、ただあちらには1人専従で行っていますよね。専従で行っていても、事務的なことがあるかもしれません。ただ、よく考えてください。当初何人いたかということです、観光協会に。2人ですよ。局長と局員。しかも、そのときから、具体的な数字は知りませんが、低い承知で入っているのです。そのときからいろいろやりとりがあって、多少の改善も含めて、雪合戦の北海道連盟、日本連盟の事務局も兼ねるというようなことを含めて事務経費、補助金をちょっとふやしましょう

かというような話もたしかあったはずであります。

カウンターができて、カウンターに常時いなければいけないと。特にシーズンオンのときにはということで、確かに要るかもしれないのだけれども、それが年間雇用で要るのでしょうかということもあるのではないのでしょうか。いっとき局長、今は役場のOBが行っていますけれども、以前は途中採用ですけれども、専任職員がいましたね。入れかわったりしていますけれども、国でしたか、道でしたか、補助金いただいて、そのまんま人件費に充てて3年間人がいた時代がありました。今局長以外に2人いらっしゃる1人は、女性の方はたしか商工会独自で補助金が何かいただいて、そこで臨時雇用か嘱託か、そういう条件で入った方ではなかったのでしょうか。僕はそういう認識でずっといたのですけれども、その方も含めて正職員になって一緒に上がっていく。しかも、今回85万か、倍ですか、これ。これはちょっと異様です。もっと言うと、適正配置はどうなのだろう。正直3人要らないのではないかと私は思いますが、多少ふえたにしても2.5で十分でないのでしょうか。局長ずっと行っていますけれども、再任用ではないですけれども、リタイア組ですから、そんな高くない。今回も対象になっていないみたいですから。それはそれを承知で行っているのでしょうか。

だから、確かに少しは待遇改善やるべきだ。一生懸命頑張っているのだと評価したとしても、本当に適正配置なのかということも気になるし、またこの上げ幅はどうなのかと。仮に2.5で嘱託なり月金の時間給であつたら、もっともっと安く済むのではないか、そういう方を選ぶべきではないか。本当はその法人が決めるべきことかもしれませんが、人件費まるっこの町が出しているのですから、その分の明確な評価をした上で、適正配置はこうあるべきだというふうなことを町が示すべきではないのでしょうか。社会福祉協議会も、事情は違いますけれども、居宅をやめましょうというのは、こういう事情で民間でやっている。だから、必要ない者は置く必要がないというようなことをされているわけですから、言い方ちょっと語弊あるかもしれませんが。適正な配置、適正な数、その上で考慮する分には理解しますけれども、いささかこれなら唐突過ぎてという気がします。それに、みんな納得するほど随分汗かいて大変ですからねというのが日ごろから感じていればなのでしょうけれども、そうでない質問。僕らも理解が深くないかもしれませんが、これが第一の印象と、経緯を考えますとどうもどうなのかなという懸念のままなのです。いかがですか。

○副町長 人の配置の部分については、観光協会のほうでどういうふうな配置でああいう体制にしたのかはちょっと承知をしてございません。確認をした上では、道の駅のほうに観光協会が入った時点から、女性職員を含めて採用したということで聞いてございます。その上で、今回の体制を見て、要望を受けて人件費の部分について改善が必要なのだとということでお聞きをして、最低賃金を下回っていたという事実が相当前からずっと続いてきたということを踏まえて、これはやむを得ない事情なのかなということで、観光協会に対して助成金をずっと続けて出していますから、助成金がなくなれば観光協会自体が存

続が難しくなるかなという観点から考えたときに、これは助成しなければやむを得ないのかなということで今回予算計上させていただいているという状況にあります。

待遇改善の部分が確かに突出しているというのは重々承知をしておりますが、月額給与を見ていけば、今までですと約 10 万切っているような状況で雇用していたということでもありますので、そこはそういう話を聞けばやむを得ないのかなということで今回こういう措置をしたというところであります。

○松本議長 諸事情あるのは当然そうなのでしょうけれども、言いたいのは、先ほども触れましたけれども、適正な数字かどうかという評価を当然観光協会内部ですべきなのですが、ご承知のように会長も理事さん、役員もほとんど非常勤だし、めったなことでは行かないのではないのでしょうか、よくわかりませんが。そうすると、ちょっと独自の中が見えないような、たまたま局長には役場のOBが行っていますから、その辺の状況はわかるのではないかと思います。肌で感じてですよ。僕も中身全部知っていてわかっているわけでもないですけども、めったに行くこともないですけども、確かに繁忙期カウンターにいてやりとりをしている姿も見ますけれども、以前局長が行って、男性職員だけいた時代も知っているわけで、そうするとプラス1は僕は多い気がしています。個人的にですよ。その辺のちゃんとした評価が必要ではないかと言っているのです。

その上で処遇するなら、それはそれで、言い方あれですけども、正職2の嘱託なり臨時で、臨時は臨時なりのちゃんとしたことを待遇して、その条件で来てくれる人を採用すればいいのであって、内部で組織を改編するので、こうこうしますということで整理すれば、当然その権利は主張されるでしょうけれども、ずっとそのまま3人がいなければいけないという義務は僕はないと思うのですけれども、そもそもそこまで置けないと、諸事情が、懐事情もあるわけですから。という感じがしますし、1,600万町からいただいたのを1,000万ですから、それを考えたら、どうなのですかという。そういう意味では、長くなりましたけれども、適正配置についての検討を続けること。当然会長さんもいらっしゃるし、理事もいらっしゃる、あるいは内部の局長もいるので、そういった事情を検証といいますか、評価といいますか、調査されることを望みます。

○副町長 議長おっしゃるとおりであります。今回この要望を受けるに当たっては、観光協会も一部指定管理を受けている団体にもなりましたので、その職員の配置のあり方については検討してほしいということで、事務局長、または役員の方にはお話をさせていただいておりますので、これからの運用のあり方で人の配置については若干見直しがされるのかなというふうに期待はしております。ただ、言われるとおり、適正配置をしていただいて、町としては補助金を減らしたいという思いは変わりませので、その辺はこれからも継続して協議を続けていきたいなというふうに思っています。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次、124ページ、商工費。

○佐藤委員 そうべつ情報館運営事業ですけれども、ここにあらわれていない。あらわれているとすると光熱費に関連するのですけれども、何年前でしょう、あの敷地内に農産物加工品の保存のための冷凍庫というか、冷蔵庫といいますか、それを設置した経緯があります。建設したその施設の利用状況について伺いたいと思います。年間の利用事業者数、利用者からいただく使用料、この施設を設置しての利用上の課題、そして設置してよかったとかという評価です。もう一度言います。年間の利用された事業者数、利用者からいただいた使用料、設置しての利用上の課題、そして設置しての評価です。この4点について伺いたいと思います。

○商工観光課長 佐藤委員のご質問にお答えいたします。

まず、プレハブの冷凍庫につきましては、平成28年度より設置いたしまして、ほぼ2年間の運用になったということでございます。利用実績につきましては、平成29年度につきましては3団体の利用がありまして、利用金額の合計、収入金額につきましては13万9,000円ということになっております。稼働率については、おおむね6割程度ということでございますが、この課題といたしましては、今後も展開してまいります。この冷凍庫が利用できますよという周知については適正な時期を見て広報等でご紹介していきたいと思っております。そういった利用者、それから利用数を伸ばすといったところが今後の課題かと認識しております。それから、評価につきましては、利用されている方からは、今まで一時的に冷凍保管するところが近くなって、例えば伊達の業者等をお願いしていたという状況がありまして、そちらのほうの利用金額が高かったということもありまして、その利用金額が安くなり、さらに商品開発の面で一時的に原料等を冷凍保管できるというメリットの中から、いろいろな商品開発にチャレンジできるようになったというような評価もいただいておりますので、今後も利用者の拡大について周知しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○佐藤委員 利用状況はわかりましたけれども、当初これ設置したとき、どの程度の利用があるかという予想は立てていたかどうかです。3団体というところはちょっと私は少ないのではないかなという気もしますけれども、余り多くても収納できないということもありますので、現在使っているそこに物を入れて、まだすき間というか、空間はあるのでしょうか、そのことについて伺いたいと思います。

○商工観光課長 佐藤委員のご質問にご答弁申し上げます。

当初当然その施設の規模積算については、この施設が100%埋まった状態であるということ、規模を算定しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、現在おおむね6割程度の利用率ということでございますので、まだ空間については若干の余裕がありますので、先ほど申し上げましたようにさらに活用拡大を目指して取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○高井委員 情報館運営する上で複写機の借り上げというのは、誰が使用するものなのか。

○商工観光課長 高井委員のご質問にご答弁申し上げます。

多分おっしゃっている意味合いとしましては、商工観光課が本庁舎に移動する後の利用ということについてのご質問かと思えます。こちらにつきましては、不定期ではありますが、岡田先生が資料室、執務室のほうで勤務されるという状況がありますので、そちらに今コピー機の配置がないということになりますので、これをそちらのほうに当てるということで今後の利用を考えております。

以上です。

○高井委員 今先生が来たときになかったら困るということなのですから、先生の部分を考えてももう少し使い方というのは検討する必要があるのではないかなと思うのですけれども。

○商工観光課長 高井委員のご質問にご答弁申し上げます。

おっしゃるとおり、一定の借り上げ費用が発生して借り上げているということでございますので、利用については今後いろいろと協議していきたいとは思っておりますけれども、基本的にはベースのリース料はかかっていきますが、使用枚数について使用料がどんどん上がっていくという状況は商工観光課が在籍している当初から見ると費用的には抑えられますので、今後の運用の仕方はまたいろいろ検討するといったしまして、今現段階としては先生の利用ということで考えております。

○森委員 高井委員と同じことなのですが、商工観光が本庁舎のほうに移動することによって、本来かかるべき部分は事務用品の部分についてはなくてもいいのかな。ですから、最初の消耗品の中で事務用品、それから新聞代、これも 25 万かかっています。それと複写機で 38 万 4,000 円、通常の施設の維持修繕に係る部分については、維持管理、修繕に係る部分については理解するのですが、昨年の予算でも 1,384 万 3,000 円、課が移転して、さらに消耗品だとか、複写機、事務用品等に係る費用がほとんど落ちていない状態、やや 30 万ぐらいは落ちていきますけれども、これは通常の見直しの中で落とせるぐらいの金額だと思うので、さらにあと 50 万、60 万は予算化しなくてもいい数字なのかなと。ですから、予算見たから使わなければならないということではないので、これから課が移ることによって、今指摘した複写機だとか消耗品の使用については考慮していただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○商工観光課長 森委員のご質問にご答弁申し上げます。

おっしゃるとおり、商工観光課が本庁舎に移動するということで、当然消耗品類の支出はなくなってくるということでございます。この予算の中で目立った部分で電気料の一部ですとか、それから先ほど申し上げましたコピー機の利用に応じて上がる部分については算定してある程度押さえておりましたが、消耗品類についてまだ確認が漏れていたところもありますので、それは必要な時期に整理するかということで内部で検討したいと思いま

す。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次、126 ページ、土木費、土木管理費。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、128 ページ、土木費、道路橋梁費。

○森委員 道路橋梁維持経費で、ことしから除排雪業務委託関係の費用を道路橋梁維持経費の中でまとめて見たと、こういう形での予算化に至ったいきさつがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○真鍋委員長 これより休憩といたします。再開は 15 時 10 分といたします。

休憩 午後 2 時 59 分

再開 午後 3 時 10 分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

平成 29 年度の予算まで除雪経費としまして除雪に係る委託料のみを計上していたのですが、道路橋梁維持経費の予算の中でも例えば需用費の中で建設車両と、あと除雪の車両の維持経費がまざって混合されていたり、あと手数料ですとか、自動車損害保険料ですとか、あと砂利碎石等でも維持の分と砂まきの分と一緒に計上しているようなケースであったために、ちょっとわかりづらい事業の分かれ方をしていまして、安全な道路交通の確保のための経費としては道路橋梁維持経費として今回一緒にさせてもらったということが経緯でございます。

○松本議長 私も道路橋梁維持経費で確認の質問をさせていただきますが、除雪費がそのような形で合体したのは理解いたしました。予算計上額で平成 29 年度は 3,000 万の計上、まだ補正されていませんけれども、減額の予算計上になっていますけれども、今シーズンの冬は随分極端な冬のシーズンだったと思いますけれども、極端に雪のないところからいきなり大雪になってと、そういった意味では除雪関係予算がどれだけ動いているのか、ほかのまちでは大幅な補正が必要だとか、億単位みたいなことも聞きますし、地域差があるようでございますけれども、壮瞥町の実態を把握していれば、お伺いしたいということでもあります。

それから、橋梁維持の関係であわせてお伺いしますが、オーバーレイという工事の名前をよく聞きますが、それはへこんだ穴ぼこというか、へこんだところを埋める工事という理解でいいのでしょうか。それが滝之町下立香線のオーバーレイという説明があったと思うのですが、感じるのですけれども、町道も含めて、特に道道がひどいのですけれども、湖畔の道路ですけれども、今も工事やっているのはガードレールの工事で、どうも

違うのですけれども、穴ぼこがひどいのです。何と説明したらいいのか。それは、副町長もいらっしやったけれども、うちの壮瞥温泉自治会の行政懇談のときも、行政に関係ないといったらないけれども、一応一般住民の声として、道道を走る大型が多いのと、その騒音、振動がすると、その一つの原因が多分その穴ぼこだらけということに懇談会でも出ていましたけれども、町道はそこまでないにしろ、そこそこ気になる。私が通っている山手線もそうですけれども、第2線はそうでもないですかね。感ずるなと思うのですけれども、下立香線以外にも結構多いのかなと。要するに大型車両が随分目立って、町道も含めて走行しているのではないかというふうに思うのですけれども、240万昨年よりはふやしていますけれども、どのぐらいやろうとされているのかということの規模です。予算のこともあるのでと思いますけれども。

もう一つ、その下に町道改修工事が500万という結構大規模なボリュームダウンしていると思うのですけれども、その内容もわかれば説明いただきたいと思います。

同じページですから、あわせて、中島1号線、これよく説明の中でありますけれども、交付金、その額で工事が変わってきますよという、工事の進捗が変わってくるというふうに理解していますが、一応延長1.2キロが全貌だと思うのですけれども、一応この5,300万の計上額には当然1.2キロの全容全て改修するということが入っているという計上で、プラスあと補償ですとか、土地の購入が入っていますけれども、要するに交付額の決定次第で補償や土地の購入をして、道路の工事のメーターを決めていくのか、距離決めていくのかわかりませんが、そんなスタイルで進めたいということの理解でよろしいのでしょうか。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

何点かあったと思いますが、順番に説明していこうと思いますけれども、まず除雪の関係でございますが、ここ二、三年程度、冬期間雪が非常に少ない。その前に比べると少ない年が続いておりましたが、それで平成29年度も委託する車両全ての稼働時間で約1,800時間分ぐらいの予算を計上しました。ことしは1月の中旬以降雪がふえてきて、3月の頭の暴風雪もあったのですけれども、2月末までで1,650時間程度稼働しています。3月の頭の分を入れますと、もう既に委託料が足りない状況に壮瞥町もなっております、この分は3月の今回の定例会の最後に追加で補正で上げさせてもらえればというふうに思っております。補正額は今のところ300万を予定してしまして、あと足りない部分については維持費の中でうまくやりくりができればいいかなというふうには思っているのですが、除雪はなかなか見通しが立てづらいものでもありますので、その中でうまくできればいいかなというふうには思っております。

それから、オーバーレイの関係ですけれども、実際工事をするのは滝之町下立香線、北の湖記念館から道道に抜ける道路、これ毎年少しずつ直してきていたのですが、あとたしか残り190メートルぐらいだったと思うのですけれども、それを来年度工事請負としては計上しています。議長言うとおりの穴ぼこなのですから、特にしばれが少しずつ揺るん

でくると亀裂に水が入って、朝晩しばれでその穴が大きくなって、そういうところを車両、大型車両の影響というのももちろんあるとは思いますが、大型に限らず、車が通るとその穴がだんだん大きくなっておということで、工事請負費は滝之町下立香線を予定しておりますが、その他の道路も春になると傷んでいるところが見えてきますので、それは同じ維持費の修繕料の中でそれぞれ直していく予定としております。

それから、滝之町中島1号線の関係ですが、一応1,200メートル残っておりまして、予算計上はその分に必要な工事費と、あと土地につきましては29年度までに終わった部分を除く残っている部分、補償費もそうですね、残っている部分を計上しておりますが、29年度も、国からの交付金ですが、要望額に対して大体3分の1程度の交付額しかなくて、ことしもある程度そういうことが予想されますので、その交付金の中でできるだけ用地を先行しながら行いながら、工事費の事業費と調整しながら工事は進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、130ページ、土木費、河川費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、132ページ、土木費、水道費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、134ページ、土木費、下水道費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、136ページ、土木費、住宅費。

○佐藤委員 30年度の予算書を見ますと、ところどころに土地借り上げ料という言葉が出ております。先ほど審議した中にも例えば298万9,000円とか、またこのページでは19万6,000円だとか、総務費でもあったと思うのですが、現在壮瞥町が土地を借り上げているところです。これは貸し主だとか借り主はわかるのですが、貸し主が誰とか、そんなことでなくて、総体で私いいと思うのですが、何件あって、面積何ぼで、土地借り上げの契約期間は何年から何年までと分けていただいて、最後に総額を示していただければいいのでないか。余り細かく書くと、あの土地は誰の土地だからとすぐわかりますので、そういうことを示すことは可能かどうか、個人情報に触れない程度で工夫してそういうのができるかどうか伺いたいと思います。

○副町長 町で借り受けている土地の一覧というか、総合計という意味合いですよね。差し支えない範囲ではお知らせすることは可能だというふうに思います。ただ、現状で今全体どうですかと聞かれると、各課単位でそれぞれ持っていますので、それらを集計した上で改めて議会のほうに提出するという形で対応はできるかというふうに思います。

○佐藤委員 なぜそのようなことを聞いたかという、今回土地購入費として1,670万

8,000 円が提案されております。これは、建部B団地、昭和 54 年から 57 年までかけて 4 力年計画ですか、そこで 3 棟 36 戸建設したところの土地と、その上に 1 棟 4 戸、これ全て足すと 40 戸の土地の代金だということがわかるのです。そこで、なぜそういうことを聞いたかという、そんなに年々土地代金を払っているのであれば、何か工夫して一括、これから一括して払っていったほうがいいのではないかなという気したのです。といいますのは、例えば先ほど誰からも質問出ませんでしたけれども、298 万 9,000 円、これは商工観光のほうです。土地借り上げ料ということで 298 万 9,000 円があったのです。そうすると、10 年借りると約 3,000 万、半永久的に借りるとこれ土地代よりも高くなっていくと思うのです。そういう面で、場所によってはやはり購入したほうがいいのではないかなという考えを私は持つのですけれども、そういう意味で質問したのですけれども、そういう面で私は今回購入することについては異議はありませんし、そういう意味を含めて先ほどの質問したということでご理解いただきたいと思います。

○副町長 町全体の土地の借り上げに関してのご質問だという前提でお答えをいたしますが、借り受けに当たってはそれぞれ目的を持って、必要最小限の面積での借り受けを行っております。当然買収したいという意思はございますが、それぞれ土地所有者の意向がありますので、それが町の考え方とマッチするか、しないかもあります。今回住宅費の中で計上している分については、土地の所有者の意向の関係でずっと借り上げをしていたのですが、今回整理をするということに申し出があって、合意をしたということでございますので、一律的に考え方としては十分理解はできますが、それぞれケース・バイ・ケースで今後も土地所有者の意向を踏まえながら対応していかざるを得ないのかなというふうに考えております。

○森委員 私も町営住宅維持管理事業の土地購入費の関係で、これは建部B団地の関係は理解するのですが、確認の意味もあって、この土地の内訳といいますか、面積、それと土地代算定の根拠だけ、もしあればお示し願いたいと思います。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

面積は約 6,800 平米になります。買い取りの金額の関係でございしますが、この土地の課税されている土地の評価額の 2 分の 1 の金額で買い取り額につきましては決めております。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、138 ページ、土木費、住宅費。

○佐藤委員 住宅建設費でちょっとお伺いしたいのですけれども、今回仲洞爺、29 年度で 1 棟 4 戸完成して、多分あそこに入居された方は今までの住宅と比べて快適な生活送っているのではないかな。完成した後私入ったことありませんけれども、町内視察で回って間取りなどを見せていただいて、古いところは何件か訪問して入ったことあるのですけれども、こんな住宅だったら素晴らしいなと思っていたのです。そこで、30 年度建設される。これ

も1棟4戸です。この間取りといいますか、それから形です。それについては29年度で建設した建物と同じ形をするのか、また新たに設計し直してするのか、これについて確認したいと思います。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

2号棟の間取りにつきましては、委員にも見ていただいた1号棟と同じ間取りでございます。ただ、1号棟を建設する中で本当細かいことでちょっとふぐあいが出たのは直しながら建設しますけれども、大きさですとか間取りは1号棟と同じでございます。

○佐藤委員 なぜ今確認したかという、この予算書見ますと上から3番目、仲洞爺団地実施設計委託料として160万計上しております。29年度も160万だったと思いますけれども、計上しているのです。ですから、同じ建物を建てるのであれば、私はここは一部手直しであれば、多分同じ業者に頼むのではないかなと私は思うのですけれども、設計業者です。そこで同じ建物、同じ間取りで一部変更であれば、160万って本当に必要なのかなという疑問が湧いたから質問したのですけれども、このことについて考えをお聞かせ願いたいと思います。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

この実施設計委託料ですが、まず基本設計の中では大まかな配置計画というのはつくってはい入るのですけれども、2号棟の詳細な配置場所の検討ですとか、あそこ29年度実施した分になりますけれども、あと1号棟の工事実施中に変更した箇所等の調整ということで、一部という言い方先ほどさせてもらったのですが、建築工事、電気工事、機械工事それぞれ発注している中で、建築主体工事だと5件程度であったり、電気設備ですと7つ、8つ程度、細かな建設をしながら修正する箇所があったのと、あとこの変更に伴いまして設計図書の作成を行ったり、数量調書、工事費積算のための資料の作成、積算は役場で行うのですけれども、そのための資料作成ですとか、あと次年度に向けて前年度中に建築確認申請等の手続のための資料作成をしなければなりませんので、その部分を含めて前年度に実施設計を行います。だから、30年度見ている分につきましては、3号棟を建てるための実施設計の分ということで委託料を見てございます。

○佐藤委員 そうすると、一部変更があるので、やはり29年度と同じような金額が想定されるということでここに計上していると理解していいのですね。私素人なものですから、どういう設計内容で幾らかかるか、そういうこと全然わからない本当のずぶの素人が今質問しているものですから、大変失礼な質問かと思いますが、そんな疑問が湧いたから、確認の意味で質問させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

私の説明もちょっと悪かったのかなと思いますけれども、本体全体の設計というのはその前にまとめてやっておりまして、それは年度ごとに違うものを建てるそれぞれ設計金額がかかるので、それは経費削減の意味も入れて同じものを3つつくるということで、大きな設計は一番最初にしているのですけれども、実際工事をしながら、ところどころとい

うか、何カ所もあるのですけれども、変えないとだめなことが工事中にはやっぱりありまして、それを次の年度の建設に反映させるために変更する部分の設計一部を変えるという部分の設計を行うものでございまして、本体全部の設計というのはもう既に行っているものでございます。

○松本議長 建部B団地浴室等改善工事でお伺いしますけれども、昭和54年から平成元年までに建設された4棟40戸を順次、4年間ですか、居住性の向上のために改善工事を行う、改修を行うと。ユニットバス化、給湯ボイラーの設置、内窓のサッシ化などということなのですけれども、3,060万、これ12戸ですから、割り返すと250万ぐらいの単価になるのですけれども、なかなかのボリュームですけれども、確かに昭和54年から平成元年までと、老朽化した公住で、その施設、設備も老朽化したりしていたのでしろうし、いろいろあったのでしろうけれども、こういったものは、要するに例年経年劣化でひどくなったユニットバスを自分からユニットバス化したり、給湯ボイラーにかえてみたり、内窓をサッシ化したりなんていうことをする方というのはいないのでしょうか。あるいは、してはいけないものなのでしょうかが1つ。

もう一つは、仲洞爺団地の整備工事、1棟4戸の9,730万、1棟4戸です。割り返すと2,400万、一戸建てだと豪邸が建つような数字ですけれども、この建設で、これも当たり前かもしれませんが、住宅移転補償費84万5,000円、要するに一時出て、また戻るという経費も持たなければいけないと。先ほどのユニットバスの入れかえですと入浴券、安いですが、3万3,000円を配らなければいけないとかという、全て貸すほうが全部それをしなければいけないという義務がこれは生じるものなのではないかと。建物の場合にはそうなのではないかと、そこまでなのだなと。実際今度入居した場合の公住の料金、利用料というのは、おのずとグレードが上がったら上がっていくものなのではないかということの確認です。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

建部のB団地につきましては、もともとお風呂を設置するスペースはついている。昔の公住の規格の中で建設をしているので、多分そのときの制度の中でつけていると思うのですが、お風呂をつけるスペースはあるのですけれども、お風呂はついていないという住宅でした。そこに浴槽ですとか釜を置くというのは個人の自由というか、もちろん役場には住宅を変える場合には届け出というか、お知らせはしてもらいますけれども、そういう場所で皆様お風呂を設置して使っていたという状況だと思います。ユニットバスを置くだとか、大規模な改修になりますと、それは公営住宅でございまして、その方がずっと住むわけではなくて、転入、転出はありますから退去や入居ありますので、その辺は町としても許可できないかなというふうには思いますけれども、そういう状況で使われていた住宅につきまして今回、議長おっしゃったとおりユニットバス化ですとか、サッシ化ですとか、あと混合栓の設置だったり給湯設備を設置するという工事でございます。

それから、補償の関係でございますが、これは町が建てかえをしたときにそれに係る経

費、住んでいる方が引っ越しなりに係る経費は町が負担することになっておりまして、これも補助金をもらって、それも補助金の対象になっていまして、対象にするためにというわけではないのですが、一定の基準がある中で計算をして、金額を決めているところでございます。

それから、住宅料のアップという部分で、仲洞爺の団地につきましても、入っている人ですとか、2LDK、3LDKによって、入っている人というのは階層によって上がり幅は違いますけれども、一定程度仲洞爺団地でも上がりますし、B団地につきましても公営住宅の住宅料の計算というのはもともとの金額からいろんな係数を掛けながら、金額が古くなれば安くなるしという部分もありますけれども、係数を掛けながら金額を出していきますが、その分の係数が変わってきますので、住宅料は上がっていきます。詳しい金額、済みません。ちょっと手元にないのですけれども、B団地の改修によっても住宅料については上がるということでございます。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次、140 ページ、土木費、都市計画費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、142 ページ、消防費、消防費。

〔「なし」と言う人あり〕

◎延会の宣告

○真鍋委員長 お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

あす午前10時に再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

(午後 3時40分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員

壮瞥町議会予算審査特別委員会会議録

平成30年3月16日（金曜日）

○付託事件

- 議案第18号 平成30年度壮瞥町一般会計予算について
議案第19号 平成30年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について
議案第20号 平成30年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第21号 平成30年度壮瞥町介護保険特別会計予算について
議案第22号 平成30年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について
議案第23号 平成30年度壮瞥町農業集落排水事業特別会計予算について

○出席委員（8名）

委員長	真鍋盛男君	委員	森太郎君
副委員長	高井一英君	〃	加藤正志君
委員	佐藤忖君	〃	長内伸一君
〃	菊地敏法君	議長	松本勉君
〃	毛利爾君		

○欠席委員（0名）

○説明員

町長	佐藤秀敏君
副町長	杉村治男君
教育長	田鍋敏也君
会計管理者	
	小松正明君
税務会計課長	
総務課長（兼）	作田宏明君
総務課参事	庵匡君
総務課参事	上名正樹君
住民福祉課長	小林一也君
経済環境課長（兼）	阿部正一君
商工観光課長	齊藤英俊君
建設課長	工藤正彦君
生涯学習課長	山本貴浩君

選管書記長(兼)	作 田 宏 明 君
農委事務局長(兼)	阿 部 正 一 君
監委事務局長(兼)	齋 藤 誠 士 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長(兼)	齋 藤 誠 士 君
---------	-----------

◎開議の宣告

○真鍋委員長 ただいまより本日の会議を開きます。

(午前 10 時 00 分)

◎会議録署名委員の指名

○真鍋委員長 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長において菊地敏法委員、毛利爾委員を指名いたします。

◎議案第 18 号ないし議案第 23 号

○真鍋委員長 昨日の加藤委員の質問について、後刻答弁することになっていました件につきまして商工観光課長から答弁いたします。

○商工観光課長 昨日の加藤委員のご質問に対しますご答弁申し上げます。

ご質問につきましては、30 年度のそうべつ観光協会の事業費の中でその他に分類されている部分の内容についてのご質問だったかと思います。金額といたしましては 37 万 3,000 円ということで、うち 30 万が冬場のにぎわい創造ということで、クリスマスに向けた施設内外の装飾、それからクリスマスに向けたイベントの開催計画ということの費用でございます。さらに、7 万 3,000 円につきましては、毎年作成しております観光案内マップ、チラシ 1 枚の壮瞥町の細かい観光名所などをご案内したチラシの作成に 7 万 3,000 円という費用の計画でございます。

以上です。

○真鍋委員長 議案第 18 号 平成 30 年度壮瞥町一般会計予算について議題といたします。

質疑を継続します。

予算に関する説明書、事項別明細書、歳出について、一般会計 144 ページ、教育費、教育総務費から。

○佐藤委員 これは教育全般にかかわることで最初にお聞きしたいのですが、児童生徒の今後の動向です。といいますのは、これから私たち壮瞥町の教育について考える上で大切な基礎となる児童生徒の今後の動向、それに対処した予算や施設整備について考える上からも私は参考にしなければならないと思いますので、30 年度から 34 年度までの 5 年間の各学校の児童生徒数と学級編制はどのようなになるのか、この点について最初に伺いたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

まず、今年度 30 年度から 34 年度くらいまでの各学校の児童生徒数というところと学級編制というところでございますが、昨年の 5 月 1 日現在で推計した数値がありますので、各学校ごとに申し上げますと、壮瞥小学校におきましては 30 年度 108 名、31 年度 98 名、

32 年度 93 名、33 年度 87 名、34 年度 81 名。久保内小学校においては、それぞれ 9 名、6 名、5 名、6 名、8 名、最終の 34 年度が 9 名になります。壮瞥中学校ですが、30 年度 59 名、以下それぞれ 67 名、70 名、68 名、34 年度が 57 名ということでの現状の住民基本台帳をベースにした数字でございます。学級編制につきましては、その時々の特設支援学級に所属をするというか、となる児童生徒数によって上下はするものの、現在壮瞥小学校においては通常学級が 6 学級と特設支援学級が 2 学級、それと久保内小学校 2 クラス、壮瞥中学校については各 1 クラスの 3 クラスあるので、おおむねこのような配置、編制で進むのではないかとこのように推計をしているところでございます。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、146 ページ、教育費、教育総務費。

○佐藤委員 一番上の室蘭・壮瞥情報教育ネットワークシステム共同運用負担金、これはずっと変わらないので、いいのですけれども、この共同運用のシステムです。そして、これをシステムをどのように学校教育の中で生かしているか、活用しているかについて伺いたと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

このシステムについてでございますが、室蘭・壮瞥情報教育ネットワークシステムの共同運用負担金ということで例年 75 万円の予算を計上しているところでございますが、この運用につきましては室蘭、登別と、共同電算とはまた違って教育システムに関係する主に教職員のパソコンのネットワーク、外とのネットワークですね、それとメール等、これを教育関係で 3 市町で共同運用しているものでございまして、この内容につきましては、各教職員と各学校間のメール送受信ですとかインターネット検索等において活用されているところでございます。ですので、日々毎日私たち役場職員と同じような環境が備わっているということになります。この部分においては、均等割、人口割という形での負担という形になり、均等割が 5 %、人口割で 95 %の割合と積算をされております。このシステムは、そういうふうな使い方のほかに、当然のことながら何か障害があった場合のヘルプデスクも室蘭市のほうで管理をしていただき、機器の保守ですとか、あとは何か問題があったときのヘルプデスクの対応もこの中で事業として行っているというものでございます。

○佐藤委員 今聞いてわかりましたけれども、これは壮瞥が均等割だとか、またはそういう計算でやっておりますけれども、人口の多い室蘭などはこの事業にどの程度負担しているのでしょうか。もしもおわかりになれば、伺いたしたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

先ほど言いました均等割 5 %、人口割 95 %ですので、やはり住基人口の多い室蘭市においてはその負担割合というのは多くなります。均等割につきましては各市町 21 万 6,000 円で割り返しております、その前に負担総額につきましては 1,296 万円という形での予算

を組み、その中で均等割が今言った 21 万 6,000 円、室蘭市においては 95%の部分においては 770 万円ほど負担をされているという形になります。ちなみに、登別におきましては 436 万円程度が人口割という中で負担をしていただいていますので、当町においては均等割と人口割ほぼ同額になりまして、人口割部分におきましても 23 万円程度の負担という形になっているところでございます。それと、これがサーバーの部分の登録部分ですので、それ以外の費用も含めると 75 万円程度、サポートデスクの負担部分ですとか、それらも含めると 75 万円弱での部分になるということになります。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次、148 ページ、教育費、小学校費。

○長内委員 まず、小学校運営事業にかかわることと思って質問させていただいているのですが、これは小学校、中学校、それから高校まで幅広くかかわる部分なのですが、この部分の中で質問させていただきたいと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

教育長の平成 30 年の教育行政執行方針をお聞きをいたしました。その中で、コミュニティ・スクールの充実と信頼される学校づくりの推進ということで語られておりますが、これは今小学校、中学校、それから高校でも学校運営協議会という中でコミュニティ・スクールの部分も議論されていることかと思っておりますが、実際どのように取り組まれているのか、その成果につきましても現段階でどのように評価されているのかお伺ひしたいと思ひます。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

まず、コミュニティ・スクールにおきましては、委員ご存じのとおり、平成 27 年の 4 月に町内の小中学校にコミュニティ・スクール、これは学校運営協議会を組織するシステムということでコミュニティ・スクールを導入しています。その中で、各委員さんにはその地域の事業者ですとか、保護者なども入っていただきながら、地域が学校を支えるということで導入をしております。29 年 5 月には、新たに町立の壮瞥高等学校にも学校運営協議会を設置をしてコミュニティ・スクールを導入してきたということになります。この導入の傾向なのですが、道内 178 市町村中、現在導入済みが 54 市町村になります。30 年度までにさらに 54 市町村が導入する見込みであるという道の集計結果もあります。ですので、今後ここ 2 年ぐらいの間でおおむね 80% ぐらいまでふえることを見込んでいるということでございます。

当町においては、27 年 4 月に学校評価を主体とする形で導入をしてきております。この学校評価を基本としながら、それをもとに学校運営の改善をしていくということの中で進んできておりましたが、29 年度においてはさらに進んだ取り組みとして、久保内地域では学校を支援する組織として P T A と地域の住民の方のボランティア、これが合流した P T C A 組織が先進的な取り組みとして、学校の例えば授業に地域の方が、音楽の授業ですと

か、書写の授業ですとか、そういうところに参画をしてきているという流れができ上がってきている。ですから、学校を評価する。そして、学校運営を改善していくという面、これに学校支援という部分が 29 年度新たに加わってきたというふうに評価をしているところであり、この流れをほかの校区、壮瞥の校区にも広げられるような今取り組みをしているところでございます。

○長内委員 道内でも先駆的といいますか、早い時期から学校評価委員の部分を含めて取り組まれている。私も久保内小学校と、それから壮瞥高校の学校運営委員にもなっておりますので、ある程度の流れというのは理解しているつもりでお話をさせていただいているのですが、幅広い、例えば学校関係者と保護者だけでなく、地域の幅広いいろんな視点からの意見ですとか、協力ですとか、地域含めてのそういう部分の中で学校運営をしていくという、これは方針の中に述べられておりますけれども、新しい学習指導要領にも生かしていくという意味も込められているのかなと思っております。そういう意味では、当町として早い時期から取り組まれている。ある面で小さい町だからこそ早く取り組める。それが即現場といいますか、地域にもつながっていくという部分では、私も参加させていただいております、評価をしているところであります。

幅広い知見というのですか、そういう部分が学校の中で協議されている。非常に私も興味深く聞いて、例えば久保内小学校ですと本当に 1 桁の、今生徒の推移のお話もありましたけれども、1 桁の生徒数の中で運営されているという中で、学校と生徒数の関係も含めて、我々なかなか保護者の立場から離れるとそういう状況を聞く機会がないのですけれども、例えば小規模校ですと複式学級が多くなって学力が低下するのではないかなというような言われ方をすることがある。ところが、久保内小学校では学力テストは全国の中では相当高いレベルに今ありますよね、そういうことがわかるとか、小規模校ならではの特徴やよさという部分がその中でいろいろ語られると。地域もそういう面では目を向けて、学校に第三者というよりは、むしろ当事者のような気持ちと一緒に学校運営にかかわっていくと、そういう部分の効果もあるのかなと思いますし、例えば高校においては、私は農業者の立場でかかわっていますから、そういう意味では地域の農業とのかかわりですとか、担い手の問題ですとか、そういう部分でいろいろ幅広く議論される。それがフィードバックされて、学校の運営にもつながっていくということが非常に重要なことかなと思って参加をしております。

ただ、1 つ気になるのは、気になるといいますか、感じるのは、その運営協議委員のメンバー、それからたしか高校には議員の立場で参加されている方おります。当然保護者や、そういう関係もいらっしゃるのですが、そのいろんな議論の推移なり、まとまったものがどういう形で生かされていくのだろうかというのは、教育委員会は当然かかわっていますから、それを教育行政に生かしていくということはわかります。町の行政の中にそれがどう認識されて、町行政にどう生かされて、町行政として教育、要するに学校教育としてどう考えてどう生かしていこうかということにどういう形でそれが情報として及んでいるの

かという点をお伺いをしたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

この学校運営協議会の活動の流れにつきましては、年３回、春と、あと冬の間のもう一回、各学校の授業ですとか行事等を見ていただいた中で、どう学校支援をして学校運営の改善に手をかけて手助けをしていくかということを経年にわたって行っていくわけですが、その中でも、例えば学校評価の部分におきましては今回の教育行政執行方針に基づく共通取り組みの目標を各学校に示して、それをもとに各学校が独自の具体的な取り組み目標を定めていくと。自己評価を踏まえて分析をし、改善点を挙げて、各学校運営協議会のほうにかけて、その内容で評価をしていただいて方向性について意見をいただくと。そして、学校運営協議会の意見をいただいたものを今度はこちらのほうで教育委員会のほうに提出をしていただいた後、第三者の目でその辺の評価を再度、学校運営協議会の意見を踏まえた内容を再度検証し、それを確定をさせて学校にフィードバックさせていくと、それを来年度の具体的な目標策定と改善につなげていただくという一連の流れをＰＤＣＡサイクル行っているところでございますが、町長部局については教育委員のほうからもその流れを、結果をきちっと示したほうがいいということのご意見もあり、今年度の評価書等につきましても町長のほうに具体的にペーパーを持って行って、私のほうから具体的に各学校の状況とその評価について説明をしてきたところでございます。今後その内容につきましても、きちっとした報告を町長部局できるように教育委員会のほうから説明をしてまいりたいと思っております。

○長内委員 私もその議論に参加していて、当然今答弁にありましたとおり、教育行政だけでそれを掌握して、教育政策としてだけ生かすということにそもそも無理があるだろうと思っているのです。それが町長部局と要するに情報を共有して、広い形の中でそれを生かしていくという視点が極めて重要なのかなと思っています。例えば例挙げますと、小規模校の例えば久保内小学校は１桁が続いています。これは、そういう人数に応じた教育をしていくというか、教育的視点としてはそれはそれで結構だと思うのですが、同時に、今後どうなるかわかりませんが、小学校の生徒数に応じた今後のあり方ということですか、生徒数がふえるということは当然いろんな施策が伴わなければならない。教育だけのことで無理がある。例えば定住対策や幅広い政策の中で、１桁の生徒数を少しでもふやしていくような施策が同時に伴わなければ、減った人数をもとにだけの議論にしか終始していかない可能性がある。小規模校のよさを生かしながら、なおかつ地域の部分の政策としてどう生かしていくかという視点が大事だと思いますし、農業高校においても地域農業科と学科転換したとおり、例えば農業の分野でいえば地域の農業とどうかわりを持って地域農業にもある面で貢献をしていくかということも、全体の政策の中で高校も含めた中でどうあるべきかという議論が必要なのかもしれません。そういう部分で広い議論にしていって、共有してそれぞれの学校の運営に当たっていただくということが、私は議論を通じながら感じることは重要でないのかなと思っています。

そして、これは全国的に取り組まれていると思いますが、町長も平成 29 年度からですか、壮瞥町総合教育会議という形で、ごめんなさい。28 年からですね。28 年、29 年と会議が行われております。これは、新しい取り組みだとは思いますが、そこで情報を多分共有するという場を持たれるのでしょうか。その 2 回の議事録読ませていただくと、全てほとんど壮瞥高の将来の話です。当然それが 28 年度と 29 年度議論ありましたけれども、28 年、29 年で 180 度変わるような議論がなされて、相当議論があったと。これだけで、年に 1 回しかできない会議ならそれはそれで、だけれどもこれはたしか回数の定めはないというお話を聞いておりますから、そういう面でいうと、高校の議論も大きな議論だったわけですが、さまざまそういう議論が本当は町長部局との中で整理された中で議論されるという、その土台の一つにコミュニティ・スクールなり学校運営協議会の議論が私はあってしかるべきだろうと。もう少し壮瞥町総合教育会議の中でそれぞれの課題というのをしっかり議論されて、そして学校教育の今後について議論される必要がある。

その中には、例えば小学校の生徒数の問題もあるでしょうし、中学校でいえば壮瞥中学校の新築の議論が町政懇談会にも示されましたけれども、そういう議論の一つのベースにもなっていくでしょうし、高校としては存続も含めて議論につながっていく。ある面でいったら、フィンランドの国際交流もその根底にはあるのかもしれない。そういうことを早い段階から教育会議の中で、教育長、町長を中心にしながらその辺の合意形成なり、情報共有なりというものをしっかり図っていく必要があるのではないかと考えますが、その点について教育長並びに町長からお考えを伺いたいと思います。

○教育長 今長内委員からあったご発言についてでございますけれども、教育行政を預かる者として町政全般にこの教育はどういうふうに影響を与えいくかということは常に意識をしながら進めさせていただいているところであるということは、ご理解いただけるかなというふうに思っております。

それと、今挙げられました小学校、高等学校も含め、またあと社会教育の事業につきましても密接に町の主要な施策と関連するところであるという認識のもとで、これからも、今まで町長部局、町理事者とともに進めてきたように思っておりますけれども、より大切な案件で、今後はより緊密に情報交換と意見交換をさせていただきながら、今までもそうでしたけれども、今後も進めてまいりたいと、このように思っております。

○町長 教育行政につきましては、町長部局も決してかかわっていないわけではありませんけれども、主に教育委員会のほうに担っていただいているわけでありまして、今ご質問のコミュニティ・スクールにつきましては、導入時からいろいろとお話は聞かせていただいておりますし、取り組み内容につきましてもお話を伺っております。特に久保内小学校のほうに早く取り入れたということもお聞きをしておりますし、また地域と家庭と学校と、本当にすばらしい結びつきで、教育あるいは子供たちの育成について本当に地域の皆さんの力をかりながら進めているということはお聞きをしております。

また、改善すべき点はどういうものがあるのかということは、今のところちょっと頭に

ないものですから、これは失礼かもしれませんが、また後で答弁させていただきま
すけれども、いかに健やかに子供たちが成長して教育に臨める環境をつくっていくかが僕
は大事なかなというふうに思っております。久保内小学校ではなくして、町内の全ての学校、
小中学校がそういった環境になっていくことが望ましいことでありまして、日々常にいろ
んないい面を取り入れていくことが大事だろうというふうに思っております。

○松本議長 小学校運営に関して伺います。

昨年の 12 月に久保内小学校保護者アンケート調査結果について議会にも配付されまし
た。保護者、在校生、先生、地域の方々のアンケート、それから意見調整の結果が集約さ
れて、説明を受けました。いろいろな、概してとか、一律にとか、まとめて整理できる
というような回答ではなくて、それぞれいろんな意見があったと思います。地域性を生かし
た、あるいは地域が持っている社会的な、あるいは歴史的な、人的な背景をもとに特徴の
ある教育をされているということが強調されておりましたし、そのとおりなのだろうと。
もう一つ、少人数であるけれども、学力も評価が高くて、少人数校としてといいますか、
それをうまく活用したという言い方変ですけれども、生かした教育されているというこ
とも書いてございました。

ただし、あくまで個人的な考えでありますけれども、果たしてそれが全てなのかという
考えであります。どう考えても少人数あるいは複式学級よりは多少、基本的というか、あ
る程度の一定人数で教育はあったほうがいいたろうし、子供たちにとっての教育環境もい
いのではないかと個人的には思います。ただ、小規模校を否定するわけでもないし、その
現状を否定するわけでもない。いろんなことがある。その評価も認めますけれども、ちな
みに学力は全体、つまり分母が小さくなればなるほど平均は大きく動きます。恐らく今優
秀な方、優秀な児童が多少多いのでしょう。そうすると平均はぐっと上がったたり、そう
でない場合はぐっと下がったりもします。ちなみに、自分の子供が中学に通ったときも久保
内のほうが平均が高い。理由は、少人数だけれども、優秀な子がいらっしやったからなの
です。それが是でも非でもないのですけれども、私が言いたいのは、そういう評価は当然
必要なのだけれども、このアンケート調査の結果及び適正配置方針の 25 年の策定の中で
中学校の統合等を経過して、久保内小学校の位置づけとして可能な限り存続されることが
妥当であると。批判ではないですけれども、どことっても足してずっと下に落としたよう
な表現にならざるを得ない。可能な限り存続するというのはどこまでなのだというこ
事になると思います。

実際児童数を見ると 9 から、最低で 5 ですけれども、8 にまた戻ったぐらいにして、そ
れは地域にいらっしやる。その数字が可能な限りということであれば、ずっと続くとい
うことですよね。それはそこでそう決めるというのならそれはいいのでしょうけれども、そ
うでなくて、教育委員会教育長の行政執行方針においても、児童数の減少が顕著であって、
そのあり方について保護者と意見交換を実施するなど検討を行っておりますが、教育委員
会としても今後も子供たちにとって望ましい教育環境づくりを検討継続していくとおっし

やっているわけでありますけれども、継続検討していくのはずっと続けば、別に結論を急いでいるわけではないのですよ。継続して、決定しない限りこれは続くわけです。この環境は。教育に不満があったまま6年間継続した場合は、6年間で卒業してしまう。満足していく子もいるけれども。必要なのは継続した協議だと思いますし、またいろんな違った視点からの評価、議論ではないかと。もっと突っ込んで言いますと、本当に保護者、実際今子供が通っている保護者あるいは児童の声なり意見、考えというのはどこまで反映されているのだろうかという気がしてなりません。

もう少し言いますと、そういった教育を純粋に、教育環境のことを純粋に教育のことの範疇で考えるポジションが教育委員会ではないのかと思って話しておりますけれども、そういう委員会があるわけですし、片方で議会は当然町全体のことを議論するわけですが、それぞれの立場、背景、仕事、いろんな立場、地域もあって、いわば町民の代表の審議する場所だと思うのです。そんな中には地域性や社会性や、あるいは地域との連動したありようみたいなことが当然俎上に上がってきてもおかしくはないのかもしれない。その中で政治的判断があるのかもしれませんが、事教育に関しては純粋に教育環境のありようを子供の立場で考える場面、議論がなければいけないと思っていました。ないとは言っていないのですけれども、それをぜひ教育委員会に今後も継続していただくことを望んでいる。否定しているわけでもありませんし、その落としどころが可能な限り存続をすることが適当であると、だからもうこれは結論ありきなのかということで何となくのんでしまっているのかなという気になるのでありますが、少なくとも議論は継続していただきたいということで、よろしくお願いします。

○教育長 大切な質問であると思っております、経緯も含めてご説明、ご答弁させていただきたいと思いますが、教育委員会では子供たちに望ましい教育環境を整えるために、今議長がおっしゃったように平成25年9月に適正配置方針を定めたところであります。基本方針を策定して、昨年4月にこの方針に基づきまして中学校を統合しました。その方針の中では、その当時、5年前になりますけれども、4年半前に久保内小学校については可能な限り存続させることが適当と考えたところでもあります。そうした中で、当時よりも児童数の減少が予想以上に進み、そうしたことから昨年の2月に保護者のほうから今後についてどのように考えているかということもあり、昨年2月、そして8月に意見交換をさせていただきました。ご承知のとおり未就学を含む校区の保護者13世帯を対象に9月下旬アンケート調査を実施し、集計をしたものを今議長のご質問にあったとおり、議員の皆さんにも、12月だったと思いますが、配付をさせていただいて、若干の時間をいただいで説明をさせていただきました。

その教育の実態も今評価といいますか、いただいたとおりでございますが、学力・学習状況調査の平均正答率、そして体力調査ですとか、規範意識、道徳心も高いという、こういう客観的なデータは知、徳、体のバランスのとれた成長をあらわしているものかと、このように我々は認識をしております。集団的な活動にやはり不安があるというご意見はも

っともだと思います、本年度は壮瞥小学校との連携ですとか、土曜日を活用して社会教育事業に全校で取り組むですとか、そうした集団的な活動にも取り組んでおり、体力、学力も高く、望ましい結果が導き出されているというふうに認識しているのかなと思っております。

そして、アンケート調査、保護者の意向をどれぐらい把握しているかということについては、2回の意見交換会とアンケート調査、デリケートな問題ですので、意見交換会、10名程度が集まっていた中ではやはり個別の意見は発言しづらいという意見もあり、アンケート調査を実施をしているところであります。それについても、久保内小学校の教育活動については、現在の児童の保護者については100%に近い方々が成果を、少人数の特色を生かした活動、子供の成長というものを評価していただいていたと思います。学校体制については問題ないとする人が2名であったり、望ましくない、どちらとも言えないが5名であったり、6名であったり、やはり人数と学校体制に不安があるというふうに述べられていたのかなと、このように思います。そうした中で、通わせた学校を率直に伺ったところ、久保内小学校にこのままというか、通わせたいという保護者が4、壮瞥小学校に通わせたいというのが5、その他が5となっておりまして、こうした将来についてもお尋ねをしたところですが、山村留学や特任校を導入し、存続させるべきと、可能な限り存続が2、そういった制度を導入して存続させるべきというのが2、合計4です。統合が望ましいが5、休校という措置がありますが、が望ましい、5と2ですので、統合、休校が望ましいとされているのが7、その他1となっているところであります。それぞれそれに附帯して意見を書いてきていただいているところであります。

教育委員会では、アンケートの集計後10月20日、31日、11月8日の3回検討を行っているところです。その間にも検討を行っておりますが、その前段で7月上旬、小規模校が存在する積丹町、これは4つ小学校を持っています。美国小学校以外は皆小規模校で、余別小学校8名、日司小学校が2学級5名、野塚小学校が1学級3人という、そういう教育委員会を視察をしたところであり、小規模校や山村留学制度についてもあわせて道教委等から情報収集をし、研究してきたところです。こうした取り組みの経過、長くなりますけれども、教育委員会では現状とアンケート調査を踏まえた考えとして、今議長がおっしゃっていたように、指導体制に不安の声はあるけれども、少人数を生かした教育を実践していると。そうしたことから、教育的な観点を理由に統合を選択することは現段階では難しいのではないかと。本年中学校を統合したばかりであり、地域活力の低下懸念が強い。これは、教育について主に考える教育委員会であっても、やっぱりこういう地域の声というものは見過ごすことはできないのではないかと。そうしたことから、児童数の減少により統合、休校する選択の場合については、長年の地域要望への具体的実効性ある対応の明示が必要であろうと、これはまちづくりの観点でありますけれども、存続を選択する場合については、定住施策として町部局との連携のもと、山村留学制度の導入が必要ではないか。一方保護者の他校区への懸念は大きく、対策は必要と。こうしたことから、方向づけには

まちづくりも含めて総合的な判断が必要であろうという考え方でまとめられました。

教育委員会では熟慮を重ねて、適正配置の基本方針の可能な限り存続させるが適当ということを経段階でこの調査結果、アンケート結果をもとに変更することなく、通いたい、通わせたいという保護者がいる限り存続させるのが適当と、昨年の段階でまとめたというところであり、これは理事者にもお届けしております。このアンケートの結果については、11月30日に保護者の皆さんに8名の出席をいただいて説明をさせていただきました。そして、欠席の方にも別な日、12月14日に改めて説明会を開催し、2回の説明会に都合のつかなかった保護者には課長が各家庭を回るなどして結果と考え方について説明をさせていただいております。出席者の委員からは、将来をやはり考えてほしいという意見をいただいておりますが、こうした経過であったということでもあります。教育委員会としては、これからまた児童数が、本年度は9名でしたけれども、来年度また減るような推計になっております。こうした中で、学校の教育活動のありようというものを保護者の皆さんと地域の皆さんと常に見直しをしていきたいと、このように思っておりますし、いつ、どこでどういう判断をするかということはまだ明言はできませんけれども、一番は子供たちの望ましい成長にとってどういう環境が一番望ましいのかということを基本に据えながら方向性を出していきたいと、委員会でも議論していきたいと思っておりますし、また必要なタイミングで議会の皆さんとも相談させていただきたいと、このように考えているということでもありますので、よろしくお願いします。

長くなりましたけれども、以上です。

○松本議長 教育長の話は、昨年の12月、ほぼ説明いただいたものでありまして、それは理解しているつもりであります。その教育委員会としての結論も聞いております。一番最後に述べておりましたけれども、今後も継続して、状況に応じてというよりも、テーマとしては消えるものではないということだし、確かに重たい判断も必要かもしれません。要するに時間は待ってくれない。子供たちの大切な小学校の生活、多感な時期のいろんな思い出をつくるわけですから、それはいいとか悪いという意味ではなくて、それが我々大人の判断がちょっと遅いとか、あるいはまあまあその辺でとか生煮えの議論でぱっとしないのが一番困るのではないかと、自分自身も自戒の年を含めてしゃべっているわけあります。議会も含めてですよ。折しも積丹町の話もありましたし、冒頭のアンケートにもあったと思うのですが、山村留学なども含めて本気で、これは定住につながることでありますし、例えば変ですけれども、変というか、言い方違いますけれども、スポーツでバドミントンで移住と言っているのか、転校と言っているのか、来ている児童生徒もいらっしゃるのですから、例がないわけではない。ほかのまちでも山村留学で自然に囲まれた環境で子供を学ばせたいという、姉妹留学もありますけれども、そういうケースがないわけでもない。では、そういうことも本気で検討協議されたらどうなのかというのがあります。そちらのこともです。

もう一つは、もっと具体的に、話ありましたけれども、交流と言っていましたけれども、

もっと久保内小学校の児童と壮瞥小学校の児童が交流する場面も、壮瞥から久保内に出向くことも含めてですけれども、そういう機会ももっともっと多くつくるということも、やれる範囲での環境を少しでも少人数に限らずやっていくというような、そういった目に見える工夫も必要ではないのかということをおわせて提案したいと思っているのですけれども、それと継続的な協議とどういった姿勢で臨むかということだけ最後にお願いします。

○教育長 今ご意見のあった、議長から発言のありましたことについては、十分念頭に置きながら、今後もタイミングを失したですとか、そういうご指摘を受けないような形で検討を継続していきたいと、そのような趣旨で教育行政執行方針も述べさせていただいたということでご理解をいただければと思っております。

また、集団的な活動と教科の指導を効率的に行うためにということで、新年度に入ってからはいより小学校同士の連携の充実を図ることにして、計画を今つくっているところでありますので、それについては課長のほうから概要を説明を申し上げたいと思います。

○生涯学習課長 私のほうからは小学校同士の連携の部分についてご答弁させていただきたいと思います。

議長言われましたとおり、今ある学校間での連携も当然のことながら必要という認識のもとで、これまでも総合の学習ですとか体育の部分においても交流学习を実施はしてきましたけれども、次年度 32 年度においては、久保内小学校 5、6 年生も高学年になってきて非常に活発であるということも踏まえ、例えば体育の授業ですとか、また来年度から教科化の始まる移行期間になる外国語の学習についても、これもやはり連携をした中で、少人数ではなくある一定のクラスの中でさせたほうがよりコミュニケーション能力がつくであろうということから、来年度は今現状考えている、検討している内容においては、毎週、週 5 日のうち 4 日の 1、2 時間目において外国語学習ですとか体育、総合の時間などにおいて合同での授業、これを実施をするということで、各学校のほうで協議が調ってしまして、30 年度具体的に実施しようということで考えております。大きい人数の中でやるということは、当然のことながら外国語におけるコミュニケーション活動も可能になりますし、体育においても野球やサッカーなどの人数が必要となる授業も可能になるということもあり、このような形で今以上に小学校同士の連携を進めていけるよう、教育委員会と各学校のほうで協議を進めていくところでございますので、ご理解いただければと思います。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、150 ページ、教育費、小学校費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、152 ページ、教育費、中学校費。

○佐藤委員 中学校費で基本的なことをお伺いしたいと思います。

長年の懸案でありました中学校の統合が 29 年 4 月に実現しました。私は、生徒の皆さんと会うというか、接する機会が意外と多くあり、伸び伸びと活動している。また、いろい

ろな討論などを見ても、本当に統合してよかったなという感想を持っております。教育行政執行方針の中で、統合を契機に2つの学校のよき伝統、校風を融合し、子供たちの教育に取り組むと述べられていますが、統合して約1年が経過しようとしております。統合前に子供たちの両中学校の交流活動などいろいろと配慮して取り組んだことが幸いしているのか、本当に統合してよかったなという外野席から見ての感想です。そこで、教育委員会はこの中学校の統合についてどのように評価しているか、これを伺いたいと思います。

○生涯学習課長　ご答弁申し上げます。

昨年の4月に久保内中学校を壮瞥中学校に統合というところで現在おりますが、この統合に至るまでの間で2年前から、スムーズな統合を目指すために学校教育課程のあり方ですとか、その辺も非常に協議をした中で2年、行事も含め合同で授業を行ったり行事を行ったりということを2年前から進めた。そういうことがあったことで、そういう配慮をした上で統合を迎えられたということで非常にスムーズな統合ができたというふうに評価をしているところでございます。これにつきましては、北海道教育庁胆振教育局の大きなご配慮もいただいた中で、久保内中学校から壮瞥中学校への教職員の異動ですとか、また統合にかかわる教職員の加配1名もつけていただき、そういうバックアップを得ながら統合をスムーズに終わることができたということでございます。13日に行われました卒業式の中でも、中学3年生が久保内中学校から統合1年目として卒業したわけでございますが、その意見の中でも本当に楽しくわかりやすい授業をしていただいたということの感想も述べられていた。これが統合が成功した一つの感想になったのかなと思っております。まだ1年目でございますので、これからもこの内容につきまして交流活動も進めながら、中学校での授業と活動、これを今後も継続していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○真鍋委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長　次に、154ページ、教育費、中学校費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長　次に、156ページ、教育費、高等学校費。

○毛利委員　先日といいますか、総務の上名参事にお越しいただいて、みんなでちょっと勉強会を開いて聞いたのですが、そのときにたしか国からの特別交付金か何か、一般も入っていたかな、学校単位とか生徒数とかによって交付金がいろいろ変わるわけですが、ざっくり言って国からの交付金と、それから町の持ち出しとで改めてどの程度の町の持ち出しがあるかお聞きしたいのですか。

○総務課参事（上名）　ご答弁申し上げます。

平成28年度の実績で申しますと、普通交付税で交付されている部分が1億1,600万程度でございまして、あと授業料ですとか、高校の生産物売り払い代などがありまして、歳

入のほうで大体 1 億 2,700 万程度ありまして、あと歳出のほうでは高等学校費で 3,350 万程度、それから教員の給料が約 1 億、合わせて 1 億 3,400 万程度ということで、これだけの差し引きですと大体 650 万程度のマイナスといいますか、歳出のほうが多いということになります。

以上でございます。

○佐藤委員 高等学校費でちょっとお尋ねしたいのですけれども、高等学校の移転、これの結論が出たことによって学校自体落ちついてきたのではないかなということが感じられます。3 年前に入学しました 1 年生もこの 3 月 1 日に卒業、そして生徒の進路も確定した。町内の事業者または企業の方が高校生を 3 名程度でしたか、採用していただいて、若者が町内に残る、そういうことで大変うれしい限りです。私も学校運営協議会の委員として高等学校のほうに参画しておりますけれども、そのほかにもいろいろと、学校が近いものですから顔を出す機会があります。その中で感じることは、それはことしは 70 周年という言葉もありましたけれども、大変学校施設が老朽化している。そこで、私は昨年 12 月の議会で、ここに残るのであれば、ある程度の修繕といいますか、環境整備が必要でないかということでお話ししたのですけれども、そのとき安心して学べる教育環境整備のために優先順位をつけて取り組みたいという答弁がありました。

そこで、平成 30 年度、教育の環境整備のためにどのようなことについて取り組むのか。もう一点、高等学校から教育委員会に対してどのような環境整備の要望があったか。この 2 点について伺いたいと思います。

○真鍋委員長 これより休憩といたします。再開は 11 時 10 分。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 10 分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

壮瞥高等学校の部分においての教育環境の整備というところの部分でございますけれども、優先順位をつけてということで、現在の壮瞥高校の校舎、これを活用した中で環境整備に取り組むということでの答弁でございますけれども、今年度におきましては、予算資料等にもありましたとおり、パソコン室ですとか特別教室用のストーブ、合わせて 3 台と体育館の放送設備の一部の取りかえ、それと女子トイレの洋式化をちょっとふやすということでの整備を今年度予定をしているところでございます。安心して学べる環境ということで、委員の皆様方にも校舎を実際に見ていただきまして、さらに教育委員のほうでも校舎を見て、その中で必要な優先順位をつけた中で、やはり女子トイレの環境改善、それと保護者、生徒のアンケートの中でもよく出ている校舎が冬場寒いということ、これに対応するために必要な予算をつけたところでございます。今年度 29 年度に予算要望が来た 30 年度向けの中では、このほかに要望があったのは例えば乗用芝刈り機ですとか、卓上ジュ

ーサーなど、各特別教室の椅子ですとか、そういったことも要望あったわけでございますが、まだ現状使えるもの、また修繕を加えていけるものというふうな判断のもとに今回は予算化をしなかったわけではありますが、基本的にはこういった教育に使う、授業等で使う部分においても当然老朽化による取りかえ等も必要になるということも念頭に置きながら、さらに優先順位をつけた中で整備等の更新等については図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、158 ページ、教育費、高等学校費。

○松本議長 壮瞥高校の新年度の入学予定者が 22 名、うち町内が 3 名というふうに執行方針でも聞いておりますけれども、若干下がってはいるものの、一定程度の学生が入学希望されていると。これも学科転換以降の学校運営の努力と、それからそこに学ぶ子供たちの自主的な学習の成果と、そしてそれがいわゆる歴史といいますか、実践することで実績となって歴史をつくって、校風をつくって、学んでみたい、入学してみたいという生徒が激減することなく維持しているのだろうというふうに評価をしております。

高校の移転の問題がありましたけれども、その際に議論で存続の問題、過去の歴史的なことも含めて存続の問題すらあった時代に比べれば、幾星霜という感がありますけれども、私も議会も昨年度奥尻町に視察に参りました。奥尻高校、道立から町立に変わって、島外留学といいますか、島外からの生徒にも門戸を広げて維持したいと。その基本は、町内の子供たちが島外、町外に出ていくことの経済的負担とか親御さんの負担も含めれば、やはり町内に高校がなくなることは避けたいことが一つ。それから、人口減がうちと似ていますがけれども、高校を核としたまちづくりをしたいということで、島根県隠岐島前高校、海士町にありますよね、離島の。県立ですけども、そこで 1 年間学んで、ノウハウというか、やり方全てを模倣して進めていくということで、町政の一環として始めたという話をお聞きしました。実際下宿施設の制度も整理する補助金制度も整理するわ、もう一つはスキューバダイビングの資格もするのだけれども、むしろまちづくりを生徒にもやらせようというような、何とかパブリシティとか言っていましたけれども、そういったことを自主的にやらせよう。要は町の活性化の一助を高校を核として進めたいというのが施策の一端だったのです。その 1 年目ですので、そのときに町内、島内からたしか 10 名で、島外から 5 名、15 名の生徒が入学したと。在校生が何人いたかは定かではないのですけれども、その程度だけれどもということで、ことしの新年度の入学希望者、実は先々週新聞に出たのですけれども、そのチェックをするの忘れておりましたけれども、たしか少し減ったと思うのです。島内の方が 5 名程度になってしまった。いろんな魅力で島外からふえているかもしれません。紆余曲折を経て、非常に熱い思いを持っていましたから、教育長さんも学校長も今後どんどんアピール行為で、例えば函館で受験ができるとか、い

ろんなことを企画されるそうでありますけれども、そのときに教育長さんがこうやっておっしゃっていた。うちは島のハンディがあるから、交流といっても非常に厳しい条件の中でやっているわけだけれども、壮瞥高校というのは陸続きで近くに室蘭、伊達市というのがあるから、陸続きの流入だから、そういう意味ではいいですよと。だから、島ならではの苦勞をされているということだったのでしょうけれども、翻ってうちの壮瞥高校も町内の出身者が少ないということが一つのネックになっていて、ありました。

あと、先ほど毛利委員の話にもありましたけれども、財政的な負担もあるということも当然ありますと。町自体の財政のこともあるのですけれども、実際壮瞥高校に今ある期待度とか実績とかって含めると、本当に今後もまちづくりの核ともなり得るのではないかと。例えば、余りにも飛躍し過ぎるかもしれませんが、私堆肥センターの場面でもお話ししましたが、クリーン農業、土づくりを率先してやり、それが良質な作物につながって、それが地域で消費できるような農業と観光の連携したまちづくりができて、そこに、観光客ではありませんけれども、交流人口としてほかの地域から多くの方が3年間学んで、そこで農業や壮瞥を体得といいますか、壮瞥のことを好きになってもらって、いずれは就農にいてくれれば理想なのだけれども、一部はです。そこで、シェアハウスもできましたし、何よりシェアハウスよりも必要なのは、箱ではなくて、その地域がどれだけ後継といいますか、就農というか、その人たちを支えていく制度を人としてつくっていくかということに尽きると思うのですが、そういった関連でも高校の意義というのは大きいのではないかと。長くなりましたが、そういう思いであります。

そこで、今後といいますか、教育環境としての校舎含めて、この前も卒業式行きましたけれども、本当に寒い廊下を渡って行って、ジェットヒーターの中で体育館でやるわけですが、あの状況でもあれだけの人が来て、そして厳正な卒業式ですけれども、緊張感と卒業生のいわば達成感みたいな、充実感というのが伝わってくるような卒業式だったと思いますが、3年間で体得したものは非常に大きいだろう。それだけの教育を生み出す、醸成するものが高校には備わっているのだろうと。これを使わない手はないのであって、また飛躍しますが、そういったところで学ぶ生徒たちにいずれ壮瞥に住んでもらう、就農してもらう、あるいは他産業でも働いてもらう。あるいは、壮瞥高校が実習としてつくる、それも堆肥センターの堆肥を使っておいしいものをつくって、それを加工して店に並べてもらう、道の駅にも出してもらう、それが高校ブランドで売れて、また評判が上がるような、ただつらつらと夢語っているような話ですけれども、そんな一つの核にならないのかと、なってほしいなという思いでしゃべっているのですが、済みません。長くなりまして、どこで落としどころがあるかわかりませんが、教育の一環としていかなものかというところあるかもしれませんが、実際海士町の島前高校も奥尻も高校を核としたまちづくりを進めているということからしますと、人口減で厳しい財政状況の壮瞥でありますけれども、今ある存在、これから新しくつくるわけではない壮瞥高校の有効活用について政策的な観点から、教育的な観点もありますけれども、そういった考え方はできない

いのかということ、長くなったのでありますけれども、考えているわけでありまして、これにご示唆いただければと思うのであります。

○真鍋委員長 松本議長、質問の趣旨が長過ぎます。的確にまとめて質問してください。

○松本議長 趣旨が長過ぎるのではなくて、導き方が長過ぎたと思うのですけれども、短くするようにしますけれども、でも導くためには前段として私は必要な話だったと思っておりますが、今後は気をつけます。

○教育長 壮瞥高校の将来というのでしょうか、核とした地域づくりに発展させていってはいかがかというご質問の趣旨だったかなと思っておりますが、やはり本町の基幹産業は農業と観光でありまして、学科転換を図る前に検討を重ねた結果、今までの基盤である農業を主体とした地域人材の育成を図っていこうと、このようなことで取り組みを始めたところであります。まさしく教育は人づくりであり、地域づくりの根幹であるということでもありますので、そうしたことを念頭に置きながら今後も進めてまいりたいと。まだまだ課題はいっぱいあるところでもあります。

そこで、学科転換を図る前は、農業関係ですとか教育課程に密接に関連した、卒業生がそういう関連するところに必ずしも、学科転換前は十五、六名の卒業生でしたけれども、農業と食品関係に進む生徒は2ないし3名しかいなかったという現状がありますけれども、学科転換を図った後、昨年の3月の卒業生は手元の資料では10名、大体卒業生の30%ぐらい、ことしも8名が、これも30%ぐらいが食品、そして農業に関する教育課程に密接に連携をした就職、進路になってきているということでもあります。それと、議長の話にもありましたとおり、町内の事業者さんの理解があつてのことだと思っておりますが、昨年も3名、ことしも3名、町内に就職をし、そしてそれが新しい力となって定住していくような、こういう好循環になっていくこと、つくっていくようなことを当面の目標として教育委員会では考えているところでもあります。

そして、町内の事業者、農家の皆さんに卒業生の培った力を生かしていく環境を整えていくということが大切かなと思っておりますが、地元の農業を支える担い手、これは一般質問でもありましたけれども、雇用、労働という考え方が一番かなと思っておりますが、町内の農業者の皆様と連携する仕組みを今まで以上に強固にしていきたいと、そういう思いで本年度コミュニティ・スクール、学校運営協議会を設置をし、改めて農業関係者、普及センターの所長さんですとか、長内副議長さん、西胆振の農業士会の顧問といった町内の農業関係者の方々にも参画いただいて12名の方を委嘱させていただいて、そういう方々の力を子供たちの成長に生かしながら、そして成長を見届けていただき、就職などに結びつけていく。そうした仕組みを新年度からは本格的に取り組んでいきたいと学校と話しているところでもあります。こうした好循環をつくっていく努力をしてまいりたいと思っておりますし、教育委員会だけで完結することなく、町の施策ですとか新規就農の施策など、今までも研修の場面では経済環境課の力をかりながら行っているところでもあります。今後そういったことを発展させていきたいなと、このような思いであります。

以上です。

○長内委員 ことしたしか壮警高校の 70 周年と認識していいのかなと思うのですが、予算見ますと、説明も含めて 70 周年にかかわって予算化されている部分というのはないように見受けられるのですが、これは学校からも特別要望がなかったというふうに捉えていいのかどうか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

30 年度に 70 周年を迎えるということの式典等は確かに 30 年度予定されているところですが、現状において町のほうに予算要望はなく、30 年度においての式典については現状壮警高校で貯蓄をしている部分の中から十分捻出ができるということの回答がありましたので、その部分において調整はしましたけれども、特に予算化はしなかったということでございます。

○長内委員 高校で持っている部分の中でやれるという判断ということ、それはそれでいいかなとは思いますが、普通考えますと 50 周年なり 70 周年というのは、特に 70 周年、次は 100 周年みたいな感じですから、そういう面では非常に大きな節目の年なのかなと私も認識していたのですが、式典だけではなくて、今議長からもいろいろお話がありましたけれども、壮警高校としてステップアップしていく、もしくは町立高校としての今後の存続も含めて、ある面でそういう節目というのは重要、意識的にですよ、お金かけてイベントをやればいいという視点ではなくて、70 周年というのを機会にしてさらなる壮警高の発展ということを考えていくと大きな節目の年なのかなという感じがいたしますが、この辺は学校関係者から特別要望がないということと受けとめていいのか、それともこれから教育委員会も含めてそのあり方について議論をして、今議長からもいろいろあったとおり、生徒数も一定の数を維持していくと、ある面それをステップとして新しい壮警高のあり方を議論していく、その方向に向かって意識を統一して、それぞれ進んでいくということから考えると非常に重要な一年なのかなと個人的には思うわけですが、その辺の捉え方どのようにお考えになっていますか。

○教育長 70 周年の記念式典についてでありますけれども、一昨年ぐらいからこの式典を開催するかどうかということも含めて、たしか P T A と教育振興会と同窓会の 3 団体が連携しながら実行委員会を立ち上げるものだというふうに思っておりまして、実は 50 周年、先ほど課長から答弁をあれだったのですけれども、50 周年を 20 年ほど前に開催したそうでありまして、60 周年は式典のみだったのか、開催もしていないですね。そういうこともありまして、50 周年の少し蓄えたものがあるので、それで十分式典については行うことができるという判断に立っての話でありますので、学校側の判断によるものであるということでご理解をいただければなというふうに思っておりまして、今までを振り返りながら今後についてというようなテーマで式典については開催されるものと認識をしておりますし、現段階では祝賀会を式典終了後に開催する予定だということで、人数の状況次第によってはということでしたけれども、そういう方向で同窓生には案内をしていきたいということ

でありました。

それと、式典の日程につきましてもある程度学校からは聞いておりまして、10月27日の土曜日に午前中に行う予定であるということで、会場は山美湖を使う予定でありますけれども、顕彰する機会と、それと記念の講演会を予定をしているということで、内容はそのようなことで今3団体の皆さんと話しているというふうに聞いております。その辺につきましても一定の方向性が出ましたら、また議員の皆さんにもご案内する機会があらうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、160ページ、教育費、高等学校費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、162ページ、教育費、社会教育費。

○佐藤委員 社会教育は、学校教育と並んで大切な部門です。私も人生の4分の1を社会教育にかけてきたものですから、特に現在壮瞥町が取り組んでいる社会教育事業にはできるだけ参加したいなということで参加している一人です。

そこで、お聞きしたいのは、教育行政執行方針の中でも触れておりましたけれども、人材バンク、この活用について伺いたいのですけれども、この人材バンクは調べてみますと27年6月に壮瞥町生涯学習サポーターバンク設置要綱を策定して、それに基づいて住民の皆さんから人材、社会教育の手助けをする人を募集するというような形で進められていると思うのですけれども、現在人材バンクに登録している人数はどの程度あるのか。ただ登録するだけでなく、その人を活用するといえますか、活用することが私は大切なものだと思っております。そこで、この制度を始めて現在まで、人材バンク登録者を講師等に迎えての活動事例、もしもあれば紹介していただいて、この程度なら自分もできるなという感じで登録者がふえることを期待しながら質問したいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

生涯学習サポーターバンクの要綱に基づく登録状況ですけれども、このサポーターバンクに登録していただいている方は全体で37名おります。この部分におきましても既に社会教育事業の中で非常にご協力をいただいております、例えば天体観測の部分であの施設を使った中で行っていたり、またカラオケ教室などで複数の方に教えるなど、具体的に同好会等とは別にそういう要望があって活動しているという状況があります。37名全てというわけではないのですが、活躍はされておりますので、今後もこの内容、例えばバンクとしてこの方が登録されているので、周知なども含めまして今後も活用はしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○毛利委員 関連でお聞きしたいのですが、人材バンクの中で実際に教育現場でもお手伝いしてもらっているというような方はいらっしゃるでしょうか、それちょっとお聞きした

いのですが。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

こういう人材の方が学校教育の中でという形になりますが、例えば宿泊研修と一緒に帯同していただいて、現地での星座の観測とその学習についてなど具体的にこのバンクの方に行っていただいて、その場で現地で指導をしていただいたり、体験活動にご協力をしていただいているというようなことが現在まで行われております。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次、164 ページ、教育費、社会教育費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次、166 ページ、教育費、社会教育費。

○佐藤委員 そこにあります 3 番の遊学館費について、これは遊学館だけでなくほかのほうにも共通するものですから、確認していきたいと思うのですけれども、その中に A E D の使用料があります。予算書を見ると、たしか五、六カ所これが出てきているのではないかと思いますけれども、A E D といっても何かを省略している言葉のようですけれども、日本語では自動体外式除細動器と言うそうです。これは、皆さん空港に行っても置いてあるし、いろいろなところでこれは見るができます。町内でも 7 台設置しているものですから、皆さんも目にしていると思うのですけれども、ただ設置するだけでなく、その器械を使えるようにならなければならないのではないかと。いざというときに使えるようにならなければならないのではないかと。調べてみますと、2003 年からこれは救急救命士が使えるようになった。そして、2004 年から一般の人でも使えるようになって、各公共施設等に設置されております。その器械を設置されているところの職員の皆さんは、使えなければならない。ただ設置しただけでは空念仏に終わると思うのです。

そういう面でこの器械を使えるようにするためには、全職員が消防支署と連携をとって A E D の使用の講習会といいますか、そんな難しいものではありません。私も 2 回ほど講習受けて、使用方法については知っているのですけれども、本当に簡単に使えるのです。全部器械が指示してくれますけれども、その器械の指示に従うためにはやはり基礎的なものは知らなければならないと思います。そういう面で、ぜひ消防と連携しながら、せっかく施設に置いてある A E D に全職員が対応できるような講習会などを開くことが私は必要ではないかと考えているのですけれども、このことについてどのようにお考えになるか。特に教育関係が多いです。民生費で保育所に置いてありますけれども、あとはほとんどが教育関係です。そういうことを申し上げて、講習会の開催など取り組むことが必要と考えて今質問しているのですけれども、どのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

委員おっしゃられますとおり、各学校を含めて教育関係の施設においては A E D が全て

設置をされています。何年か前に使用切れのものが設置されていてそのままになっていたりとか、いろいろ問題もあった部分でございますが、壮瞥町の教育関係に関する部分においては全てリース契約を結び、最新の器材と使用期限がきちっと守られた中での運用を行っているところでございます。

それで、この使い方なのですけれども、特に教育委員会に関する部分でいくと各学校にも設置はされていますので、教職員がきちっと操作方法を熟知した中で、もし万が一のことがあったときにということで委員がおっしゃられているかと思うのですけれども、消防署のほうと連携をした中での講習会の開催ということですが、確かに音声ガイダンス等のできることはあるものの、やはり具体的な部分を学ぶことというのは確かに重要なことというふうに認識をしているところでございます。また、各教職員、それぞれ学校分かれて常時おりますので、講習会の開催をどこでやろうかということも考えてはいますが、例えば年1回行われます教育研究会で各教職員が一堂に会するところもあり、そういうところを活用することが1つ方法としてはあるのかなというふうに考えているところでございますが、まずは校長会等と学校、それと消防と調整、検討した中で開催の内容について検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○佐藤委員 わかりました。そこで、学校だけでなく、公共施設にも置いておりますので、そこにいらっしゃる職員の皆さんもそういう使用方法について正しい使用方法、間違って使用したらこれどうにもなりませんので、正しい使用方法を消防と連携して講習会などを開催していただきたいと思います。

以上です。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ただいま委員からおっしゃった件に関しましては、研修費等を含めてご意見をいただいたという形の中で考えていきたいなというふうに考えます。

以上です。

○毛利委員 遊学館の運営ということでお聞きしたいのですが、東京オリンピックに向けて今国会でも話していますが、受動喫煙防止、これの内容がはっきり決まってきたようですが、遊学館で私たち議員の消防の演習があったりして、あそこで交流会を開くのですが、受動喫煙防止法によると官公庁、病院の敷地の中では禁煙ということをやっていますが、あそこでは前回、去年も喫煙がなされていましたが、今後はどのように対応して、また周知していくのか教えてください。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

遊学館につきましては、各武道の活用ですとか、現在においてはバードカービング、これは町民会館の代替施設という形でバードカービングの活動を遊学館で行ったりとか、改修をしてから町民会館の機能もあわせ持つということでの活用をしているということで、消防講演会等の部分においてそういう使い方をされているのかなと思います。基本的に委

員おっしゃられるとおり、受動喫煙防止法の関係については、そのような部分については完全な禁煙という形での運用という形で法律に基づいていることではありますけれども、現状においてはまだその部分について具体的な検討がなされておきませんので、今後の遊学館の活用方法について町民会館の代替施設という形での使い方もありますので、そこを総合的に勘案した中で、法律に基づいた運用も含めてちょっと検討してまいりたいと思います。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次、168 ページ、教育費、国際交流費。

○長内委員 中学生フィンランド国派遣事業にかかわって質問させていただきたいと思うのですが、教育行政執行方針の中でも、現行方式での派遣は平成 32 年度までとする。その後の交流のあり方については、適切な時期に町が判断すべきと述べられております。また、町政懇談会のある場所では、32 年度をめどにというフィンランドの派遣についてもお話があったと記憶しておりますけれども、今までも教育委員会では議論されてきているのかなと思っておりますが、今後どのような形で判断すべきとプロセス踏まれるのかという点をお伺いしたいのと、それからフィンランドの中学生派遣のみならず、ケミヤルヴィ市とは姉妹都市の提携を結んでいたり、また雪合戦も含めさまざまな交流が行われておりますが、それを踏まえ、現段階で答えられる範囲で結構だと思いますけれども、一つの今後の議論のベースになると思われますのでお伺いしたいと思います。町長はどのように今後のフィンランド国との交流を考えられているか、その点についてお伺いしておきたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

中学生のフィンランド国派遣事業の部分についてでございますけれども、現状においては町の英語教育の中核事業として位置づけているこの事業においては、委員おっしゃられるとおり、これまでの現行方式では 32 年度最後、これは平成 18 年度中に出生をしたお子さんになりますが、そこが最後になるわけですが、そのあり方につきましては、現状においても教育委員会の内部でもいろいろそのあり方についてはその評価も踏まえまして方向性を議論してきたところでございます。これまでの評価を見ますと、行った生徒の意識ですとか行動、これが行った前と後では、非常にいい顔をして帰ってくる、変容が見られてくるというような、成長に寄与しているのかなというふうに考えているところでありますし、これからの子供たちにとっては国際的な行動も視野に入れていくと、ほかにはない特色ある人材育成事業であるというのは教育委員会の中で認識しているところであり、加えて今現在といいますか、28 年度末の基金残高においては 3 億 5,900 万円という残高、これも踏まえまして、また行革、これも踏まえた中で事業を見直した上ですが、今現段階では今後継続実施する方向での検討としているところでございます。

その検討している内容につきましては、例えば学校行事として行う、これは修学旅行で

すとか、またあと経費削減という意味で例えば実施時期を変えてみたりですとか、いろいろ考えてみたところなのですが、修学旅行になりますと、中学生が海外へ行くという、修学旅行の実施基準、これにその内容がないものですから、非常にそういう部分では想定がない以上困難であるということですから、また行く時期によっては確かに経費も削減されるのですけれども、そうなるとこれまで行っている学校行事との兼ね合いもあって、やっぱり今行っている8月、若干ほかの時期よりは額は1人当たりの単価は高いのですが、結局その時期において行くことが学校行事等も含めていくと時期的にはいいのかなということも含めて、現段階では教育委員会内部で現状話をしている内容でございます。今後もうこういう方向性、継続して実施していけるような方向性で検討を進めていきたいというふうに考えておりますが、この内容につきましては今後も町部局とともに検討を加えていきたいというふうに考えているところでございます。

○町長 フィンランドのケミヤルヴィ市との友好都市の今後の交流につきましては、継続して交流事業を取り入れながら進めていければなというふうに思っております。いろいろな方法があるかとは思いますが、以前経済的な交流はできないかという模索もいたしましたけれども、距離的な問題ですとか、いろいろ課題がございまして、現在実現には至っておりませんが、こちらからも観光に行ってもらったり、ケミヤルヴィ市から壮瞥町に観光に来ていただいたり、そういった交流もできればいいのではないかなというふうに思っておりますけれども、私も2回ほど行ってまいりましたけれども、非常にケミヤルヴィ市、フィンランドもいい国ですし、景色等もすばらしいですし、人も温かいですし、いい地域でもあります。そういったところとの交流は今後も継続していきたいけれども、方法についていろいろと研究しなければならぬかなというふうに思っております。また、中学生の派遣についても、どういう方法がいいか、教育委員会とも協議をして、派遣を続けるのがいいのか、派遣をする場合にどういう方法があるのか、今の現状でいいのか、そういったこともいろいろ研究しながら考えていきたいというふうに思っております。

○長内委員 この派遣の時期は、今32年度というお話がありました。これは早い時期にそういう方向で示されておりまして、それに向けた協議は多分それぞれ教育委員会中心に今までも議論されてきていたのかなとは認識もしております。ことし新聞報道等で皆さんもご存じだと思いますが、壮瞥中学校の女生徒が9月からですか、フィンランドに留学をするというようなことが新聞にも載ってございました。非常に期待もします。思い切って海外に、まして遠い国に飛び込んでいって勉強すると、意欲に敬意を表したいなと思っておりますけれども、そういういろいろなきっかけになってきているのかなと。長い期間続けた多くの成果もあるのかなと。町民もフィンランド派遣については肯定的な意見の方が多いかなと私も思っております。ただ、一番問題になるのは、財政的な部分の中でそれをどういう形で続けていくのかという部分がいろいろと研究する部分が出てきているのかな。財源的には3億ということですので、ある程度の財源的な部分は目的基金としてはあるかなと思っておりますけれども、行財政改革の折の中で多くの町民にご理解いただい

て、ある程度末永く続けていける事業として仕組みを確立していただければなと思っています。

私も見ておりまして、これは強制ではないのでしょうけれども、全員が参加するということに非常に私は意味があるのかなと思っておりまして、選ばれた人が行くということではなくて、全員の参加があるということが非常に重要であるし、また小さい町ならではのことなのかなと。その負担等々も含めて今後研究していただきたいと思いますが、今修学旅行のお話が出ましたけれども、私立の中学校ならやりやすいのかどうか分かりませんが、公立という部分の中で一定の枠が多分修学旅行ということなのだからあると思うのです。そういう部分でのことなのかなと思うのですが、ただ時代の変化の中でそういう部分が少し緩くなってきているのかどうか分かりませんが、うちの町の長い間の取り組みで多くの成果を残していると、そういう部分もぜひ、国といいますか、教育局ですかね、に訴えていただいて、私も修学旅行で行っていただくことができればよりいいのかなというような感じもちょっとするのですが、ぜひ研究を続けていっていただきたいなと思います。

同時に、それを基軸としてさまざまな交流が行われておりまして、この前も雪合戦で議長さん初め、市長さんも参加をして雪合戦を盛り上げていただいたところなのですが、経済交流はなかなか現実的に難しい部分も今町長言われたとおりあるというのは私もそうだと思うのです。同時に、もう少し、例えば既存のやり方の中でその交流をアピールしながら、同時にそれが今後の中学生のフィンランド派遣の町民や周りの合意形成につながっていくような取り組みとして、例えばの話ですが、道の駅がありますけれども、道の駅の中にフィンランドコーナーみたいな形を例えば設けて、そこに、距離の問題もありますから、何でもかんでもということにならないのでしょうけれども、フィンランドのいろんな物品といいますか、そういうものを展示しながら、それを即売できるような部分もコーナーとして、せっかくフィンランドとの交流をしているわけですから、町内のみならず多くの方の目に触れていただいて、フィンランド交流としてうちの町が生かしていく。それをきっかけに、徐々にではあるが、経済交流のきっかけにもなるようなことで、道の駅での展示販売ということが考えられるのかどうか、その辺についてはちょっと分野外で大変恐縮なのですが、もし答えられるとしたらお答えいただければありがたいと思います。

○生涯学習課長　ご答弁申し上げます。

私のほうからは中学生のフィンランド国派遣のどういう形で継続していくのか、修学旅行ですとかという形でございますが、先ほど言いましたとおり、実施基準が当然小学校、中学校、高校という形であり、中学校においては3泊4日で距離数も一定程度決められている。行動も決められているということの中で、その中で附則として高校の実施基準あたりは海外への部分において実施できる想定 of 文言が入っているのですが、当然中学校にはそれがないということの中で、今回は協議、困難だなということにはなったのですが、修学旅行化することで学校での責任の度合いが非常に高くなる部分があり、現在は社会教育

事業としてうちの職員が全てそれを担って、教育委員会の人間がそれに帯同していくという方法をとっているものですから、それが修学旅行になると、町がある程度バックアップしたとしても、やはりその責任の度合いにつきましてはかなり校長先生に負担かかるのかなということもあって、そういうこともあり、基準もあり、そういう懸念もあって、なかなか修学旅行化というのは非常に難しいのかなというふうに感じているところでございます。

それと、基金につきましては、先ほど申し上げたとおりあるわけでございますが、今後とも長い期間、長い目で見た場合に、今までよりも若干見直した中で、また費用もきちっと見直しをした中で続けていこうということで、日数を減じるですとか、そういう形を含めて今後検討し、32年度実施の部分までですから、来年度の早いうちにでも何とか教育委員会の内部でもきちっとした方向性を示したいというふうに考えているところでございます。

○商工観光課長 長内委員の先ほど道の駅の活用についてのお話についてご答弁申し上げます。

おっしゃられた内容、フィンランドとの交流の一つの象徴的な場としてというお話だったかと思いますが、以前民間団体のほうで3年ほどですか、クリスマスシーズンに合わせてフィンランドのいろいろ交流の様子ですとか、それからいただいた記念品の展示等を行いまして、交流の経過とか、そういった状況をご紹介する活動をやっていました。残念ながら今現在ではできていないけれども、その際にあわせて、委員のおっしゃられたような物を向こうとやりとりして販売という形もできないかという案もございましたが、その段階では送料で一定の費用がかかりまして、継続的に販売して利益を得ていくということは当然難しいということで、やはり民間レベルでは難しいだろうという検討した経緯はございます。今後もしそういう機運が高まればということになりますが、今までの経過としては現実的には難しいかなというふうに考えております。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

170ページ、教育費、保健体育費。

○佐藤委員 保健体育費について最初に伺いたい点があります。

社会体育の目的は、やはりスポーツを通して健康づくり、ともにスポーツに親しんで交流を深めるだとか、どこでも、誰でもスポーツに参加できるようなことがやはり求められていると思います。そこで、第5次壮瞥町行政改革案の中に、オロフレスキー場は廃止に

向けた協議に着手し、平成 32 年をめどに廃止すると、これは町政懇談会でも、また今議会でも質疑が交わされており、まだ結論は出ておりませんが、そういう質疑が交わされている。今回提案の予算の中にも、オロフレスキー場の施設使用料 218 万 3,000 円、またスキーリフトシーズン券補助金 12 万 5,000 円が計上されており、そこで、この金額についてはスポーツ振興といいますか、そういう面で私は賛成です、そこで今回お尋ねしたいのは、このスキー場は冬期間の学校教育でのスキー学習に大きく貢献していると考えております。そこで、教育現場からこのスキー場の廃止について、まだ正式には言っていないと思いますけれども、例えば 2 月号の広報さうべつですか、その中にもこの案が出ておりましたので、関心のある人は皆承知していると思うのですが、学校現場からこのスキー場の廃止について何か意見だとか話がありましたかということをお尋ねしたいと思います。

○生涯学習課長　ご答弁申し上げます。

オロフレスキー場の件での学校教育現場における、いわゆる授業で使っているところについての意見ということでございますが、委員おっしゃるとおり、小中高校において学校授業としてスキー授業、スキー教室を開催をしております、近いところ、30 分程度で行けるところにスキーができるスキー場があるということで、学校の体育の授業として取り入れることのできる本町としては教育的な部分においても非常に大きな特色のある事業をしているのかなと思っております。各学校での利用の実態なのですが、平成 29 年度においては壮瞥小学校で 9 日間、久保内小学校で 4 日間、壮瞥中学校で 10 日間、それぞれ各日の半日単位で授業として実施をしております。利用しております。壮瞥高校においては 6 日間、これは各学年ごとにそれぞれ日にちを区切って 1 日単位で事業を行っております。この辺につきましては、各学年 2 日から 4 日程度、小学校においては低、中、高学年、2 学年ずつに分けて授業をして、児童生徒の体力向上を目指しているというところでございます。そのほか教育委員会として行っている事業では、保育所の園児を対象としたキッズスポーツクラブ、こちらのほうも 7 日間開催をしているということ。それと、伊達スキー連盟のスキー教室などでは基本的には年に 2 期、約 10 日間ぐらいずつやっているのと、教育委員会でも町のスキー教室を正月明けに行っている。1 日ないし 2 日行っていて、そこでも 50 名程度の利用があるということでございます。スキー連盟のほうの部分においては、受講者としては約 120 名程度もいるということだったり、指導員も数十名、30 名程度利用していると。学校以外でも使っていますし、学校でも授業としてこのような形で使われていると。

こうした実態もあって、この地域周辺の冬場の体力向上ですとか健康増進にスキー場が寄与しているということで、学校教育、それと社会教育両方の事業でも大切な施設というふうに認識をしております。教育委員会としましては、各学校のほうからもこのような同じような認識の中での意見をいただいているところでありまして、そういう意見をまず踏まえながら、また行革の議論も見ながら、教育委員会として今後も各学校と検討協議をし

ていかなければいけないというふうに感じているところでございます。

以上です。

○佐藤委員 詳細に利用状況を説明いただきましてありがとうございました。町営ではありませんけれども、町内にあるスキー場をこのように学校教育だとか社会教育で密接に活用しているところは余りほかにはないのではないかと思います。そういう面で、財政的な面も今後十分加味した上で、よい方向を見出していきたいなと考えます。

そこで、2点目ですけれども、総合グラウンドと限定しませんが、総合グラウンドについてまずお尋ねしたいと思います。昭和49年の年でしたけれども、地域の皆さんの強い要望で夜間照明施設が設置されました。この壮瞥町で夜間照明がついたころは、まだ胆振西部では余りありませんでした。最初のころでないかなと思います。なぜそのようなことができたかという、その当時から壮瞥町はソフトボールが盛んだったのです。けれども、日中できないので、夜できないかということで、そういう強い要望のもとにこの夜間照明ができた経緯があります。そして、毎晩明々と電灯がついて、スポーツに親しんでいた時代、これは50年代です。その50年代と比較すると、現在は、言葉の表現ありますが、利用が激減しているのではないかなと、そんな感じを受けます。そこで、今度管理の問題になるのですけれども、幾ら利用者が少なくなったからといっても、やはりグラウンドの整備だとか施設の整備、管理、整備をきちっとしなければならぬのではないかな。その一例で、本当に重箱の隅をつつくようなことを申し上げて申しわけありませんけれども、実は28年度の年にも、これは議会では言いませんでしたけれども、担当のほうに直接お話ししたこともあるのですけれども、夜間照明があります。その横に木があります。その木が伸びて、小枝が伸びてきます。葉がつきます。そうすると、秋ころになると電灯に、その葉が前に来るのです。そうすると、環境というか、光が遮られるということがあります。それは、29年度にもそういうことがありました。そこで、そういう管理の問題、心配り、それが必要でないかな。

また、グラウンドの西側に設置のテニスコート、ここ10年から15年はほとんど使われていないのではないかな。使われていないよりも、使えるような状態でないと思います。そこで、今後も使用しないのであれば撤去も必要でないかなと、そんな気がしてなりません。しかし、このためにはある程度の経費が伴うことですから、簡単には取り組めないのではないかなと思います。しかし、スポーツ施設の環境整備といいますか、また管理については十分配慮して取り組まなければならないと考えておりますけれども、スポーツ施設の環境整備と管理について教育委員会はどうにお考えになっているか伺いたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

総合グラウンドについてでございますけれども、毎年5月1日から10月の末日まで夜7時から9時の開放という形で開放しています。主に今野球ですとか、そういうところでの使用がされているというところで、確かに夜間ですから当然照明もつけた中で実施をしているわけでございます。教育委員会としても適切に草刈りですとか、あとグラウンド内

の草抜き、それらも人員を雇って整備をしているところではございますけれども、今言われた照明の関係についても効率等も考えれば、このような光を遮ることについては当然管理もしなければいけないと思いますので、この部分におきましては来年度開始前に対処してまいりたいというふうに考えているところでもございます。

また、テニスコートの部分についてでございますが、委員おっしゃられるとおり、テニスの競技をされている方が少なくなってきたことに伴い、今の現状のような使われていない状況にはなるのですが、余り荒れている状態というのもあれなので、毎年草刈りを実施をして管理はしているものの、撤去するにしても当然のことながら必要な経費がかかるということもあり、今年度においては、テニスコートの脇に物置があるのですが、そちらが老朽化しておりまして、その撤去を 30 年度で予定をしているところでございます。限りある財源の中ではありますが、少しずつ環境整備をきちっとしていかなければいけないというふうに認識はしておりますので、少しずつですが、対応していきたいということと、また近年は強風が吹いたりですとかして、そういう老朽化したものが飛んではいけないということもありますので、適宜状況を把握しながら、ほかのところに被害が及ばないように、また撤去が必要な場合については老朽化して危ないところから撤去等をして環境整備に努めていきたいと考えています。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、172 ページ、教育費、保健体育費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、174 ページ、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、176 ページ、公債費、公債費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、178 ページ、諸支出金、諸費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、180 ページ、給与費、給与費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、182 ページ、予備費、予備費。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、歳入について、一般会計 4 ページから。

○加藤委員 入湯税についてお伺いしたいと思います。

歳入の入湯税につきまして平成 29 年度の 2 月末までの入湯税の額をまずお伺いしておきたいのと、また昨年より 315 万 1,000 円、歳入の見込み額が減額していますよね、その部分についての要因、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○税務会計課長・会計管理者 ご答弁申し上げます。

まず、平成 30 年 2 月末現在の入湯税の収入額でございますけれども、2 月末現在 3,708 万 925 円でございます。

次に、入湯税が 315 万 1,000 円減額になったという、その要因でございますけれども、これは今現在入湯税の納入施設が 6 施設になりますが、廃業施設が 2 箇所と、取り壊される施設が 1 箇所あることがその要因となっています。

以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、6 ページ、地方譲与税、地方揮発油譲与税。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、8 ページ、地方特例交付金、地方特例交付金。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、10 ページ、分担金及び負担金、負担金。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、12 ページ、使用料及び手数料、使用料。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、14 ページ、国庫支出金、国庫負担金。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、16 ページ、国庫支出金、国庫補助金。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、18 ページ、道支出金、道負担金。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、20 ページ、道支出金、道補助金。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、22 ページ、道支出金、委託金。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、24 ページ、財産収入、財産売払収入。

○加藤委員 私は、生産物売払収入の堆肥の売り払い代についてお伺いしておきたいと思います。

まず、今年度 30 年の 2 月までの販売額を確認したいということを 1 点、まずお伺いしておきたいと思います。

○真鍋委員長 暫時休憩。

休憩 午後 1 時 21 分

再開 午後 1 時 22 分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

平成 29 年度、今年度の 2 月末までの堆肥の売り払い代ということなのですが、2 月末現在で売り払い 561 万 5,000 円ということになっております。

以上でございます。

○加藤委員 わかりました。大体 29 年度の販売額はおよそ 600 万ちょいぐらいかなというふうに私は推測しております。その中で、29 年度の予算見ると 969 万円ということで予算を計上しているのです。そうしたら 360 万ほど開きがあるのですよね、予算と販売額との。こういう形で要するに減額になった要因と、あと開きです。その辺の受けとめ方という部分について聞かせていただければと思います。お願いします。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

堆肥の売り払い代、平成 29 年度の予算ということで、委員ご指摘のとおり、29 年度予算としましては 969 万ということで計上しております。これもともと予算を組むときに、ばらの堆肥で大体 600 トン程度、袋でいくと 1 万袋を大体目標として設定をいたしました。27 年度から製造の改善ということもありまして、また良質な堆肥が確保されたということで、改善されてからの実績は出てはいなかったのですが、量が確保できるということもありまして、高目といいますか、目標といいますか、ということで設定をした中で 969 万円ということで予算を組ませてもらいました。実際 29 年始まってみて、なかなか思うように伸びないといいますか、実際は 600 トン程度という計画というか、目標は設定したのですが、実際それほど売れていないというか、なかなか厳しいということで、大体 480 トン程度ですか、そういった中で見込みとしては 600 万円程度の見込みということで差が開いたということでございます。

以上でございます。

○加藤委員 了解しました。ただ、結果的には幅が多過ぎたという部分がありますので、今年度は 740 万という見込み、これに到達するように努力していただきたいですし、また目標にこれが伴わないのであれば、壮瞥の堆肥センターの管理運営費、これの歳出の部分をもう少し改めて見直し、さらなる見直しを考えながら歳入と歳出のバランスを図っていただきたいと思いますので、その点に向けてお伺いしておきたいと思います。

○経済環境課長 ご答弁申し上げます。

今委員ご指摘のとおり、29 年度は 300 万ほど開きがあったということでございます。確かにそのとおりでございます。それで、30 年度の予算につきましては、その辺の反省といいますか、28 年度の実績も踏まえた中で、目標としては少しでも多く売りたいということで取り組んではいるのですが、ただ予算となりますと歳入欠陥ということにはいけないということもあり、厳し目に見なければいけないということもありまして、その中で現実的であり、また利用拡大を図って到達できそうといいますか、現実的に努力できるような設定しなければいけないということで、30 年度予算につきましてはばらの堆肥では 600 トン程度、また袋の堆肥では 6,500 袋程度ということで、これは 28 年度の実績を

勘案した中での予算計上だったのですけれども、それで一応 740 万円ということで予算計上させていただきました。委員ご指摘のとおり、歳入歳出のバランスということも大事なことでありますので、歳出のほうにつきましても今後も経費を抑える努力をしながら進めていければなというふうに思います。

以上でございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、26 ページ、繰越金、繰越金。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、28 ページ、諸収入、雑入。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、30 ページ、町債、町債。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債の現在高の見込みに関する調書について、一般会計 184 ページから 191 ページまで。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 次に、予算書の第 1 表、歳入歳出予算、第 2 表、債務負担行為、第 3 表、地方債及び条文について。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 予算書及び予算に関する説明書全体について。

○高井委員 支出の部分で 123 ページに載っております非営利法人の事業の補助金の関係なのですけれども、その中での給与体系についての議論がなされておりました。それで、自分が考える中では普通のベースアップの部分よりもちょっと幅が大きいので、この辺について補助金ですので、考え方というか、検討してくれる考え方についてお聞きしたいと思います。

○副町長 昨日の質疑の中でも申し上げてきましたが、観光協会の補助金についてはほとんどが人件費に係る部分のアップ分が反映された予算でございます。ご指摘いただいた部分については、内容をよく承知をさせていただきましたので、観光協会とも協議をしながら、アップ率等については改めて協議をして決めていきたいというふうに思います。これから多分 5 月ぐらいに向けて総会等も開催されるかなというふうに思いますので、その前までには一定の協議を進めて調整をしていきたいなという考え方で思っております。

○松本議長 今高井委員のほうからもお話ございましたし、昨日の議論でもありましたし、副町長の答弁のとおりでございますけれども、あえてまた確認するわけではないのですけれども、ぜひ観光協会の当局者とも、当然でありますけれども、本町財政の厳しい状況も理解していただいた上で、観光協会の業務を進める上で必要な人の数も確認した上で、なおかつ公的な部分も含めて、話題に出ておりましたけれども、最低賃金をクリアする、しな

いみたいな話もございましたけれども、法的な部分のクリアも含めて、その上で観光協会そのものが会長を含めて役員の方は非常勤でありまして、およそ事務局にお任せのところだと思いますから、そういった経験者も含めてぜひ事情を聞いた上で、適切な配置と、それも協会側と協議を進めるようにお願いしたいと。その上で数字を示されて理解を求めていただきたいと思います。それをまた議会のほうにもご報告いただければと。

終わりました、実はこの場面で聞こうと思っておりましたけれども、質疑の中でもありました。それは課の編成でございまして、行政改革の一環でお話をされていたということもあるのでしょうかけれども、指摘あったように6課を4課にするということで、聞いただけかもしれませんけれども、経済建設課という名前、似ているといえは似ていますけれども、そもそも経済環境課といって廃止鉱山も含めた農業の関係と、いつときくつついたけれども、離れた商工観光課、それから建設課がありましたけれども、その3つが1つという認識はなじまない。それはなじまないのですけれども、その中身について町政執行方針のほうでも説明、質疑の中でもご説明ありましたけれども、少人数の課の配置をやめると、1人、2人の課がある場合。それを同じ課とするのですけれども、少人数で従来進めた課の業務もするわけですよ。それは少人数でもできていたことだと。だから、それを一体化する意味は、仕事はやるのだからどうなのかなと。続けて言えば、少人数配置の課はやめるのだけれども、行政事務運営の効率化を図る、あるいは横断的、柔軟にですか、対応していくという表現を僕なりに解釈すれば、複数の業務を複数の参事がいる課の中で割り振りをする。従来は縦で割っていたのを横に割ったりもすると、そういう理解なのか、その辺が経験がないというのもあるのですけれども、ぴんときない。

一方で、小さい自治体、ほかの自治体の課の編成を参考にされたという話もありますけれども、諸事情ありますし、産業構造も違うと、いろんな背景の中で壮警も、評価は別ですけれども、今の状況までの経過があったからこの課の配置があったのだらうと思うわけです。その意味で、業務は変わらないけれども、課を再編成して、進める中身は変わらないと思うのですけれども、その辺の理解がしっくりいかないわけなのです。ついでに出てくるのが職員の数も将来減らせなければいけないようなスタンスでいらっしゃるということで、それにつなげていこうとする。つまり課長職というのはもう減らしていくというふうに理解すればいいのか。今参事でいらっしゃるけれども、それが例えばその先の将来は課長補佐が数人いて課長を1人置くというようなことを目指していらっしゃるのかという辺の整理をぜひ伺いしたいと思います。

○副町長 まず、前段ありました観光協会の部分につきましては、先般から質問いただいて、先ほども高井委員の質問にお答えしたとおり、協議を進めていきたいなというふうに思っています。

2点目の機構改革の部分に関しましては、議長のご指摘のとおり、今すぐにこうして成果が見えるというものではないのかなというふうには思っていますが、将来的には壮警町の人口が多分減っていくだろうという想定のもとに、課の再編もそれに合わせて職員数を

減らす努力もしなければいけない。ということを考えたときに、今からそういう体制になれると言ったらおかしいですけれども、進めて、事務の効率化をとにかく図りたいのだというところなのです。執行方針等でも申し上げておりますが、これまで商工観光課というのは情報館において実質3名で運用してきてございます。夏場の比較的回るようなときには何とかこなしてはきたと思うのですが、冬期に入ると雪合戦等の業務が入って、本来の商工観光課がなすべき業務というのがちょっと停滞しているのかなというふうにも思った部分もあったものですから、そういったことを観点に考えていったときに、いつまでも分庁舎の形態で運用していくのがいいのかなというところで、連絡調整等のしやすさとかも考えたときに、できれば一つの庁舎の中で運用していくほうが効率的だろうと。そういった上で、今回ちょっと巨大な課になったという嫌いは確かにありますが、経済建設課ですか、3課を1課にまとめたという背景がございます。

議長ご指摘のとおり、今までやっていた業務は変わらないのでないかというご指摘も当然ありますが、どちらかという今までというのは1人1係ないし1.5係みたいな、縦割りと言ったら悪いのですけれども、どちらかというそういう傾向がありましたが、できるだけ複数の職員が同じような業務にかかわってやっていけば、仮に一人の方が長期で休んだとかといっても対応はできるだろうと。異動もそういったことを考えていけば、適時異動といいますか、定期的な異動もスムーズにいく体制はとれるかなという狙いを持って今回やってみたということです。これは、前から言っているとおり、ベストな状態かという、まだそこまでには正確に申し上げる段階ではないと思っていまして、試行錯誤をしながらですが、精度の高い組織体制として運用していければいいかなという、試験的な意味合いも含めてスタートしていきたいというところでもあります。

また、ご指摘にありました管理職のあり方についても、今現在10名の課長職おりますが、そこから将来的に、多分何年か年数はかかりますが、課長職がいて、課長補佐がいてというようなスタイルにいずれはしていけないかというふうに思っていますので、それはここ二、三年のうちには配置上は無理だというふうに思っていますので、今回は課長職がいて参事がいてというようなスタイルの運用をして、できる限り成功に結びつけていきたいという考えを持って今回提案をさせていただいたというところでもあります。

○松本議長 後段から説明あった部分をむしろ先に言っていただければ、私ももっとしっくり理解したと思うのですけれども、要は人も減ってくる中で組織を、今も実は少人数でも縦割りではないかと。だから、人が減っても、横割りとは言いませんけれども、横断的に臨機に人繰りをして対応する、複数で対応していく、重複して対応していくと。ですから、仕事はふえるかもしれないけれども、そういったことを組織として課すのだよと、そういうことの意味合いだということであれば、なるほど理解するわけでありまして、それをうまく庁内的にも伝えないとだめでしょうし、というのは小さい町でもやっぱり縦割りになれている、縦割りしか知らない、言い方失礼だけれども、そういう皆さんですよ。僕らも外から見てそれしか知らないわけだから、それが横断的ないしは重複して事に当た

るということについて、ないわけでもないでしょうけれども、ふなれなのだろうということをおもうので、初めての試みという言い方も変ですが、その辺の意思統一を図ってやっていただきたいのが1つ。

それと、後段の課長職云々というのは、今課長職以下にいる人たちにとって、当然志向的な意味で課長になって、管理職になって、課を運営したいという、当然そういう向上志向がなければおかしいわけだから、それが減っていくのはどうよというものもあるかもしれませんが、それはそれで別の議論として、次にこの関係でいうと具体的に今建設課長いまして、経済環境課長いるのですけれども、どちらかが課長になる。どちらかが参事になるのですけれども、商工もいる。その辺は副町長が当然示して決める。今も総務課が同じような形態ですけれども、課長職というのは今持っている守備範囲の責任者という、参事という立場で残りますけれども、総務課も実はそうなのですけれども、そういう理解でいいのか。中にいる職員はある程度フレキシブルに異動したり、協力し合ったりしていくのかというような具体的な例はどうなるのでしょうか。

○副町長 例を挙げてのご指摘でありますから、仮に経済建設課の部分で申し上げますと、課長がいます。それは、経済建設課ですから、経済部門と商工と建設の部分と3つ分かれていますけれども、全体を統括していただいて、マネジメントというか、総合調整役になります。あわせて、建設部門は従来どおり多分担っていただかないと難しいかなというふうな理解ではいますが、その中で従前の経済環境課の部分については参事職を充てて、その任に当たっていただきますが、あくまでも課長がいますので、課長との連絡調整とか、そういった部分は当然発生するという事で、全体を通して、部門に分かれるかもしれませんが、一応部門ごとで見ていただいて、課長は全体を統括して見ていただく。マネジメント役になるかなということで考えていますので、大きなまちですと部長がいて、課長がいてというようなスタイルに分かれていると思うのですが、そういった意味合いが多少あるかなということで思っています。今回 29 年に総務課を総務課長を置いて参事職2名という体制で先行的にやってみた結果、相当最初は苦勞されたというふうには思っていますし、課の全体の職員自体も苦勞された部分があるかなというふうには思っていますが、現状をいけば何とかうまく機能して回っている状況を見ていくと、多少時間はかかっても、そういった横断的な事務の効率化にはつながるのかなということで、期待を持ってこの取り組みを進めていきたいというふうには思っています。

○松本議長 ぜひ取り組みを進めていただきたい。

最後に、違う話題になりますけれども、行革に関してです。同僚委員の質疑の中にもありましたけれども、行革の説明を行政懇談でされて、痛みを伴うことの話が多いわけですから、こういうふうにしてくれという話があって、時期的にも行政懇談の場所で行政懇談が、2年間とは言いませんけれども、丸1年あいた上で年度末なものですから、非常に距離感感じた。その手法の話は後でしますけれども、そもそも行政改革というのは、意味合いも少し変わってはきていますけれども、そもそもは行政みずからの自主自律の改革だと

思うのです。みずからをみずからが律してぜい肉を減らしたり、自己改革しようという。

町民との約束というのは、まちづくり総合計画があって、10年ごとですけれども、それが昔の時代は総花的で虹と夢のバラ色みたいなところがあって、それは読み物としてはおもしろいけれども、具体的ではないではないかみたいなことありましたけれども、それはそれで、今第4次でしたか、3次でしたか、10年ごとのが成り立っていますよね、31年まででしたかね。そういうことがあって、それは議会でもまちづくり計画って基本構想までは議決行為なのです。地方自治法変わって議決しなくてもよくなりましたけれども、それうちもしていますよね。基本計画、実施計画は議決ではないけれども、行政改革というのは行政改革の成案、計画って議決行為ではないのです。それだけとっても、行政側の自主自律の改革なのです。ただし、何期目からか議員やっていますけれども、少しは緩い手前みその改革からどんどん、どんどんきて、今は自分たちのぜい肉も減らすけれども、サービスの低下も伴うものにどんどんなってきたものだから、住民の皆さんにも理解と。そもそもは行政改革の本部があって、会議があって、対外的には町民の行政改革推進委員会、今は行政評価委員会の皆さんですよ、そこに諮問、答申を受けて計画実施のはずなのです。その前に議会には説明をするというようなこと。

何が言いたいかというと、懇談会でも随分いろんなやりとりあったけれども、短い時間なので、お願いしたい、ごめんなさいというか、こうなりますという、何かマイナスなイメージが広がって終わってしまったのだけれども、ある程度成案なり実施計画がそろってから説明しようという姿勢だったのかもしれないけれども、僕はむしろもっと前に、まだ半ばだし、全然できていないのだけれども、実態が厳しいので、恐らく厳しい計画ができそうだという段階で、整理してから、整理してからで1年以上延びた期間が距離感生んでしまった気がする。成案ができてから説明というよりは、本来行革は今年度中につくって新年度で説明していくというものでしょう、本来は。スタート前からいろいろ皆さんの意見聞いてという、だめではないですよ、だめではないけれども、そこでやりとりしてもどうなのという話。経過変わらないから、きっと。だったら、28年度の途中でもこういう厳しいものができそうだという段階で、むしろその時点でやりとりしていたほうが受け入れがスムーズだったのかなという気がして、僕の印象です。自分の小さい自治会としても余り集まらなかったですけれども、数少ない中でもそんな話だったものですから、という気がするのです。

終わりましたと、次4月から、むしろここからが大切なのであって、今まで議会とやりとりしました。行政評価委員にも諮問、打診しました。住民行政懇談も一回り終わりましたで、実はこれからがむしろ本物であって、説明しつつ、折に触れて機会を設けてそういう場面で説明して協力を求めていくということを醸成していかないとスムーズにいかぬだろう。翻って、庁舎側も変わりましたと、こういうふうになりましたという、サービスの低下かどうかは別としても、住民からするとふなれな組織になっていったりするわけで、その辺の変わり目というか、その辺の節目のところがスムーズに伝わっていかないかなと

というような気がしたのが感想だったのです。

質問というよりも、そういった今の時期でこういう評価しますけれども、行革推進に当たって住民の理解に対して今の時点でどのようなお考えでいるかというところでまとめていただければ。

○副町長 議長おっしゃることもよくわかります。プロセスが大事だということも十分承知をしているというつもりでおりましたが、行政改革の大綱をつくってお知らせをして、実施計画といいますか、そののまとめに時間を要したというのが実際のところであります。行政改革をなぜやるかという、行政サイドとしてはお金がだんだんないのですと、そんな状態で今後どうしましょうかというところからのスタートですから、一足飛びに、悪く言えば財政再建団体ですとか、それよりちょっと手前の準備団体ですか、2通りありますが、それにならないために何とか自分たちの今やっているいろんなサービスを全部見直していこうと。その上で、ここはもういいのではないかとか、他市町と比べて突出し過ぎていませんかと、そういった部分を洗い出して、今回実施計画に盛り込んで、でき上がった段階で皆様にお知らせをしていきたいというところでもあります。

確かに今回の第5次ですから、以前までの行革の内容に比べると、町民にとっては痛みが多分大きくあるだろうなというふうには思っております。以前は補助金ですとか、使用料、手数料の見直しとかで大体が終わって、そのときの課題として残っていたのが上下水道料金の見直しですとか、そのほかにも細かくたくさんありましたけれども、部分的には先送りされて、これまで一切手をつけてこなかったというのがあった上で、今回第5次でそれらを全て網羅させていただいたというものであります。だから、決して今々すぐ問題として出されたというものではなくて、以前からの行革の中で話題としてはあったのですよということだけ事前に、忘れた方は多いかもしれませんが、そういったお知らせはしていたというふうには思っております。ですから、第5次の行革についてはできるものから順に進めていきたいという思いは持っていますが、昨日からの質疑の中でいろんな部分についてどうなのだという部分はありますから、それらについては一つの考えとしてはそのプロセスを十分整理した上で、よく理解されるように努めていくしかないかなというふうな認識は持っていますけれども、できる限りこの計画に基づいて進めていきたいというのが基本であります。そうしないと、この次、多分第6次の行革もまた始まると思うのです。そのときにまた痛みが、今回よりもさらに大きくなって求めていくような計画にならざるを得ないというふうにも思いますので、今回はできる限りこの行革について実施をしていきたいということで考えております。

これから、今は各自治会のほうに町政懇談会などを通じてお知らせをしている段階で、意見をいただいたという、それが全てではないとは思っていますが、改善すべきような部分については修正をしながら進めていきたいと思っていますし、成案の前には一度議会の皆様にも改めて提案をして、ご承認をいただいた上で成案として4月から運用していきたいという考えであります。

○松本議長 委員長、中身が違ったので、最後ちょっと意思が伝わっていない部分の答弁だったと思うので、お許しいただければ、すぐやめますけれども。

○真鍋委員長 はい。

○松本議長 現時点の危機感は共有しているつもりでありますし、私が言いたいのは、諸事情ありましたけれども、平たく言いますと丸2年お会いしなかった方にお会いしたら、厳しい話聞いたと。だって、その前は壮瞥高校の問題もあると、そういうことを内部でまとめてから説明したいと。それで、どんどん、どんどん延びていったのではないですか。結局やらなかったわけですよ。それは、僕は自治会でもそうやって話ししているのですから、だけれども出てきたのは今度丸2年たったら行革で厳しいとうという話になって、高校の話もあったけれども、それははっきり言ってミステイクでしたねという話なのです。

というのは、もっと以前に今の時点の厳しさを、それは共有しているつもりだからこそ、前倒して大綱の段階でも言えたはずだと思っているのです。だから、そこをあえて成案つくってから、実施計画つくってから出しましょうというのはちょっと後手後手だったのではないか。ちゃんとしようとしたが、ちょっと後手になったかなという気がします。だから、言ったではないですか、これからが大切だ。これから折に触れて機会を見て丁寧に説明していくことをむしろこちらから、行脚ではないですよ、懇談会やったように、そういう機会を捉まえて、顔が見える理事者側がそういう説明をしていくべきなのだろうと。押しつけるわけではないのですけれども、それが必要だと思うのです。やることやるのですから、議決行為ではないのですから、これは。そういうことを言いたかったのです。

○町長 町政懇談会の持ち方につきましては、以前にも議員さんのほうにもお話しさせていただいたり、町政懇談会の際におわびをしながら、町政懇談会ができなかったことについてもご説明をさせていただいてきたつもりでございます。その点につきましては、大変町民の皆さんにも申しわけない思いでございました。今回平成29年度の町政懇談会の中で行革についてご説明をしたということは、先ほどから副町長もお話ししているとおり、以前から私のほうからもお話をさせていただいております。この町をいつまでも続けていくために、本当に厳しい選択をせざるを得ないのが第5次の行政改革だというふうに思っております。ただ、今ご指摘のように、町民の皆さんに本当に詳しくもう少し、計画が上がる前に段階、段階で説明することが本来は望ましかったかもしれませんが、懇談会を開催しなかったことについてはそういうことで懇談会を開催しなかったと。

今いただいたことについては反省をしながら、今度第5次の成案とした後には、上下水道の件についてもまた平成30年度の町政懇談会の折にでもこういったことはご説明申し上げながら、町民の皆さんにご理解をいただく、そういった機会は設けていきたいというふうに思っております。ただ、早急に取り組んでいかなければならないものについては、どうか議員の皆さんも町民の皆さんの代表でございますので、地域において聞かれた場合にはご説明いただければありがたいなというふうに思っております。大変申しわけないのですが、常に私が議員になったときのことをお話しするのは大変恐縮なのですが、私もま

ち交事業で大きな町の事業をする際には、たまたま議員でおりましたので、地域に帰って、こういう事業がありますということは、高井委員ご承知かと思えますけれども、ご説明した経緯がございました。こんなこと申し上げて議員の皆さんには申しわけないのですが、そういったこともどうかご理解いただければなというふうに思っております。

いろんな議員の皆さんからご指摘あるいはご提案、いろいろ勉強させられること、いろいろといただいております。そういったことを反省しながら、今回また行政改革に取り組ませていただきたい。私も就任当時はこんなに厳しくなるとは予想もしていなかった。基金の推移を見ましても、平成 26 年ごろからちょっとふえ始めた経緯がございましたので、しかしその当時から今後は行革をしていかなければいけないのだということは副町長あたりにも、また担当のほうにもお話をしてきたつもりでもございます。そういったことで、今回町民の皆さんにご負担をいただくことも本当に申しわけなく思っておりますけれども、事情を酌んでいただいて、ご協力いただきたいなというふうに思っております。今の我々の時代ではなくして、以前からもお話ししているように次の世代に受け継いでいっていただくためにも、やはりこういったことは進めていかなければいかぬというふうに思っておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

○長内委員 全体にかかわるので、一般質問で先立って町長のほうに伺わせてもらいました。今のやりとりも含めて町民に伝わる形の中でお話ししたいという趣旨で質問するわけですが、私も一般質問含めて議論してきたが、かみ合わないのです。行政改革が目的になってしまっているところが私はあるのではないかなとどうも感じるのです。だから、どういう町をつくる、どういう施策を進めていくためにどういう目標があって、その目標に向かっていくプロセスも含めてどういう町をつくっていくのだという部分が見えてこないで行革が出てくるものだから、町民の人が何を目標しているのか見えないというお話を聞くのです。だから、例えば課の統廃合にしても、建設課も含めて農業と観光の 2 本柱の部分の中で、以前にも農業観光課という部分の中でいったときに、課長が 1 人で、あと課長補佐か係長かわかりませんが、そういう形でいった。そこが思ったような効果が出ないで、また 2 つの課になったという、縦割りといえば縦割りなのですがけれども、それをまた再度そういう形で、建設も含めてもっと大きな課にする。将来は、今福町長が言われた課長が 1 人で、あと課長補佐か何かの形に将来的にはなっていきたいといったときに、今は農業にしても観光にしても大きな転換を求められるというときに、それが町民や経済団体から見たらすんと落ちてくるのかという部分がどうも見えてこないのです。だから、行革のための取り組みにしか映らないというところがあって、その辺が町民として将来に対する不安や住んでいる地域に対する不安というのがある。要するに具体的な提案が見えてこないということなのです。だから、例えば久保内地域というか、上壮瞥、東部地域の施設の再編にしても、ずっと検討委員会持ってやってきました。それは、中学校の校舎は高校の問題があるから、それを外して議論してきた。多くの時間も使って、多くの人を集めて。その方向は高校がはっきりしてからということまで待っていた。でも、結果的に高校

は来なくなった。では、今までの議論や積み上げたものはまた振り出しに戻って議論しなければならないという、何かわかりづらいのです。それをできれば今後いろいろな形、町政懇談や、また違ったそういう場も含めてもう少しわかりやすい形で示していただきたい。それを達成するために行革があるのだということをぜひわかりやすい形でお示しをいただきたいと思っておりますけれども、重なる答弁になるのかもしれませんが、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○真鍋委員長 これより休憩といたします。再開は 14 時 15 分とします。

休憩 午後 2 時 05 分

再開 午後 2 時 15 分

○真鍋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長 今地域振興のことで長内さんからご質問あったかというふうに思いますけれども、町民の皆さんに見えない、すとなとこない、そんな表現でしたけれども、町民の皆さんがこの町で一番心配されていることはやはり人口減少だというふうに僕は捉えております。基幹産業である農業の高齢化もそうでしょうし、また観光のほうも洞爺湖温泉あるいは昭和新山等には多くのお客様が来ておりますし、また道の駅にも多くのお客さんが来ておられる。しかし、例えば一部それぞれの久保内方面ですとか、立香方面ですとか、そういったところに観光客をどう呼び込んでいくかということは、私もまだそこまでは捉えて計画も立ててもないし、ただ壮瞥町全体にお客様に来ていただくための取り組みは自分としてはしているというふうに思っておりますし、農業政策に対しましても高齢化を見据えての労働力の余り要らない施設園芸、あるいは今民間の農家の皆さんが取り組んでおられるようなことも農家の皆さん方が見て、聞いて、自分にも取り入れていく努力もしていただきたいというふうに思っております。人口減少問題についてこれまでも平成 25 年から、政策として細かく一つ一つ申し上げますけれども、委員もご承知というふうに思っております。どんなことをしてもこの町を私の施策として続けていくためのいろんな取り組みはしているつもりでもございますし、これからも汗をかき、努力をしていかなければならぬというふうに思っております。そういったことをどうか理解していただければありがたいなというふうに思っております。

議員の一般質問等でもお話しいただいておりますけれども、政策の先が見えない、何をしているのだけが見えないということでは私はないというふうに思っております。自分が取り組んでいることについては、私も議員の皆さんの力をかりながら、職員の頑張り、そういったこともあって、政策としては取り組んでいるつもりであります。ほかのまちにないことも取り組んでいることもありますし、また民間の力もかりて取り組んでいるものもございますので、そういったことをどうかご理解いただければ大変ありがたいというふうに思っております。

また、今後の長内委員のおっしゃっている東部地域のほうの振興につきましても、私は

決して今まで何も取り組んできていないというふうには思っておりません。平成 24 年には、あの地域の前任者の計画はございましたけれども、やる、やらないは私の判断だというふうに思っていました。24 年には改善センターの前に 8 戸の特公賃住宅を建てて、あちらのほうの定住の施策としても取り組んでもいるつもりですし、あの地域の皆さんのコミュニティ、活動する場所としての施設の改善もしてきたつもりでもございます。ですから、一般質問でもお答えしたように、どうか今ある施設で地域のそれぞれの皆さんが大いに活動されて使っていただいて、これからの地域のコミュニティをつくっていただければありがたいというふうに思っております。今後ともどうか議員の皆さんや町民の皆さんからも、こんなことを言うに変だというふうに言われた経緯もございますけれども、やっていることは私自身もやっているつもりでありますけれども、それに足りないものがあるれば、どうかご提案をいただきたいというふうに思っております。

今後とも、あと残すところ任期 1 年でありますけれども、この町をいつまでも続けていけるための政策として、今行革にも取り組んでおりますけれども、それぞれの福祉についても、子育て支援についても私は政策として取り入れて、ここ 8 年の任期、2 期目も含めまして取り組んでいるつもりであります。

以上であります。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 18 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号 平成 30 年度壮瞥町一般会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 19 号 平成 30 年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 19 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号 平成 30 年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 20 号 平成 30 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 20 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号 平成 30 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 21 号 平成 30 年度壮瞥町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

○松本議長 2 点ありますが、お伺いしたいと思います。

地域包括支援センターで 29 年度に新年度の職員を 1 人採用募集されておりまして、新年度から 1 人増員と、予算もそのようになっているようでありますけれども、どのような業務を行うのかということが 1 つであります。

もう一つは、3 年ごとの介護保険事業計画の見直しの年でありますから、新年度新たな、7 次になるのではしたか、新たな計画が恐らく議会にもそのうち成案になった実施計画が上がると思うのですけれども、きょうはつまびらかにすることもないのですけれども、一応想像ですけれども、地域包括支援システムの構築等を全国的に厚労省が言っていることが、

多分そういったものがのってくるのだらうと思いますが、以前にも言いましたけれども、全国で言われ、大きなまちでも取り上げられることが今の時代はうちの町でも取り上げざるを得ない部分、言い方変ですけれども、なってくるわけですから、背伸びをせず、身の丈に合ったうちの町らしい実効性のある計画であってほしいという思いも込めて、新たな計画はどんなことがエキスとして盛り込まれているのか、きょうは余り長くなっても困るので、ポイントだけ説明いただければと思います。

○住民福祉課長　ご答弁申し上げます。

１点目、地域包括支援センターの30年度の職員といいますか、体制についてからご答弁申し上げます。平成30年度につきましては、専従の保健師が1名、こちらは町の正職員の保健師になりますが、それと嘱託職員として介護支援専門員か社会福祉士の2名と、あと臨時職員の介護支援専門員ということで、嘱託職員、臨時職員については募集をかけたところでございます。次年度の体制といたしましては、最終的に嘱託職員2名、こちらは社会福祉士の資格を持った方と臨時職員については介護支援専門員の資格を持った方を任用する予定となっております。現状といいますか、平成29年度から地域包括支援センターが町の直営となりました。平成29年2月末と30年の2月までの相談、予防支援対応等の実績で申しますと、トータルでいいますと29年2月末でいきますと550件だったところ、平成30年2月でいきますと863件ということで、300件ばかり相談、また支援対応、また総合相談、訪問等の対応で業務量がふえてきているという実態もでございます。第7期の介護保険計画の中でも将来推計、見通し等々ということで、要介護認定等を受けられる方も今後増加していく傾向にあるといったようなことから、業務量もふえていくだろうということの想定の中で、1名の職員の増が必要という判断に至ったことにより、今回嘱託職員1名増ということを考えているところでございます。

あと、包括の体制ですが、業務量がふえることによって職員体制を今後も増加していくということではなくて、職員のスキルアップも図りながら業務の実態に合った形での職員体制の見直しを継続的に行っていく必要があるという認識でございますので、その年度、その年度必要な体制の構築についての検討は行っていきたいと考えております。

あと、第7期の介護保険計画に係る部分のご質問、概要についてということで、製本になったものについては議員の皆様にもご紹介をさせていただきたいと思っておりますが、平成29年度策定委員会の中で検討いただきましたものを町長のほうに答申をしております、成案にしたいと思っております。大きなものとしたしましては、7期、平成30年度から32年度までの介護保険料の額の決定と、あと3年度の中でどういった事業の取り組みを行っていくかといったものを計画としてお示しする形のものになっています。ご質問にありました特に地域包括ケアシステムの推進については、認知症施策の推進、あと医療、介護の連携の推進、生活支援施策の推進ということで、高齢者の方が住みなれた地域で暮らしていけるような対応として、地域資源を活用した取り組みの推進ということで計画のほうで記載をしております。そういった形で、30年度から32年度まで3年度にわたる第

7期の計画期間、高齢者が住みなれた地域で暮らせるような体制づくりに努めていきたいということを計画の中でうたっております。

以上です。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号 平成30年度壮警町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号 平成30年度壮警町簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

○佐藤委員 ここでまとめて2点伺いたいと思います。

私はずっと第5次行政改革に絡んで質問しているのですが、第5次行政改革で下水道料金を平成30年度から段階的に引き上げると、2月6日から15日までの町内5会場でそのような説明をしておりますけれども、具体的なことはそこでは言われておりません。現在もまだその具体化はされていないと思いますけれども、この段階的引き上げ案はいつころをめどにして提示する考えか、1点目。

2点目、まとめて言います。段階的引き上げ案が出たとき、私は町民の皆さんに対する丁寧な説明が必要だと思うのです。14日の審議の中で、私は害虫、蜂のことで質問したところ、いつからと言ったら、ことしから。これはいいです。そして、今まで幾らかかっていたのと聞いたら、1件8,000円くらい。どのくらいで金額考えていますか、4,000円というような。4,000円、そうなるかもしれませんが、なぜ町政懇談会の中に具体的な数字を入らなかったのか、説明に。そういうことを考えるものですから、ちょっとそれはまずかったのではないかと私は考えております。そこで、段階的引き上げ案ができたとき町民の皆さんに、私は今回のようなことのないように丁寧な説明をしていただきたいと考えております。

この2点について伺います。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

上下水道料金のまずはスケジュール的なものだと思いますけれども、今少しずつ始めてはいるのですが、過去の決算等から必要経費というのを今算出しているところでして、今後建設改良費といいますか、大きな事業に係る事業費ですとか、また起債の償還に係る部分ですとか、そういう将来的な財政のシミュレーションを行いながら、最終的には必要な水道料金を算出し、実際にはどこまで上げようかという検討をしていくことになるというふうに考えております。料金改定につきましては条例改正が必要だということと、あとそれだけではなくてシステム改修もしなければならないということもあります。それと、今料金改定と一緒にできるかどうかということ自体を検討しようかなというふうに思っているのですが、上下水道料の納付書が別々であったり、コンビニ収納ができないのです。利用者の利便性を図る部分で、納付書を一本化したりだとか、コンビニ収納も料金改定にあわせてできればいいなというふうに今ちょっと思っているところで、できるかどうかはまだ細かいところまでは検討できていないのですが、そういうことも検討しながら、条例につきましては議会で条例改正をし、システム改修等の手続を行いながら、今のところは年度内というふうに思っていまして、できるだけ早くは進めていきたいというふうには思っております。

そのような中で、2番目の質問にも出ておりましたけれども、住民に対しても、上下水道は特別会計でやっておりますので、財政状況ですとか現状の説明ですとか、あと水道料金を上げる必要性については十分に丁寧な説明をして、改定に向けては進めていきたいというふうに思っております。

○副町長 上下水道に関しては、今答弁のとおりであります。

1点だけ、佐藤委員の質問の中で害虫駆除に関して金額提示されておっしゃられていましたが、町側の答弁としては半分程度ということでお答えをしていますので、金額先行でお話しされるとちょっと、まだ総体の額がいくらと決まっていないものですから、その半分程度ですということで確認だけしておいていただければと思います。4月以降に業者決定をする段階のプロセスの中で単価がどれぐらいになるかというのは決まりますので、今現在の価格は大体8,000円程度でいっていますけれども、今後どうなるかわかりませんので、それのおおよそ半分程度を負担いただきたいということでの答弁をしておりますので、金額は先行しないでいただければというふうに思っています。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 22 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号 平成 30 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 23 号 平成 30 年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

○佐藤委員 ここで 3 点ありますので、3 点続けて質問したいと思います。

壮瞥町は、農業集落排水事業に滝之町は平成 4 年から、久保内は平成 6 年から、仲洞爺地区では平成 9 年からそれぞれ供用開始していると私は記憶しております。また、この地域の範囲外、地域外に合併浄化槽の設置を取り進めてきております。そこで、この状況を現状を把握したいので、次のことについて質問します。

集落排水事業区域内のそれぞれの普及状況、これについて 1 点目、それから区域外の合併浄化槽設置地域内のそれぞれの普及状況、これを 1 点目伺いたいと思います。

それから、集落排水事業を見ますと、20 年近く経過している地域もありますし、経年化によっていろいろな課題が生じてきているのではないかなと。現段階で考えられている課題は何かについて 2 点目。

それから、3 番目として、さきに発表された行革の中で特に仲洞爺地区のことですけれども、次のようなことが言われております。仲洞爺地区の集落排水事業の施設機能強化、合併浄化槽への変更などについて 30 年度から検討したいということをおっしゃっておりますけれども、施設の機能強化については私は理解できるのですけれども、合併浄化槽への変更などについても述べているのです。合併浄化槽への変更についてどうしてこのような形にするのか、今の施設でできないのか。状況よくわかりませんので、これについて説明願いたいと思います。仲洞爺でもこのことを言っていたのですけれども、住民の皆さんからは一言も質問的なものなかったような気がするのですけれども、この点説明をお願いしたいと思います。

以上 3 点、よろしくお願いします。

○建設課長 まず、1 点目の集落排水事業と合併浄化槽の普及の状況でございますが、集落排水事業につきましては普及率、水洗化率でお答えしたいと思いますけれども、3 地区合わせまして 91.5%の普及率となっております。合併浄化槽のほうにつきましては、63%の普及率となっております。

それから、2 番目の課題という部分でございますが、経年劣化に伴いまして施設ですとか設備の老朽化というのが一番の課題でございます。滝之町と久保内地区につきましては、

平成 24 年から本年度まで、機能強化ということで計画を策定しまして、交付金を活用しながら機能強化事業を行ってきております。今度は仲洞爺地区ということになります。その検討が今後必要になってくるということです。それとあと、課題としては、今月上旬に全町的な停電がございましたけれども、停電があったときにポンプがとまる。幾つもあるポンプがとまってしまいますので、その対応が今回はバキュームで吸ったりですとか、そういう対応をしたのですが、災害時の対応という部分ではそういうことを解消するような仕組みづくりとか、ができればいいかなというふうには思っておりますが、なかなか難しいことではあるかなと思いますけれども、それも一つの課題かなというふうには今思っているところでございます。

3 番目の行革の中と仲洞爺地区の検討についてでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、滝之町と久保内については機能強化につきましては今年度で終わりなのですが、億単位の事業費がかかっております。今後同じく機能維持していくためには、将来的にもまた同じようなことを繰り返していかないとだめで、同様の費用が必要になってくるのですが、今後仲洞爺の機能強化という部分で検討するに当たりましては、将来的に今の仲洞爺の集落排水のシステム、真空ポンプを使った処理の仕方のシステムになっておりますけれども、それを継続し続けるのかということで、将来的な財政的な負担ということと、もちろん利用者の利便性ということも考えながらでございますが、現状のまま機能強化を進める前に一度将来的なことも考えて、改めて一回検討はしたいということの内容でございます。合併浄化槽ありきということで進めるわけではないのですが、例えば合併浄化槽においても浄化槽を設置する土地の問題ですとか、その工事費や放流先ですとか、さまざまな問題ありますので、そういうことをこのまま今のシステムを継続することと比較検討しながら行っていきたいということでございますので、ご理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○佐藤委員 状況や課題、それから今抱えていることは理解できるのですが、ちょっと専門用語を使われておりましたけれども、私は滝之町も久保内も仲洞爺も同じ方式の浄化槽だと勝手に想像していたのです。今の説明を聞きますと、システムが真空ポンプ式と、真空ポンプという言葉使われておりましたけれども、真空ポンプというのはどういう方式で仲洞爺はやっているか、これだけお聞きして終わりたいと思います。

○建設課長 滝之町、久保内は傾斜があって、自然流下をしながら、そしてポンプでつないでいくという方法をとっているのですが、仲洞爺地区は割と平地が多くて、管の中を真空の状態にして圧送するというか、吸い込むというか、そういう方式をとっております。その違いでございます。

○真鍋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 23 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○真鍋委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号 平成 30 年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○真鍋委員長 これにて本特別委員会に付託された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、予算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 2 時 4 6 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員